

筑豐線 若松、中間、新入、直方、芳雄、飯塚、新平恒、白井、大隈、下山田、上山田、鯉田、上三緒、赤坂、漆生、筑前山野、香月、中泉、金田、楠、伊田、磯光、目尾

朝鮮

咸鏡線 龍潭、高原、咸興、西湖津、端川、城津、吉州、羅南、翰城、古茂山、會寧、遮湖、清津、清津港

惠山線 白岩、惠山鎮

東海線 慶州、浦項、鶴山、蔚山

京義線 開城、土城、新幕、沙里院、黃海黃州、平壤、西浦、新安州、孟中里、定州、宣川、新義州、兼二浦、寺洞、勝湖里、鎮南浦

滿浦線 价川、熙川、滿浦

平元線 順川

京元線 東京城、硯村、鐵原、安邊、元山

京慶線 永川

京釜線 釜山、棧橋、釜山、草梁、釜山鎮、三浪津、大邱、金泉、大田、鳥致院、天安、水原、南京城、龍山、京城、仁川、慶北安東

湖南線 裡里、松汀里、木浦、群山、群山港

慶全線 昌原、馬山、晉州、慶和、鎮海、光州

全羅線 麗水港、麗水、順天、南原、全州

臺灣

縱貫線 基隆、八堵、臺北、新竹、竹南、彰化、王田、二水、嘉義、番子田、臺南、高雄

宜蘭線 蘇澳

臺東線 花蓮港、玉里、臺東

淡水臺 淡水

臺中線 臺中

集集線 濁水、外車埕

阿里山線 眠月

潮州線 屏東、溪州

樺太

泊榮線 大泊、豐原、落合、榮濱

豐真線 手井

西海岸線 野田、本斗、眞岡

川上線 小沼、川上炭山

二 地方鐵道及軌道並ニ南滿州鐵道

イ 內地

北海道鐵道 上野幌

長岡鐵道 寺泊

常總鐵道 石下

東武鐵道 越ヶ谷、武州大澤、武里、粕壁、鷲宮、加須、館林、太田

岩鼻輕便鐵道 上州岩鼻

上信電氣鐵道 下仁田

秩父鐵道 行田

西武鐵道 川越、南大塚

武藏野鐵道 豐岡町、所澤

名古屋鐵道 新津島、布袋

各務原鐵道 一聯隊前、二聯隊前、長住町

湖南鐵道 新八日市

近江鐵道 八日市

南海鐵道 堺、濱寺公園、葛葉、貝塚、尾崎、和歌山市

加太鐵道 加太

播丹鐵道 播鐵社

井笠鐵道 井原、笠岡

藝備鐵道 三次

阿南鐵道 古庄

博多灣鐵道汽船株式會社鐵道 志免、新原、西戸崎

朝鮮

南滿洲鐵道 上三峰、瀋陽、南陽、穆稷、訓義、新阿山、阿香

地、雄基、羅津

朝鮮鐵道 沙里院、上海、長淵、東海州、海州、龜津、海州

港、土城、鳥致院、清州、忠州

朝鮮京南鐵道 天安、長湖院、長項

朝鮮京東鐵道 水原、驪州、仁川港

新興鐵道 咸興、西咸興、五老、泗水、赴戰湖畔、西湖里

朝鮮平安鐵道 鎮南浦、龍岡溫泉

朝鮮中央鐵道 勝湖里、平南江東

京春鐵道 城東、硯村、奉川

〔朝〕

端豐鐵道 端川、洪君

平北鐵道 定州、水豐、富寧、青水

多獅島鐵道 新義州、楊市、多獅島港

北鮮拓殖鐵道 古茂山、茂山

臺灣

新高製糖株式會社鐵道 新高彰化、新高鹿港、新高大林

明治製糖株式會社鐵道 番子田、二重港、港墘

大日本製糖株式會社鐵道 嘉義、烏麻園

關東州

南滿洲鐵道 大連埠頭、大連、沙河子、周水子、旅順

金福鐵道 金州、魏子窩、城子鹽

樺太

樺太鐵道 落合、知取

第三十五 停車場平面圖

圖例第二十六號ニ依リ作製スベシ

第三十六 列車運行圖表

圖例第二十七號ニ依リ作製スベシ

第三十七 各驛旅客貨物發著及通過數量圖表

圖例第二十八號ニ依リ作製スベシ

〔圖例略ス〕



### 朝鮮住宅調査規則

昭和十七年二月二十六日  
朝鮮總督府令第四十四號

資源調査法第一條第二項ノ規定ニ依リ朝鮮住宅調査規則左ノ通定ム

#### 朝鮮住宅調査規則

- 第一條 本令ニ於テ住宅トハ居住ノ用ニ供セラルル建物ヲ謂フ
- 第二條 本令ニ依ル調査ハ朝鮮總督ノ指定スル期日ニ於テ朝鮮總督ノ指定スル地域ニ現在スル住宅及朝鮮總督ノ指定スル建物ニ付之ヲ行フ  
前項ノ指定ハ調査ノ都度豫メ之ヲ告示ス
- 第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ別ニ定ムル様式ニ依リ調査票用紙ニ該當事項ヲ調査記入シ前條ノ規定ニ依リ指定セラレタル期日ヨリ五日以内ニ府尹又ハ邑面長ニ之ヲ提出スベシ
  - 一 住宅(第二號ニ掲グルモノヲ除ク)ノ居住世帯主(二以上ノ世帯居住スルトキハ其ノ住宅ノ所有者タル居住世帯主、借主タル居住世帯主又ハ之ニ準ズルモノ)
  - 二 アパート、下宿屋又ハ寄宿舎ノ經營者又ハ管理者
  - 三 第二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル建物ノ所有者又ハ管理者

### 朝鮮住宅調査規則第三條第一項ノ規定ニ依ル調査票用紙ノ様式

昭和十七年二月二十六日  
朝鮮總督府告示第二百七十三號

朝鮮住宅調査規則第三條第一項ノ規定ニ依リ調査票用紙ノ様式左ノ通定ム

〔様式一〕

第一號様式

提出者		氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
提出者		氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11	
氏名		所在地		所有別		坪造		構造		用途		本籍		昭和		年月		日現在			
1		2		3		4		5		6											



19 電 燈	イ 有	ロ 無	20 浴 室	イ 有	ロ 無
			21 便 所	イ 有	ロ 無

(日本標準規格 A 4)

第一號様式記載心得

(1) 一般記載心得 一 本調査票へ入ノ居住スル建物ニ付テノ「記入スベシ」(入ノ居住セザル別棟ノ附屬家屋、工場、作業場、土蔵、物置等ニ付テハ記入セザルコト)

- 二 記入欄ニ「イ、ロ、ハ」符號アルモノハ①ノ如ク該當事項ニ符號ヲ中心トシテ○印ヲ附スベシ
- 三 記入欄ニ該當事項ナキ場合ハ斜線ヲ以テ之ヲ抹消スベシ
- 四 數字ハ1,2,3ノ如ク「アラビヤ」數字ヲ以テ記入スベシ
- 五 併用住宅ニシテ朝鮮住宅調査規則第三條第一項第三號ニ該當スルモノハ本票ニ記載セズ第二號様式ノ調査票ニ記載スベシ

(2) 對照符號ニ依ル記載心得

- 2 本籍 調査票提出義務者ノ本籍地道府縣名(外國人ニ在リテハ國籍名)ヲ記入スベシ
- 7 建坪 「一階」床面積」ノ合計ヲ記入スベシ(廊下、板間、大廳、便所等ノ面積ヲ含メ記入スベシ)朝鮮式住宅ニシテ坪數不明ノ場合ハ間數ヲ以テ記入スルモ差支ナシ延坪ニ付亦同シ
- 8 延坪 「各階」床面積」1.合計ヲ記入スベシ
- 9 構造 下記區分ニ依リ記入スベシ(木造及煉瓦造折衷ノ場合ニ於テハ其ノ主タル構造ニ依リ之ヲ記入スベシ)
- (1) 木造 外壁ガ木柱ニ依リテ相立テラレ板、土、漆喰、セメント、煉瓦或ハタイル等ヲ以テ仕上ラレタルモ
- (2) 煉瓦造 外壁ガ煉瓦ノミニ依リテ積立テラレ或ハ其ノ表面ヲセメント又ハタイル等ヲ以テ仕上ラレタルモ
- (3) 其ノ他 木造及煉瓦造ニ非サルモノ例ハ鐵筋コンクリート造ノ如キモノ

[票17]

[票17]

- 10 様式 内地式ト朝鮮式ト折衷ノ場合ニ於テハ「其ノ他」ニ記入スベシ内地式ト洋式、朝鮮式ト洋式折衷ノ場合亦同シ
- 11 型式 一戸建、二戸建、三戸建等ノ區分ヲ記入スベシ
- 12 階數 一階建、二階建、三階建等ノ區分ヲ記入スベシ
- 13 居住室 應接室、客間、食堂、茶ノ間、子供室、女中室、齋、寢室等ト爲シ得ル室ハ總テ居住室トシテ記入スベシ(臺所、浴室、便所、階段室、廣縁等ハ居住室ニ算入スベカラズ但シ朝鮮式住宅ニ在リテハ大廳ハ居住室ト爲セシメ記入スベシ)
- 面積ハ洋室又ハ温泉ニ在リテハ疊數ニ換算記入スベシ 但シ不分明ナル場合ハ洋室ニ在リテハ坪數ニ依リ温泉ニ在リテハ坪數又ハ間數ニ依リ之ヲ記入スベシ
- 14 居住人員 常時居住スル人員ヲ記入スベシ(常時居住スル者ノ中調査當日旅行、入院、宿直等ノ爲不在ナリシ場合モ其ノ居住人員ニ算入スベキモノトシ調査當日個々親戚友人等滞在スル場合ハ算入スベカラザルモノトス)
- 15 同居關係 同居トハ同一戸籍内ニ在ル者及使用人以外ノ者ト同居スル場合ヲイフ

第二號様式

特殊住宅及指定建物調査票  
(朝鮮住宅調査規則第三條第一項第二)  
(該當住宅及同第三號該當建物用)

提出者	1 氏 名	印	2 屋號又ハ名	昭和	年	月	日	現在
				4 所在地	府 邑 面	町 洞 里	番 地	
建 物	3 用 途	イアパート ロ下宿屋 ハ寄宿舎 ニ佛閣 ホ教會堂 ヘ布教所 ト旅館 テルリ宿泊所 ×料理店 九貸座敷 ヲ浴場		5 様 式	イ内地式		ロ朝鮮式	
					ハ洋式		ニ其ノ他	

一四二八三



6 建 坪	8 構 造	坪 間			合 計	7 延 坪	坪 間	合 計
		イ木造 ニ其ノ他	ロ煉瓦造 ハ鐵筋コンクリート造	及ハ 管理 者自 ラシ ムル 室 數				
區 分	總 室 數	同 右 面 積	同 右 面 積	同 右 面 積	差 引 室 數	同 右 面 積	居 住 人 員	人 人
疊 室	疊 室	疊 室	疊 室	疊 室	疊 室	疊 室	總 人 員 加 倍 及 下 宿 其ノ他ノ同居	人 人
洋 室	(疊 坪)	疊 室	(疊 坪)	疊 室	疊 室	(疊 坪)		
溫 突	(疊 坪)	疊 室	疊 室	疊 室	疊 室	疊 室		
板 間 又 ハ 廳 大	疊 室	(疊 坪)	疊 室	疊 室	疊 室	疊 室		
計	疊 室	疊 室	疊 室	疊 室	疊 室	疊 室		

第二號様式記載心得

(日本標準規格 A4)

[標12]

- (イ) 一般記載心得
- 一 記入欄ニイ、ロ、ハノ符號アルモノハ、如ク該當事項ノ符號ヲ中心トシテ○印ヲ附スベシ
  - 二 記入欄ニ該當事項ナキ場合ハ斜線ヲ以テ之ヲ抹消スベシ
  - 三 數字ハ1.2.3.ノ如ク「アラビヤ」數字ヲ以テ之ヲ記入スベシ
- (ロ) 制限符號ニ依ル記載心得
- 1 屋號又ハ名稱 何々アパート、何々館、何々寮、何々寺、何々ホテル、何々屋、何々樓等ノ如ク記入スベシ
  - 2 様式 内地式ト朝鮮式ト折衷ノ場合ニ於テハ「其ノ他」ニ記入スベシ 内地式ト洋式、朝鮮式ト折衷ノ場合亦同シ
  - 3 同シ同建物ガ二棟以上ニ互リ様式ヲ異ニスル場合ハ主ナル建物ニ付テ之ヲ記入スベシ
  - 4 延坪 「一階ノ床面積」ノ合計ヲ記入スベシ(廊下、板間、大廳、便所等ノ面積モ含メ記入スベシ)
  - 5 延坪 「各階ノ床面積」ノ合計ヲ記入スベシ
  - 6 構造 主ナル建物ノ構造ニ付テ之ヲ記入スベシ(木造ト煉瓦造、煉瓦造ト鐵筋コンクリート造等折衷ノ場合ニ於テハ其ノ主ナル構造ニ依リテ之ヲ記入スベシ)
  - 7 構造 外壁ガ木柱ニ依リテ組立テラレ板、土、漆喰、セメント、煉瓦或ハタイル等ヲ以テ仕上ラレタルモノ
  - 8 構造 外壁ガ煉瓦ノミニ依リテ組立テラレ或ハ其ノ表面ヲセメント又ハタイル等ヲ以テ仕上ラレタルモノ
  - 9 其ノ他 木造、煉瓦造及鐵筋コンクリート造ニ非ザルモノ例ヘバ石造ノ如キモノ
  - 10 階數 一階建、二階建、三階建等ノ區分ヲ記入スベシ
  - 11 室ノ使用状況欄中疊室及溫突ハ其ノ全部ニ付調査記入シ洋室、板間又ハ大廳ハ現在居住ノ用ニ供シツツアル室及現狀ノ儘直ニ居住ノ用ニ供セラルベキ室ニ付テノミ調査記入スベシ
  - 12 同上欄中「經營者又ハ管理者自ラ使用スル室數」欄ハ事務室或ハ經營者又ハ管理者及其ノ家族並ニ使用人及其ノ家族ガ常時居住ノ用ニ供スル室數ヲ記入スベシ
  - 13 同上欄中「居住人員」欄ハ常時居住スル人員ヲ記入スベシ(常時居住スル者ノ中調査當日旅行、入院、宿直等ノ爲不在ナリシ場合モ其ノ居住人員ニ算入スベキモノトシ調査當日偶々親戚友人等滞在スル場合ハ算入スベカラサルモノトス)

[標13]

- (イ) 其ノ他記載心得
- 一 室ノ使用状況欄中疊室及溫突ハ其ノ全部ニ付調査記入シ洋室、板間又ハ大廳ハ現在居住ノ用ニ供シツツアル室及現狀ノ儘直ニ居住ノ用ニ供セラルベキ室ニ付テノミ調査記入スベシ
  - 二 同上欄中「經營者又ハ管理者自ラ使用スル室數」欄ハ事務室或ハ經營者又ハ管理者及其ノ家族並ニ使用人及其ノ家族ガ常時居住ノ用ニ供スル室數ヲ記入スベシ
  - 三 同上欄中「居住人員」欄ハ常時居住スル人員ヲ記入スベシ(常時居住スル者ノ中調査當日旅行、入院、宿直等ノ爲不在ナリシ場合モ其ノ居住人員ニ算入スベキモノトシ調査當日偶々親戚友人等滞在スル場合ハ算入スベカラサルモノトス)



### 朝鮮商業調査規則

昭和十六年十二月十七日  
朝鮮總督府令第三百二十九號

資源調査法第一條第二項ノ規定ニ依リ朝鮮商業調査規則左ノ通定ム

#### 朝鮮商業調査規則

- 第一條 卸賣ヲ業トスル者(以下商業主ト稱ス)ハ營業所毎ニ毎年別記様式ニ依リ調査票三通ニ該當事項ヲ調査記入シ翌年二月末日迄ニ其ノ營業所所在地ノ府尹、郡守又ハ島司ニ之ヲ提出スベシ
- 前項ノ調査票ニ調査記入スベキ事項中業種及商品別仕入商品卸賣額ハ別ニ定ムル分類ニ依リ區分シテ之ヲ記入スベシ
- 第二條 府尹、郡守又ハ島司ハ當該府郡島内ノ調査票ヲ取鑑メ審査ノ上其ノ一通ハ之ヲ受理シタル日ヨリ二年間其ノ應ニ保存シ其ノ他ハ三月末日迄ニ道知事ニ之ヲ提出スベシ
- 第三條 道知事ハ資源調査員ニ就キ本令ニ依リ調査票用紙ノ配付、調査票蒐集其ノ他之ニ關連スル事務ニ從事セシムベキ者(以下商業調査員ト稱ス)ヲ指定スベシ
- 商業調査員ハ府尹又ハ邑面長之ヲ指揮監督ス
- 第四條 府尹、郡守及島司ハ豫メ調査票用紙ヲ商業主ニ配付スベシ

- 商業主調査票用紙ノ配付ヲ受ケザルトキハ府尹、邑面長又ハ商業調査員ニ其ノ旨ヲ申出テ之ガ配付ヲ受ケスベシ
- 第五條 道知事ハ受理シタル調査票ヲ審査ノ上其ノ一通ハ之ヲ受理シタル日ヨリ二年間其ノ應ニ保存シ他ノ一通ハ番號ヲ記入シ四月末日迄ニ朝鮮總督ニ之ヲ提出スベシ
- 第六條 本令ノ規定ニ依リ提出シタル調査票ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ人的及物的資源ノ統制運用計畫ノ設定及遂行ニ必要ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 前項ノ調査票ハ統計上ノ目的ニ使用スル場合ト雖モ道知事、府尹、郡守又ハ島司之ヲ集計發表セントスルトキハ豫メ朝鮮總督ノ認可ヲ受ク
- 第七條 本令ノ規定ニ依リ提出シタル調査票ハ前條ノ規定ニ拘ラズ名稱調査ノ目的ヲ以テ左ニ掲グル事項ヲ摘録スル爲之ヲ使用スル

- 一 營業所名
  - 二 營業所所在地
  - 三 電話番號
  - 四 商業主氏名又ハ名稱
  - 五 本支店別
  - 六 企業組織
  - 七 業種
  - 八 卸賣商品名
- 附則  
本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

調査票		調査票	
調査票	調査票	調査票	調査票
1 營業所名	2 電話番號	3 商業主氏名	4 本支店別
5 企業組織	6 業種	7 卸賣商品名	8 卸賣額
9 營業所所在地	10 商品別仕入商品卸賣額	11 仕入商品平均	12 仕入商品平均
13 仕入金額	14 仕入金額	15 仕入金額	16 仕入金額
17 仕入金額	18 仕入金額	19 仕入金額	20 仕入金額
21 仕入金額	22 仕入金額	23 仕入金額	24 仕入金額
25 仕入金額	26 仕入金額	27 仕入金額	28 仕入金額
29 仕入金額	30 仕入金額	31 仕入金額	32 仕入金額
33 仕入金額	34 仕入金額	35 仕入金額	36 仕入金額
37 仕入金額	38 仕入金額	39 仕入金額	40 仕入金額
41 仕入金額	42 仕入金額	43 仕入金額	44 仕入金額
45 仕入金額	46 仕入金額	47 仕入金額	48 仕入金額
49 仕入金額	50 仕入金額	51 仕入金額	52 仕入金額
53 仕入金額	54 仕入金額	55 仕入金額	56 仕入金額
57 仕入金額	58 仕入金額	59 仕入金額	60 仕入金額
61 仕入金額	62 仕入金額	63 仕入金額	64 仕入金額
65 仕入金額	66 仕入金額	67 仕入金額	68 仕入金額
69 仕入金額	70 仕入金額	71 仕入金額	72 仕入金額
73 仕入金額	74 仕入金額	75 仕入金額	76 仕入金額
77 仕入金額	78 仕入金額	79 仕入金額	80 仕入金額
81 仕入金額	82 仕入金額	83 仕入金額	84 仕入金額
85 仕入金額	86 仕入金額	87 仕入金額	88 仕入金額
89 仕入金額	90 仕入金額	91 仕入金額	92 仕入金額
93 仕入金額	94 仕入金額	95 仕入金額	96 仕入金額
97 仕入金額	98 仕入金額	99 仕入金額	100 仕入金額



### 朝鮮商業調査規則第一條第二項ノ規定ニ依ル業種分類及商品分類

昭和十六年十二月十七日  
朝鮮總督府告示第二千二十三號

朝鮮商業調査規則第一條第二項ノ規定ニ依リ業種分類及商品分類左ノ通定

#### 業種分類

##### 一 業種分類

- 礦物及土石類販賣業
- 石炭及コークス販賣業
- 石油販賣業
- 其ノ他ノ燃料販賣業
- 鐵鋼販賣業
- 銅及銅合金販賣業
- 其ノ他ノ金屬販賣業
- 鑄物販賣業
- 亜鉛メッキ銅板、亜鉛メッキ鋼線及ブリキ販賣業
- 金屬製品販賣業
- 原動機及蒸氣罐販賣業
- 電氣機械器具販賣業
- 通信機械器具販賣業

- 皮革及皮革製品販賣業
- 石鹼及化粧品販賣業
- 防水布、油布、擬革布及リノリウム販賣業
- 陶磁器販賣業
- ガラス及ガラス製品販賣業
- 珐瑯鐵器販賣業
- セメント、煉瓦、瓦及土管販賣業
- 蠶種及繭販賣業
- 紡績原料販賣業
- 生絲販賣業
- 綿絲販賣業
- 紡績絹絲販賣業
- 毛絲販賣業
- 人造絹絲及ステープルファイバー絲販賣業
- 其ノ他ノ絲販賣業
- 打綿及眞綿販賣業
- 綿織物販賣業
- 絹織物販賣業
- 麻織物販賣業
- 毛織物販賣業
- 人造絹織物販賣業
- ステープルファイバー織物販賣業
- 其ノ他ノ織物販賣業

- 工作機械器具販賣業
- 紡織機械器具販賣業
- 自動車及自動車部分品販賣業
- 自轉車及自轉車部分品販賣業
- 其ノ他ノ車輛及運搬機械器具販賣業
- 農業用機械器具販賣業
- 土木建築用機械器具販賣業
- 度量衡器、計器類販賣業
- 時計販賣業
- 試験、検査、光學、學術及醫療用機械器具販賣業
- 寫眞機類及寫眞材料販賣業
- 照管用機械器具販賣業
- 樂器、蓄音機類販賣業
- 其ノ他ノ機械器具販賣業
- 醫藥、賣藥類及衛生材料販賣業
- 工業藥品販賣業
- 染料、塗料及顔料販賣業
- 油脂類販賣業
- ゴム及ゴム製品販賣業
- 紙販賣業
- セルロイド、バルカナイズトファイバー、人造レジン(素地及製品)販賣業
- 肥料販賣業

〔朝〕

- メリヤス素地及メリヤス製品販賣業
- 和服及洋服類販賣業
- 其ノ他ノ被服類販賣業
- 夜具及寢具販賣業
- 帽子販賣業
- 小間物販賣業
- 傘販賣業
- 靴販賣業
- 下駄、草履類販賣業
- 木材及竹材販賣業
- 建具及家具販賣業
- 漆器販賣業
- 壘表、莫座及筵販賣業
- 文房具販賣業
- 玩具、遊戲具及運動具販賣業
- 貴金屬品及寶石類販賣業
- 美術品及骨董品販賣業
- 新聞、圖書及雜誌販賣業
- 米穀販賣業
- 其ノ他ノ穀類販賣業
- 穀粉及澱粉販賣業
- 蔬菜類販賣業
- 果實販賣業

〔朝〕



- 鳥獸肉及鳥卵販賣業
  - 牛乳販賣業
  - 畜産加工食料品販賣業
  - 鮮魚介藻類販賣業
  - 水産加工食料品販賣業
  - 酒類販賣業
  - 砂糖、味噌、醬油其ノ他ノ調味料販賣業
  - 清涼飲料販賣業
  - 茶、コーヒー類販賣業
  - 菓子、パン類販賣業
  - 繡詰及繡詰販賣業
  - 氷販賣業
  - 其ノ他ノ飲食料品販賣業
  - 古物及屑物販賣業
  - 其ノ他ノ物品販賣業
- 商品分類
- 内地玄米
  - 朝鮮玄米
  - 臺灣玄米
  - 内地精米
  - 朝鮮精米
  - 臺灣精米

- 外國米
- 大麥
- 小麥
- 裸麥
- 燕麥
- 大豆
- 小豆
- 玉蜀黍
- 其ノ他ノ穀類
- 蔬菜類
- 果實
- 藥及麥稈
- 棉花
- マニラ麻
- 其ノ他ノ麻
- 荏胡麻子
- ヒマシ
- 除蟲菊
- 蠶種
- 繭
- コーヒー
- 生花、植木類
- 内地産針葉樹材

- 内地産潤葉樹材
- 樺太産針葉樹材
- 南洋材
- 米材
- 其ノ他ノ木材
- 竹材
- 籐、杞柳等ノ莖莖類
- 松脂
- 薪
- 苗及種子
- 海産鮮魚介類
- 内水鮮魚介類
- 藻類
- 鶏
- 其ノ他ノ鳥類
- 牛
- 馬
- 豚
- 其ノ他ノ獸類
- 鶏肉
- 牛肉
- 豚肉
- 其ノ他ノ鳥獸肉

- 鶏卵
- 牛乳
- 羊毛
- 豚毛
- 其ノ他ノ獸毛及羽毛
- 牛皮及水牛皮(鞣サザルモノ)
- 其ノ他ノ皮(鞣サザルモノ)
- 骨、角、蹄、甲、牙及貝殻類
- 金屬礦物
- 石炭
- 石油(原油)
- 燐礦石
- 硫黃
- 石綿
- 石材
- 土砂類
- 其ノ他ノ礦物
- 銑鐵
- フェロアロイ
- 鋼塊及鋼錠
- 鋼板
- 鋼條竿
- 鋼線材



鋼線  
鋼管  
軌條(フィッシュプレートヲ含ム)  
其ノ他ノ鋼材料品  
特殊鋼塊及特殊鋼錠  
特殊鋼材料品  
電氣銅地金  
銅屑、黃銅屑、青銅屑等ヨリ再生シタル銅地金裸銅電線  
銅板、銅條、銅管、銅棒及銅線  
銅セバ、ノベ、雜棒、雜線及雜管  
黃銅  
其ノ他ノ銅合金  
亞鉛  
鉛  
アルミニウム  
錫  
ニッケル  
其ノ他ノ金屬  
鑄鐵管  
鑄鐵放熱器  
亞鉛メッキ銅板  
亞鉛メッキ鋼線  
ブリキ

鏈鎖  
パネ  
鋼索  
金網  
ボルト、ナット及座金  
紙(リベット)  
金屬製釘類  
金屬製針類  
ブリキ罐  
ドラム罐  
錠前、錠及蝶番  
金屬製建具、家具及什器  
金、白金及銀器(貴金屬細工品ヲ含ム)  
金屬製ペン先  
剃刀(安全剃刀ヲ含ム)  
食卓用ナイフ、フォーク及スプーン  
蒸氣罐竝ニ蒸氣罐部分品及附屬品  
蒸氣機關及蒸氣タービン  
内燃機關  
其ノ他ノ原動機  
原動機部分品及附屬品  
發電機(電動發電機ヲ含ム)  
電動機

變壓機  
扇風機  
電熱器  
家庭用ラヂオ受信機  
其ノ他ノ通信機械器具(搬送裝置ヲ含ム)  
絶緣電線  
電纜  
蓄電池  
乾電池  
切削研磨用金屬工作機械  
其ノ他ノ金屬工作機械  
金屬工作機械部分品及附屬品(工具ヲ除ク)  
製材及木工機械  
工具  
採鑽機械器具  
採油機械器具  
選礦及精鍊機械器具  
化學工業用機械器具  
紡績機械器具  
織布機械器具  
染色及整理機械器具  
メリヤス機械器具  
其ノ他ノ紡織機械器具

紡織機械器具部分品及附屬品  
食料品製造加工用機械器具  
印刷及製本機械器具(活字ヲ含ム)  
ミシン及ミシン部分品  
大型自動車  
小型四輪自動車  
自動二輪車及自動三輪車  
自動車部分品及附屬品(ゴム製タイヤ及チューブヲ除ク)  
自轉車  
自轉車部分品及附屬品(ゴム製タイヤ及チューブヲ除ク)  
其ノ他ノ車輛竝ニ同部分品及附屬品(ゴム製タイヤ及チューブヲ除ク)  
起重機、ホキスト、エレベータ、コンベヤ、捲揚機等ノ運搬機械  
ポンプ  
農業用機械  
土木建築用機械  
農具及土工具  
度量衡器  
ガスメートル及水量メートル  
寒暖計及體溫計  
電氣計器  
其ノ他ノ計器  
電氣時計



置時計  
掛時計  
懐中時計及腕時計  
時計部分品  
試験及検査機械器具  
學術用機械器具  
醫療用機械器具  
寫真機  
寫真機部分品  
映畫撮影機及映寫機  
レンズ(プリズムヲ含ム)  
眼鏡及眼鏡縁  
顯微鏡、望遠鏡、双眼鏡等ノ光學機械器具  
電球  
懐中電燈  
樂器類  
蓄音機  
計算機、金錢登錄機、タイプライター等ノ事務用機械  
金庫  
ガス器具  
弁及コック  
軸受  
軸受部分品(球及コロヲ含ム)

齒車  
ベルト車、車輪及車軸  
醫藥、賣藥及賣藥類似品  
ソーダ灰  
苛性ソーダ  
硫酸  
壓縮酸素  
壓縮アンモニア  
カーバイド  
塩酸  
晒粉  
硝酸  
苛性カリ  
芒硝  
硫化ソーダ  
石炭酸  
醋酸  
塩化カリ  
アルコール  
グリセリン  
ベンゾール  
ナフタリン  
其ノ他ノ工業藥品

食塩(岩塩ヲ含ム)  
硫化染料  
塩基性染料  
直接染料  
人造藍  
其ノ他ノ染料  
アニリン  
其ノ他ノ染料中間物  
漆液  
ワニス  
エナメルペイント  
其ノ他ノペイント  
靴墨  
其ノ他ノ塗料  
亜鉛華  
鉛丹  
繪畫用繪具  
印刷インキ  
其ノ他ノインキ  
其ノ他ノ顔料  
マツチ  
火藥、爆藥、煙火類  
コールドタール

クレオソート油  
揮發油  
輕油  
燈油  
マシン油  
重油  
パラフィン  
アスファルト(石油アスファルトヲ含ム)  
ピッチ  
人造石油  
茶種油  
胡麻油  
棉實油  
椰子油  
大豆油  
荏油  
糠油  
樟腦油  
薄荷油  
其ノ他ノ植物油(植物性揮發油ヲ含ム)  
樟腦  
薄荷腦  
魚油



獸脂類

木蠟

蠟燭

ボイル油

硬化油

ステアリン酸

其ノ他ノ加工油

生ゴム

再生ゴム素地

飛行機、自動車、自動二輪車及自動三輪車用空気入タイヤ

飛行機、自動車、自動二輪車及自動三輪車用チューブ

自轉車用タイヤ

自轉車用チューブ

其ノ他ノゴム製タイヤ及其ノ附屬品

ゴム靴

ゴム底布靴

ゴム管

ゴムベルト

碎木バルブ

製紙用化學バルブ

化學纖維用化學バルブ

印刷用紙

筆記用紙

包装用紙

アートペーパー

半紙

美濃紙

鳥ノ子紙及模造紙

板紙

塵紙

其ノ他ノ紙

セロファン紙

セルロイド素地(再生セルロイド素地ヲ含ム)

セルロイド製糖

人造絹絲

ステープルファイバー

大豆粕

菜種絞粕

其ノ他ノ植物質肥料

魚絞粕

其ノ他ノ動物質肥料

過燐酸石灰

硫酸アンモニア

石灰窒素

硫酸カリ

其ノ他ノ礦物質肥料

化成肥料

配合肥料

クロム鞣皮革

溢鞣皮革

其ノ他ノ革

兔毛皮

其ノ他精製毛皮

化粧石鹼

工業用石鹼

洗濯石鹼

粉石鹼

其ノ他ノ石鹼

香水

香油

齒磨

白粉

化粧水

クリーム

其ノ他ノ化粧品

人造レジン素地

バルカナイズドファイバー素地

リノリウム

防水布及油布



衛生用及家具用陶磁器  
 タイル及テラカッタ  
 磚子  
 耐酸及耐熱用陶磁器  
 陶管  
 ガラス製飲食器  
 珠玉、光球、腕輪等ノ裝飾用ガラス製品  
 ガラス製笠及グローブ類  
 ガラス製鐵類(魔法鐵ヲ除ク)  
 板ガラス  
 鏡  
 セメント  
 耐火煉瓦  
 其ノ他ノ煉瓦  
 屋根瓦(セメント瓦ヲ除ク)  
 石灰  
 家具及飲食用瑛瑯鐵器  
 セメント瓦  
 セメント管類  
 石綿スレート(セメントヲ混用シタルモノ)  
 石綿管類(セメントヲ混用シタルモノ)  
 生絲  
 其ノ他ノ蠶絲類

純綿絲  
 混紡綿絲  
 紡績絹絲  
 麻絲  
 純毛絲(トッブヲ含ム)  
 混紡毛絲(トッブヲ含ム)  
 ステールファイバー絲  
 綿撚絲  
 絹撚絲  
 其ノ他ノ絲及撚絲  
 細綾木綿(綿織物 廣幅)  
 綾木綿(綿織物 廣幅)  
 縹子(綿織物 廣幅)  
 金巾(綿織物 廣幅)  
 粗布(綿織物 廣幅)  
 細布(綿織物 廣幅)  
 天竺(綿織物 廣幅)  
 綿縮(綿織物 廣幅)  
 小倉(綿織物 廣幅)  
 綿ネル及綿ネル生地(綿織物 廣幅)  
 ポプリン(綿織物 廣幅)  
 其ノ他ノ綿織物(廣幅)  
 白木綿(綿織物 小幅)

晒木綿(綿織物 小幅)  
 捺染縹(綿織物 小幅)  
 縹木綿(綿織物 小幅)  
 緋木綿(綿織物 小幅)  
 織色木綿(綿織物 小幅)  
 其ノ他ノ綿織物(小幅)  
 縮緬(絹織物 廣幅 壁ヲ含ム)  
 羽二重及生絹縹子(絹織物 廣幅)  
 富士絹(絹織物 廣幅)  
 絹紬(絹織物 廣幅)  
 縹子(絹織物 廣幅)  
 其ノ他ノ絹織物(廣幅)  
 御召(絹織物 小幅 壁ヲ含ム)  
 縮緬(絹織物 小幅 壁ヲ含ム)  
 羽二重(絹織物 小幅)  
 銘仙及節織(絹織物 小幅)  
 其ノ他ノ絹織物(小幅)  
 男物帶地(絹織物)  
 女物帶地(絹織物)  
 黃麻布(廣幅)  
 黃麻袋  
 亞麻布及苧麻布(廣幅)  
 大麻布

麻製帆布  
 其ノ他ノ麻織物  
 モスリン(毛織物)  
 著尺セル(毛織物)  
 洋服用サージ(毛織物)  
 羅紗(毛織物)  
 フランネル(毛織物)  
 其ノ他ノ毛織物  
 縮緬(人造絹織物 廣幅 壁ヲ含ム)  
 羽二重(人造絹織物 廣幅)  
 縹子(人造絹織物 廣幅)  
 其ノ他ノ人造絹織物(廣幅)  
 縮緬(人造絹織物 小幅 壁ヲ含ム)  
 著尺物(人造絹織物 小幅 羽尺及袴地ヲ含ム)  
 其ノ他ノ人造絹織物(小幅)  
 男物帶地(人造絹織物)  
 女物帶地(人造絹織物)  
 モスリン(ス・フ織物 廣幅)  
 著尺セル(ス・フ織物 廣幅)  
 洋服用サージ(ス・フ織物 廣幅)  
 羅紗(ス・フ織物 廣幅)  
 其ノ他ノ婦人及子供用服地(ス・フ織物 廣幅)  
 細綾木綿(ス・フ織物 廣幅)



綾木綿(ス・フ織物 廣幅)  
 縹子(ス・フ織物 廣幅)  
 金巾(ス・フ織物 廣幅)  
 粗布(ス・フ織物 廣幅)  
 天竺(ス・フ織物 廣幅)  
 綿縮(ス・フ織物 廣幅)  
 小倉(ス・フ織物 廣幅)  
 綿ネル及綿ネル生地(ス・フ織物 廣幅)  
 ポプリン(ス・フ織物 廣幅)  
 其ノ他ノス・フ織物(廣幅)  
 白木綿(ス・フ織物 小幅)  
 晒木綿(ス・フ織物 小幅)  
 捺染緋(ス・フ織物 小幅)  
 縞木綿(ス・フ織物 小幅)  
 緋木綿(ス・フ織物 小幅)  
 織色木綿(ス・フ織物 小幅)  
 其ノ他ノス・フ織物(小幅)  
 タオル地  
 タオル  
 敷布  
 毛布  
 ブラッシユ及天鷲絨  
 地氈及緞通

ベルト  
 テープ  
 メリヤス素地  
 メリヤスシャツ及ズボン下  
 メリヤス靴下  
 メリヤス手袋  
 メリヤス猿股類  
 打綿  
 眞綿  
 其ノ他ノ綿  
 フェルト  
 和服(袴ヲ含ム)  
 男子用洋服及外套類  
 男子學生用洋服及外套類  
 婦人及子供用洋服及外套類  
 ワイシャツ、シャツ、股引類(メリヤス製ノモノヲ除ク)  
 肩掛、襟卷及膝掛類  
 手袋(メリヤス製ノモノヲ除ク)  
 地下足袋  
 其ノ他ノ足袋  
 手拭  
 ハンカチーフ  
 夜具及蒲團

蚊帳  
 ネクタイ  
 カラー及カフス  
 半襟、帶揚、帶留類  
 袋物  
 テーブルクロス  
 カーテン  
 板類  
 挽角類  
 挽割類  
 處理木材(防腐、耐火、乾燥其ノ他ノ處理ヲ施シタル木材)  
 ペニア合板  
 木製家具  
 木製家具  
 包装用木箱(組立テザルモノヲ含ム)  
 樽及桶(組立テザルモノヲ含ム)  
 コルク板  
 コルク栓及輪  
 漆器素地  
 下駄  
 算盤  
 木箸  
 經木

小麥粉  
 其ノ他ノ穀粉  
 麩  
 澱粉  
 精製糖  
 粗糖及糖蜜  
 清酒  
 朝鮮酒  
 味淋  
 燒酎  
 麥酒  
 葡萄酒  
 其ノ他ノ酒  
 酒粕  
 醬油及溜  
 朝鮮醬油  
 味噌  
 朝鮮味噌  
 食酢  
 ソース、ケチャップ類  
 サイダー  
 ラムネ  
 シロップ類



其ノ他ノ清涼飲料  
菓子(菓子種ヲ含ム)  
パン(菓子パンヲ含ム)  
飴類  
鳥獸肉罐詰  
イワシ罐詰  
鮭罐詰  
蟹罐詰  
果實類罐詰  
蔬菜類罐詰  
其ノ他ノ罐詰食料品  
果實及蔬菜罐詰  
其ノ他ノ罐詰食料品  
煉乳及粉乳  
バター  
其ノ他ノ乳製食料品  
ハム及ベーコン  
人造バター  
其ノ他ノ肉製食料品  
乾海苔  
昆布及昆布製品  
寒天  
鰹節

蒲鉾、ハンペン、竹輪類  
塩製、乾製及燻製魚介類  
冷凍魚介類  
緑茶  
紅茶  
水  
麵類  
佃煮  
漬物  
新聞  
書籍  
雜誌  
其ノ他ノ出版物  
蓄音機レコード  
紙函  
屏風及襖  
扇子及團扇  
手帳、雜記帳及帳簿  
封筒、便箋、卷紙、洋罫紙類  
竹製籠、行李類  
柶柳製籠、行李類  
莞草製品  
藤製桌子及椅子類

墨表  
莫摩、花筵及野草筵  
綿、麻、絹及毛製網及繩  
藁繩  
俵及吠  
麻真田  
麥稈真田及經木真田  
魚網  
革製靴  
革製鞆  
革製ベルト  
鈕釦  
齒磨用刷子  
其ノ他ノ刷子及刷毛  
飲食用漆器  
家具及裝飾用漆器  
フェルト製帽子  
パナマ帽子及模造パナマ帽子  
麥稈帽子  
男子學生用帽子  
其ノ他ノ帽子  
玩具  
遊戲具及運動具

脫脂綿(衛生綿ヲ含ム)  
縹帶及ガーゼ  
毛筆  
萬年筆  
鉛筆  
クレヨン  
和傘  
洋傘  
草履及スリッパ  
鼻緒及爪革  
寶石類  
魔法罐  
造花類  
書畫、彫刻品、骨董品類  
故鐵及屑鐵  
故銅及屑銅  
故アルミニウム及屑アルミニウム  
其ノ他ノ故金屬及屑金屬  
反毛  
落綿  
其ノ他ノ紡績屑  
絲、織物、編物等ノ襤褸  
古着



空罐  
紙屑  
其ノ他ノ屑物及古物  
其ノ他ノ物品

### 朝鮮工業調査規則

昭和十六年十二月十七日  
朝鮮總督府令第三百三十號

資源調査法第一條第二項ノ規定ニ依リ朝鮮工業調査規則左ノ通定ム

#### 朝鮮工業調査規則

第一條 常時五人未満ノ職工（工業主又ハ之ト雇關係ナキ者ニシテ職工ノ作業ヲ爲スモノヲ含ム以下同ジ）ヲ使用スル工場（作業場ヲ含ム以下同ジ）ノ工業主ハ工場毎ニ毎年別記様式第一號ニ依ル調査票甲三通ニ該當事項ヲ調査記入シ翌年一月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ府尹、郡守又ハ島司ニ之ヲ提出スベシ

第二條 常時五人以上ノ職工ヲ使用スル工場ノ工業主ハ工場毎ニ毎年別記様式第二號ニ依ル調査票乙第一號及第二號各三通ニ該當事項ヲ調査記入シ翌年一月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ府尹、郡守又ハ島司ニ之ヲ提出スベシ

前項ノ調査票ニ調査記入スベキ事項中原動機、作業機械及設備並ニ原料及材料ノ種類ニ付テハ別ニ之ヲ定ム  
第一項ノ調査票ニ調査記入スベキ事項中生産品名及主要事業ハ別ニ定ムル分類ニ依リ区分シテ之ヲ記入スベシ

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ノ工業主ハ前條ノ規定ニ拘ラズ工場毎ニ毎年別記様式第三號ニ依ル調査票丙第一號乃至第三號各四通及調査票丙第四號乃至第七號各三通ニ該當事項ヲ調査記入シ調査票丙第一號乃至第三號ハ翌年一月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ府尹、郡守又ハ島司ニ、調査票丙第四號乃至第七號ハ之ニ別記様式第四號ニ準ジテ作成シタル其ノ工場ノ平面圖三通ヲ添附シ翌年二月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ道知事ニ之ヲ提出スベシ但シ工場ノ平面圖ハ本則ノ規定ニ基キ既ニ提出シタルモノニ變更ナキ限り之ガ添附ヲ省略スルコトヲ得

一 左ニ掲グル事業ヲ行フ工場ニシテ常時五人以上其ノ事業ニ従事スル

〔朝〕

職工ヲ使用スルモノ

イ 蹄鐵又ハ蹄釘ノ製造

ロ 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ製造

二 左ニ掲グル事業ヲ行フ工場ニシテ常時十五人以上其ノ事業ニ従事スル職工ヲ使用スルモノ

イ 金屬工用、木工用、紡織用其ノ他ノ製造加工用機械器具ノ製造

ロ 醫療用又ハ獸醫用ノ機械器具又ハ材料ノ製造

ハ 潜水用器具、毒瓦斯防禦用具、消火器又ハ噴霧器ノ製造

ニ 「レンズ」、「プリズム」、顯微鏡、雙眼鏡ノ類ノ製造

ホ 兵器若ハ航空機ノ附屬品若ハ部分品又ハ氣球ノ製造

ヘ 醫藥品ノ製造

ト 塗料又ハ顔料ノ製造

チ 酒精又ハ蒸餾酒ノ製造

リ 瓦斯ノ製造

三 左ニ掲グル事業ヲ行フ工場ニシテ常時三十人以上其ノ事業ニ従事スル職工ヲ使用スルモノ

イ 「フェル」、「又ハ「フェルト」製品ノ製造

ロ 機械裁縫

ハ 金屬ノ塊、錠、條、竿、線、板、筒、管其ノ他ノ金屬素材ノ製造

ニ 梁材又ハ鐵道軌道用、船舶用、建築用若ハ支柱支架用ノ金屬材料ノ製造

ホ 合金ノ製造

ヘ 「ボールト」、「ナット」、鉄、釘、針ノ類ノ製造

〔朝〕

ト 鎚、鏈鎖又ハ撥條ノ製造  
チ 金屬製ノ罐、槽、筒ノ類ノ製造  
リ 金屬製又ハ纖維製ノ綱索ノ製造  
ヌ 鍍金又ハ金屬ノ被覆  
ル 汽罐、原動機、瓦斯用機械、唧筒、送風機類又ハ其ノ附屬機械器具ノ製造

ヲ 電氣機械器具ノ製造

ワ 通信用、信號用又ハ照明用ノ機械器具ノ製造

カ 起重機、「コンベーター」其ノ他ノ運搬用機械器具ノ製造

ヨ 試験用、検査用、計測用又ハ學術用ノ機械器具ノ製造

タ 印刷用又ハ製圖用機械器具ノ製造

レ 寫真用ノ機械器具又ハ材料ノ製造

ソ 兵器ノ製造

ツ 自動車、自動自轉車又ハ自轉車ノ製造又ハ修理

ネ 船舶ノ製造又ハ修理

ナ 機械、車輛又ハ船舶ノ附屬品又ハ部分品ノ製造

ラ 動力傳導用ノ車輪、車軸、車軸接手、金屬製軸承又ハ鋼球ノ製造

ム 船舶用、建築用若ハ家具用ノ金具、「バルブ」又ハ「コック」ノ製造

ウ 耐酸用又ハ耐火用ノ煉瓦ノ製造

キ 炭化石灰ノ製造

ノ 炭素製品ノ製造

オ 坩堝ノ製造

ク 研磨材料又ハ研磨用品ノ製造



- ヤ 「コークス」、「コールタール」又ハ「ビッチ」ノ製造
- マ 工業藥品ノ製造
- ケ 合成染料ノ製造
- フ 石鹼ノ製造
- コ 火藥、爆藥又ハ火工品ノ製造
- ニ 礦物油、動植物油脂、脂肪酸、蠟又ハ加工油ノ製造
- テ 製材又ハ木製品ノ製造
- ア 「コルク」製品又ハ其ノ類似品ノ製造
- サ 皮革又ハ皮革製品ノ製造
- キ 雲母製品又ハ石棉製品ノ製造
- ニ 亞鉛版、石版、銅版又ハ寫眞版ヲ以テスル印刷精製
- ミ 麵麩、「ビスケット」又ハ水飴ノ製造
- シ 罐詰、罐詰又ハ樽詰ノ食料品ノ製造
- エ 乾製、鹽製又ハ燻製ノ食料品ノ製造
- 四 左ニ掲グル事業ヲ行フ工場ニシテ常時五十人以上其ノ事業ニ従事スル職工ヲ使用スルモノ
- イ 麻織物、麻交織物、毛織物、毛交織物ノ製造
- ロ 絲布ノ浸染
- ハ 莫大小又ハ莫大小製品ノ製造
- ニ 絶縁電線及電纜ノ製造
- ホ 鑛業用、農業用又ハ土木用ノ機械器具ノ製造
- ヘ 鐵道軌道用車輛ノ製造又ハ修理

- ト 航空機ノ製造
  - チ 製氷機、冷蔵庫、暖房器又ハ金庫ノ製造
  - リ 耐酸用、耐熱用又ハ絶縁用ノ陶磁器ノ製造
  - ヌ 硝子又ハ硝子製品ノ製造
  - ル 珐瑯鐵器ノ製造
  - ヲ 松脂、樟腦、薄荷腦、テレピン油、樟腦油又ハ薄荷油ノ製造
  - ワ 護膜製品又ハ其ノ類似品ノ製造
  - カ 「セルロイド」又ハ「セルロイド」製品ノ製造
  - ヨ 人造肥料ノ製造
  - タ 「リノリウム」ノ製造
  - レ 紙器ノ製造
  - ソ 網ノ製造
  - ツ 穀粉ノ製造
  - ネ 砂糖ノ製造
  - 五 左ニ掲グル事業ヲ行フ工場ニシテ常時百人以上其ノ事業ニ従事スル職工ヲ使用スルモノ
  - イ 綿絲、絹絲、麻絲又ハ毛絲ノ紡績
  - ロ 廣幅綿織物、綿帆布又ハ綿袋織物ノ製造
  - ハ 「セメント」又ハ「セメント」製品ノ製造
  - ニ 人造絹絲ノ製造
  - ホ 紙又ハ「バルブ」ノ製造
- 第四條 府尹、郡守又ハ島司ハ當該府郡島内ノ調査票(調査票丙第四號乃至第七號ヲ除ク)ヲ取纏メ審査ノ上其ノ各一通ハ之ヲ受理シタル日ヨリ

〔朝〕

二年間其ノ廳ニ保存シ其ノ他ハ之ヲ一括シテ二月末日迄ニ道知事ニ提出スベシ

第五條 道知事ハ資源調査員ニ就キ本令ニ依ル調査票用紙ノ配付、調査票蒐集其ノ他之ニ關連スル事務ニ従事セシムベキ者(以下工業調査員ト稱ス)ヲ指定スベシ

第六條 府尹、郡守及島司ハ豫メ調査票用紙ヲ工業主ニ配付スベシ  
工業主調査票用紙ノ配付ヲ受ケザルトキハ府尹、邑面長又ハ工業調査員ニ其ノ旨ヲ申出デ之ヲ配付ヲ受ケベシ

第七條 道知事ハ受理シタル調査票及工場ノ平面圖ヲ審査ノ上其ノ各一通ハ之ヲ受理シタル日ヨリ二年間其ノ廳ニ保存シ其ノ他ハ一括シ番號ヲ記入ノ上四月初迄ニ朝鮮總督ニ提出スベシ

第八條 道知事ハ別記様式第五號ニ依リ毎年一月一日ヨリ六月末日迄ノ間ニ管轄區域内ニ生ジタル第三條ニ掲グル工場ノ開業、休業及廢業ニ付報告書各二通ヲ作成シ八月十五日迄ニ朝鮮總督ニ之ヲ提出スベシ

第九條 本令ノ規定ニ依リ提出シタル調査票及報告書ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ人的及物的資源ノ統制運用計畫ノ設定及遂行ニ必要ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
前項ノ調査票及報告書ハ統計上ノ目的ニ使用スル場合ト雖モ道知事、府尹、郡守又ハ島司之ヲ集計發表セントスルトキハ豫メ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケベシ

第三條ノ規定ニ依リ調査票ニ添附シタル工場平面圖ハ人的及物的資源ノ統制運用計畫ノ設定及遂行ニ必要ナル場合ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ

〔朝〕

第十條 本令ノ規定ニ依リ提出シタル調査票ハ前條ノ規定ニ拘ラズ工場名簿調製ノ目的ヲ以テ左ニ掲グル事項ヲ摘録スル爲之ヲ使用スルコトヲ得

- 一 工場名
- 二 工場所在地
- 三 電話番號
- 四 工業主氏名又ハ名稱
- 五 事業開始年月
- 六 主要事業
- 七 生産品名

第十一條 本令ハ官公立工場及朝鮮鑛業令ノ適用ヲ受クル事業ヲ行フ工場ニハ之ヲ適用セズ

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
朝鮮工場資源調査規則ハ之ヲ廢止ス  
朝鮮工場資源調査規則ノ規定ニ依リ提出シタル調査票及報告書ハ之ヲ本令ノ規定ニ依リ提出シタルモノト看做ス  
本令施行前從前ノ罰則ヲ適用スベカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル







調查票乙 第二號

(工業) 業) 號 年未現在職工數

昭和年月日提出 工業主ノ本籍住所 氏名又ハ名稱並ニ捺印

備考

工場所在地	種類	原料及材料總使用額(一月一日ヨリ十二月末日迄)		燃料及動力使用額(一月一日ヨリ十二月末日迄)		生産額(一月一日ヨリ十二月末日迄)		生産額及在庫額	
		數量	單位價	數量	單位價	數量	單位價	數量	單位價
	炭								
	油								
	炭								
	石								
	薪								
	木								
	ガ								
	他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								
	自家發給								
	他家供給								
	其他								
	電力								











(工業) 調査票丙第六號

昭和 年 月 日提出

◎第 號 昭和 年十二月末日現在 ※

工場名										主要事業																			
工場所在地																													
作業種類	工場名	種類	操業寸又力別	操業数	休及止操業数	計	工場名	種類	操業寸又力別	操業数	休及止操業数	計																	
作 業 機 械 及 設 備										其 他 機 械 及 設 備																			

工業主ノ本籍住所及氏名又ハ名稱ニ捺印

日本標準規格 B4

〔朝〕

(工業) 調査票丙第七號

昭和 年 月 日提出

◎第 號 昭和 年十二月末日現在 ※

工場名										主要事業																			
工場所在地																													
作業種類	工場名	種類	操業寸又力別	操業数	休及止操業数	計	工場名	種類	操業寸又力別	操業数	休及止操業数	計																	
作 業 機 械 及 倉 庫 建 物										外 部 上 の 運 輸 機 械 及 設 備																			

工業主ノ本籍住所及氏名又ハ名稱ニ捺印

日本標準規格 B5

〔朝〕

◎欄ハ道ニ於テ記入スルコト  
◎欄ハ記入ヲ要セス







朝鮮工業調査規則第二條第二項ノ規定ニ依ル原動機、作業機械及設備並ニ原料及材料ノ種類

昭和十六年十二月十七日 朝鮮總督府告示第二千二十四號

朝鮮工業調査規則第二條第二項ノ規定ニ依リ原動機、作業機械及設備並ニ原料及材料ノ種類左ノ通定ム

- 一 原動機ノ種類ハ左ノ如シ
  - 蒸氣機關
  - 蒸氣タービン
  - ガス機關
  - 石油機關
  - タービン水車
  - ペルトン水車
  - 日本型水車
  - 電動機
- 二 作業機械及設備ノ種類ハ左ノ如シ
  - 綿絲精紡機
  - リング精紡機
  - ミュール
  - 絹絲精紡機
  - 絹絲精紡機
  - 毛絲梳篦機(ローマー)

[朝]

- 箆幅二五吋以上ノモノ
- 綿手機
- 絹力織機(人絹力織機ヲ含ム)
- 箆幅二五吋未満ノモノ
- 箆幅二五吋以上ノモノ
- 絹紋織力織機(人絹紋織力織機ヲ含ム)
- 箆幅二五吋未満ノモノ
- 箆幅二五吋以上ノモノ
- 絹手織(人絹手機ヲ含ム)
- 絹紋織手機(人絹紋織手機ヲ含ム)
- 毛力織機
- 箆幅五〇吋未満ノモノ
- 箆幅五〇吋以上ノモノ
- 麻力織機
- 箆幅二五吋未満ノモノ
- 箆幅二五吋以上ノモノ
- 麻手機
- メリヤス機
- 圓形
- 橫形
- 自動メリヤス靴下編機
- メリヤス靴下編機
- コットン式靴下編機

[朝]

- 捲染機
  - ロール幅二五吋未満ノモノ
  - ロール幅二五吋以上ノモノ
- ミンシ
- キユボラ
- 電氣爐
- 反射爐
- 平爐
- 轉爐
- 機械槌
- 火造水壓プレス
- 壓延機
- 打貫機(パンチングマシン)
- 薄板用
- 厚板用
- 剪斷機(シャリングマシン)
- 切削研磨用工具機械(金屬工用)
- 旋盤(レース)
- ボール盤(ドリリングマシン)
- フライス盤(ミリングマシン)
- 中グリ盤(ボーリングマシン)
- 平削盤(プレーニングマシン)
- 形削盤(シェーピングマシン)



- 堅削盤(スロッチングマシン)
- 齒切盤(ギヤカッチングマシン)
- 研磨盤(グラインディングマシン)
- 其ノ他
- 金屬材料試験機
- 製線機
- 撚線機
- 鋼索製造用
- 電線製造用
- 電線及電纜被鉛裝置
- 船臺
- 船渠
- 硫酸製造用鉛室(塔形ノモノヲ含ム)
- 硫酸製造用接觸爐
- ソルベーター塔(炭酸化塔)
- アンモニア合成管
- アンモニア酸化爐
- 塩酸合成管
- カーバイド電氣爐
- 石灰窒素窒化爐
- セメント燒成用回轉窯
- 陶磁器燒成窯
- トンネル窯

- 其ノ他
- ガラス製造用ルツボ
- ガラス製造用槽窯
- 珐瑯鐵器燒成爐
- コークス爐
- 植物油抽出罐
- 植物油搾機(水壓)
- 植物油搾機(手動)
- 植物油エキスペラー
- 鹼化釜
- 抄紙機
- 人造絹絲紡糸口
- 遠心分蜜機
- アルコール蒸溜器
- ゴム和硫釜
- 硝化器(ベンゾール、トルオール及クロルベンゾール用)
- 水電解槽
- 食塩電解槽
- 石灰窯
- 製材及木工用帶鋸盤
- 製材及木工用圓鋸盤
- 小麥粉碎機
- 活版印刷機

三 原料及材料ノ種類ハ左ノ如シ

- 繭(屑繭ヲ除ク)
- 棉花(屑綿ヲ除ク)
- 羊毛(トップヲ除ク)
- ステープルファイバー
- 屑毛
- 生絲
- 玉絲
- 紡績絹絲(紬紡絲ヲ除ク)
- 綿絲
- 毛絲(トップヲ除ク)
- ステープルファイバー絲
- 人造絹絲
- 碎木バルブ
- 化學バルブ
- 銑鐵
- 鋼塊及鋼錠
- 鋼材
- 特殊鋼塊
- 特殊鋼材
- 銅塊及銅錠
- 銅材
- 黃銅

●朝鮮工業調査規則第二條第三項ノ規定ニ依ル生産品名及主要事業ノ分類

昭和十六年十二月十七日  
朝鮮總督府告示第二千二十五號

朝鮮工業調査規則第二條第三項ノ規定ニ依リ生産品名及主要事業ノ分類左ノ通定ム

主要事業	生産品名
金屬工業	銑鐵
鐵精鍊業及材料品製造業	フェロアロイ(合金鐵)
	鋼塊及鋼錠
	鋼板(厚サ六耗以上)
	鋼板(厚サ六耗未満)
	鋼條竿



銅精鍊業及材料品製造業

- 銅線材
- 鋼線
- 鋼管
- 軌條(フィッシュプレートヲ含ム)
- 其ノ他ノ鋼材料品
- 特殊鋼塊及特殊鋼錠
- 特殊鋼板
- 特殊鋼條竿
- 其ノ他ノ特殊鋼材料品
- 電氣銅地金
- 銅屑、黃銅屑、青銅屑等ヨリ再生シタル銅地金
- 裸銅電線
- 銅板(共通品)
- 銅大板
- 銅條
- 銅管
- 銅棒
- 銅線
- 銅セバ又ハノベ
- 銅雜線、雜棒及雜管
- 亞鉛塊及亞鉛錠(電氣)
- 亞鉛塊及亞鉛錠(蒸溜)

鉛精鍊業及材料品製造業

- 亞鉛板
- 其ノ他ノ亞鉛材料品
- 鉛塊及鉛錠
- 鉛板
- 鉛管
- 鉛箔
- 其ノ他ノ鉛材料品
- アルミニウム塊及アルミニウム錠
- アルミニウム板
- アルミニウム條竿
- アルミニウム線
- アルミニウム管
- アルミニウム箔
- 其ノ他ノアルミニウム材料品
- マグネシウム
- 錫地金
- ブリキ屑ヨリ再生シタル錫
- 地金
- 錫箔
- 金屬タングステン
- 金屬タングステン
- アンチモン
- 精鍊業及材料品製造業
- アンチモン
- 精鍊業及材料品製造業
- 品製造業
- 金屬タングステン
- アンチモン
- 精鍊業及材料品製造業
- 業

〔朝〕

其ノ他ノ金屬精鍊業及材料品製造業

- 白金
- 金地金
- 金箔
- 銀地金
- 銀箔
- 其ノ他ノ金屬箔
- 其ノ他ノ金屬
- 黃銅板(共通品)
- 黃銅大板
- 黃銅條
- 黃銅管
- 黃銅棒
- 黃銅線
- 黃銅セバ又ハノベ
- 黃銅雜線、雜棒及雜管
- 其ノ他ノ銅合金板
- 其ノ他ノ銅合金大板
- 其ノ他ノ銅合金條
- 其ノ他ノ銅合金管
- 其ノ他ノ銅合金棒
- 其ノ他ノ銅合金線
- 其ノ他ノ銅合金セバ又ハノベ
- 其ノ他ノ銅合金雜線、雜棒及雜管

黃銅材料品製造業

其ノ他ノ銅合金材料品製造業

〔朝〕

其ノ他ノ合金材料品製造業

- ヂュラルミン
- シルミン
- 其ノ他ノアルミニウム合金
- マグネシウム合金
- 軸受合金
- ハンダ
- 其ノ他ノ合金
- 鑄鐵管
- 鑄鐵放熱器
- 機械用鑄鐵品
- 其ノ他ノ鑄鐵品(鍋、釜、鐵瓶等)
- 可鍛鑄鐵
- 鑄鋼
- 其ノ他ノ鑄鋼品
- 青銅(燐青銅ヲ含ム)鑄物
- アルミニウム鑄物
- 其ノ他ノ機械用鑄物
- 其ノ他ノ鑄物
- 亞鉛メッキ銅板
- 亞鉛メッキ銅線
- 亞鉛メッキ銅管
- 其ノ他ノ亞鉛メッキ品
- ブリキ
- 錫メッキ業



ニッケルメッキ業  
其ノ他ノメッキ業

錫メッキ線

其ノ他ノ錫メッキ品

ニッケルメッキ品

クロムメッキ品

其ノ他ノメッキ品

鍍銀製造業

鍍銀

其ノ他ノ鍍銀

パネ製造業

パネ

鋼索製造業

鋼索

金網製造業

金網

ボルト、ナット、座金及鋸製造業

ボルト、ナット及座金鐵鋸(リベット)  
其ノ他ノ鋸(リベット)

釘類製造業

鐵丸釘

木ネヂ  
其ノ他ノ釘類(蹄釘ヲ除ク)

針類製造業

縫針

ミシン針

メリヤス用針

其ノ他ノ針類

フリキ罐

ドラム罐

金屬板製品製造業

建築用及家具用金物製造業

其ノ他ノ金屬板製品

錠前、錠及蝶番

其ノ他ノ建築用及家具用金物

鐵製建具、家具及什器

其ノ他ノ金屬製建具、家具及什器

建築、橋梁、鐵塔等ノ建設材料

建築、橋梁、鐵塔等ノ建設材料

製造業

金、白金及銀器(貴金屬細工品ヲ含ム)

金屬器類製造業

銅器及青銅器

製造業

黃銅器

製造業

眞鍮器

製造業

錫器

製造業

アルミニウム器

製造業

アンチモン器

製造業

時計用鎖

製造業

徽章及賞牌

製造業

金屬製鈕釦

製造業

金製ペン先(萬年筆用)

製造業

鋼製ペン先(メッキシタルモノヲ含ム)

製造業

其ノ他金屬製ペン先

製造業

剃刀(安全剃刀ヲ含ム)

製造業

食卓用ナイフ、フォーク及スプーン

製造業

洋傘骨

〔朝〕

〔朝〕

金屬製玩具製造業

金屬製玩具

金屬製小間物類製造業

タボ止、ヘヤーピン、石鹼箱  
其ノ他ノ金屬製小間物類

蹄鐵及蹄釘製造業

蹄鐵

火造(鍛冶)業

蹄釘

金屬切斷業

火造品

熔接業

金屬切斷品

其ノ他ノ金屬品製造加工業

熔接品  
其ノ他ノ金屬品

機械器具工業

水筒罐

蒸氣罐製造業

組合罐

蒸氣罐製造業

陸用圓罐

其ノ他ノ蒸氣罐

其ノ他ノ蒸氣罐

蒸氣罐部分品及附屬品

蒸氣罐部分品及附屬品

蒸氣機關及蒸氣タービン製造業

蒸氣機關

蒸氣タービン

蒸氣タービン

内燃機關製造業

ガス機關

ガス機關

ガンリン機關

燈油機關

燈油機關

重油機關

重油機關

タービン水車

タービン水車

水車製造業

タービン水車

〔朝〕

〔朝〕



中グリ盤  
フライス盤  
研磨盤  
齒切盤  
平削盤、形削盤及堅削盤  
ブローチ盤  
金切鋸盤  
其ノ他ノ切削研磨用金屬工作機械  
打貫機  
剪斷機  
型付プレス  
其ノ他ノ金屬板加工用工作機械  
壓延機  
機械槌  
火造プレス  
其ノ他ノ金屬工作機械  
金屬工作機械部分品及附屬品製造業  
製材及木工機械製造業  
工具製造業

其ノ他ノ金屬工作機械製造業  
其ノ他ノ金屬工作機械  
金屬工作機械部分品及附屬品(工具ヲ除ク)  
製材及木工機械  
金屬工用切削工具  
金屬工用剪斷及打貫工具  
其ノ他ノ金屬工用工具  
木工用工具(鋸、ノミ、鉋等)  
其ノ他ノ工具(剪毛ナイフ等)

探鑛、選鑛及精鍊機械器具製造業

化學工業用機械器具製造業

窯業用機械器具製造業  
製紙機械器具製造業  
紡織機械器具製造業

蠶絲機械器具製造業

手工具(空氣工具、萬力、スパナ、ペンチ、ネヂ廻等)

探鑛機械器具

採油機械器具

砂金採取船

選鑛及精鍊機械器具

蒸溜、蒸煮及蒸發機

濾過、混合及分離機

冷却及乾燥機

反應機

化學工業用破碎機

其ノ他ノ化學工業用機械器具

窯業用機械器具

製紙機械器具

紡績機械器具

織布機械器具

染色機械器具

布帛整理加工機械器具

メリヤス機械器具

其ノ他ノ紡織機械器具

紡織機械部分品及附屬品

蠶絲機械器具

蠶絲機械器具部分品及附屬品

[朝]

ガス發生裝置製造業  
食料品製造加工用機械器具製造業  
印刷機械器具製造業

自動車用ガス發生裝置  
其ノ他ノガス發生裝置  
食料品製造加工用機械器具  
印刷機械器具  
活字

製本機械器具製造業  
ミシン製造業  
其ノ他ノ製造加工用機械器具製造業

製本機械器具  
ミシン及ミシン部分品  
鑄造機械  
其ノ他ノ製造加工用機械器具  
蒸氣機關車(炭水車ヲ含ム)  
電氣機關車  
內燃機關車  
機關車部分品及附屬品

大型自動車製造業  
小型自動車製造業  
自動二輪車及自動三輪車製造業  
自動車部分品及附屬品製造業  
自轉車製造業

其ノ他ノ車輛製造業

鋼船製造業

其ノ他ノ船舶製造業

航空機製造業

航空機部分品及附屬品製造業

運搬機械製造業

小型鐵道車輛部分品及附屬品  
乘用自動車(シヤシヲ含ム)  
貨物自動車(シヤシヲ含ム)  
乗合自動車(シヤシヲ含ム)  
特殊自動車(シヤシヲ含ム)  
小型四輪自動車(シヤシヲ含ム)  
自動二輪車  
自動三輪車  
自動車車體(ボディ)  
自動車部分品及附屬品  
自轉車  
自轉車部分品及附屬品  
荷車  
其ノ他ノ車輛

[朝]

鋼船(總噸數千噸以上ノモノ)  
鋼船(總噸數千噸未滿ノモノ)  
其ノ他ノ船舶

航空機

航空機部分品及附屬品

起重機

ホキスト

エレベータ

コンベヤ



ポンプ及水壓機製造業  
 送風機及氣體壓縮機製造業  
 農業用機械器具製造業  
 土木建築用機械器具製造業  
 度量衡器製造業  
 ガスメートル及水量メートル製造業  
 寒暖計製造業  
 體溫計製造業  
 電氣計器製造業  
 計壓器類製造業  
 其ノ他ノ計器製造業

捲揚機  
 其ノ他ノ運搬機械  
 ポンプ  
 水壓機(金屬工作機械ヲ除ク)  
 送風機  
 氣體壓縮機  
 農業用機械  
 農具  
 土木建築用機械  
 土工具  
 度量衡器  
 量器  
 衡器  
 度量衡器部分品及附屬品  
 ガスメートル  
 水量メートル  
 ガスメートル及水量メートルノ部分品及附屬品  
 寒暖計  
 體溫計  
 電氣計器  
 計壓器類  
 其ノ他ノ計器

電氣時計製造業  
 其ノ他ノ時計製造業  
 測量機械器具製造業  
 試験及検査機械器具製造業  
 學術用機械器具製造業  
 醫療用機械器具製造業  
 寫真機類製造業  
 其ノ他ノ光學機械器具製造業  
 電球製造業

電氣時計  
 置時計  
 掛時計  
 懷中時計及腕時計  
 時計部分品  
 測量機械器具  
 材料試験機  
 ゲージ類  
 検査測定機  
 其ノ他ノ試験検査機械器具  
 學術用機械器具  
 醫療用機械器具  
 寫真機及寫真機部分品  
 映畫撮影機及映寫機  
 幻燈機  
 其ノ他ノ寫真機類  
 レンズ(プリズムヲ含ム)  
 顯微鏡  
 望遠鏡  
 双眼鏡  
 其ノ他ノ光學機械器具  
 電球

〔朝〕

其ノ他ノ照明用機械器具製造業  
 樂器類製造業

探照燈  
 懷中電燈  
 其ノ他ノ照明用機械器具  
 ピアノ  
 オルガン  
 バイオリン、マンドリン、ギター等ノ絃樂器  
 其ノ他ノ樂器類  
 蓄音機  
 銃砲、彈丸、兵器類  
 計算機、金錢登錄機、タイプライター等ノ事務用機械

化學工業  
 主要事業  
 製藥業  
 ソーダ製造業

〔朝〕

蓄音機製造業  
 銃砲、彈丸、兵器類製造業  
 事務用機械製造業  
 金庫製造業  
 ガス器具製造業  
 弁及コック製造業  
 軸受製造業

硫酸製造業  
 磷製造業  
 壓縮ガス製造業  
 生產品名  
 醫藥、賣藥及賣藥類似品  
 ソーダ灰  
 苛性ソーダ  
 洗濯ソーダ  
 重炭酸ソーダ  
 發煙硫酸  
 六十五度以上ノ硫酸  
 六十度以上ノ硫酸  
 六十度未満ノ硫酸  
 黃磷  
 赤磷  
 硫化磷  
 酸素  
 水素  
 塩素  
 アセチレン  
 炭酸(固體ノモノヲ含ム)  
 アンモニア(氣體及液體ノモノ)

齒車製造業  
 ベルト車、車輪及車軸製造業  
 前掲以外ノ部分品及附屬品製造業  
 其ノ他ノ機械器具製造業

齒車  
 ベルト車、車輪及車軸  
 前掲以外ノ部分品及附屬品  
 其ノ他ノ機械器具  
 軸受部分品(球及コロヲ含ム)

カーバイド製造業

一九三



塩酸  
硝粉  
合成硝酸  
其ノ他ノ硝酸  
重クロム酸ソーダ  
重クロム酸カリ  
過マンガン酸カリ  
珪酸ソーダ  
珪酸カリ  
塩素酸ソーダ  
塩素酸カリ  
苛性カリ  
芒硝  
硫化ソーダ  
二硫化炭素  
石炭酸  
サリチル酸  
醋酸  
メタノール  
アルコール  
ブチルアルコール  
アセトン  
ホルマリン

製塩業  
天然染料製造業  
硫化染料製造業  
其ノ他ノ合成染料及中間物製造業

エーテル  
グリセリン  
グリコール  
ヨード  
ヨードカリ  
塩化カリ  
炭酸カリ  
硝石  
硝酸アンモン  
塩化カルシウム  
塩化亜鉛  
炭酸マグネシア  
人造氷晶石  
明礬  
硫酸アルミニウム  
シアンナトリウム及シアンカリ  
其ノ他ノ工業藥品  
食塩  
藍  
其ノ他ノ天然染料  
硫化染料  
塩基性染料  
直接染料

〔朝〕

漆液製造業  
塗料製造業

顔料製造業

酸性染料  
媒染染料  
人造藍  
其ノ他ノ建築染料  
其ノ他ノ合成染料  
アニリン  
ペタナフトール  
ニトロアニリン  
ニトロトルイジン  
ナフチルアミン  
オキシナフトエ酸誘導體  
其ノ他ノ中間物  
漆液  
ワニス  
エナメルペイント  
船底塗料  
水性塗料  
其ノ他ノペイント  
ニトロセルロース塗料  
アセチルセルロース塗料  
靴墨  
其ノ他ノ塗料

マッチ製造業  
其ノ他ノ發火物製造業

一酸化鉛(密陀僧)  
鉛丹(光明丹)  
硫酸バリウム  
リトボン  
チタン白  
鉛白  
群青  
紺青(アルシヤンブルー)  
ベンガラ(紅殻)  
金液  
其ノ他ノ窯業用顔料  
繪畫用繪具  
墨  
印刷インキ  
其ノ他ノインキ  
其ノ他ノ顔料  
マッチ  
有煙火薬  
無煙火薬  
ダイナマイト  
其ノ他ノ爆薬  
導火索

〔朝〕



石油精製業

- 煙火
- 其ノ他ノ發火物
- コールドタール
- ベンゾール
- トルオール
- クレオソート油
- ナフタリン
- コールドタールピッチ
- 其ノ他ノコールドタール分溜物
- 揮發油
- 輕油
- 燈油
- マシ油
- 重油
- パラフィン
- 石油アスファルト
- 石油ピッチ
- 其ノ他ノ石油精製品
- 人造石油
- 植物油脂製造業
- 人造石油製造業
- 落花生油
- 胡麻油
- 椿花生油
- 椿油

樟腦製造業

薄荷製造業

其ノ他ノ植物性揮發油製造業

魚油製造業

- 棉實油
- 椰子油
- ヒマシ油
- 大豆油
- 亞麻仁油
- 荏油
- 麻實油
- 桐油
- 糠油
- 其ノ他ノ植物油
- 樟腦
- 樟腦赤油
- 樟腦白油
- 樟腦藍油
- 薄荷腦
- 薄荷油
- テレピン油(松根油ヲ含ム)
- ミカン油(オレンジ油ヲ含ム)
- 其ノ他ノ植物性揮發油
- タラ油
- ニシ油
- イワシ油
- 其ノ他ノ魚油

〔朝〕

獸脂類製造業

木蠟製造業  
蠟燭製造業  
加工油製造業

ゴム製品製造業

- サナギ油
- 牛脂
- 豚脂
- 鯨油
- 其ノ他ノ獸脂類
- 木蠟
- 蠟燭
- ボイル油
- 硬化油
- 硬化蠟
- オレイン酸
- ステアリン酸
- 其ノ他ノ加工油
- 飛行機、自動車、自動二輪車及自動三輪車用空気入タイヤ
- 飛行機、自動車、自動二輪車及自動三輪車用ソリッドタイヤ
- 飛行機、自動車、自動二輪車及自動三輪車用チューブ
- 自轉車用タイヤ
- 自轉車用チューブ
- 其ノ他ノゴム製タイヤ及其ノ附屬品
- 機械用軟質ゴム製品

再生ゴム素地製造業  
パルプ製造業

製紙業

- ゴム靴
- ゴム底布靴
- 朝鮮靴
- 其ノ他ノゴム製履物
- ゴム管
- ゴムベルト
- 其ノ他ノ軟質ゴム製品(ゴム引布ヲ除ク)
- 硬質ゴム製電槽
- 其ノ他ノ硬質ゴム製品
- 再生ゴム素地
- 碎木パルプ
- 製紙用化學パルプ
- 化學纖維用化學パルプ
- 印刷用紙
- 筆記用紙
- 圖畫用紙
- 包装用紙
- マツチ用紙
- 薄葉紙
- アートペーパー
- 艶紙
- 連史紙

〔朝〕



礦物質及配合肥料製造業

- 其ノ他ノ動物質肥料
- 過燐酸石灰
- 硫酸アンモン
- 石灰窒素
- 硫酸カリ
- 其ノ他ノ礦物質肥料
- 化成肥料
- 配合肥料
- クロム鞣皮革
- 溢鞣皮革靴底
- 其ノ他ノ溢鞣皮革
- 馬革
- 豚革
- 其ノ他ノ革
- 兔毛皮
- 其ノ他ノ毛皮
- 化粧石鹼
- 工業用石鹼
- 藥用石鹼
- 洗濯石鹼
- 粉石鹼
- 其ノ他ノ石鹼

製革業

精製毛皮製造業

石鹼及化粧品製造業

セロファン紙製造業  
セルロイド素地製造業  
セルロイド製品製造業

- 半紙
- 美濃紙
- 鳥ノ子紙及模造紙
- 壁紙
- 擬草紙
- 板紙
- 朝鮮紙
- 其ノ他ノ紙
- セロファン紙
- セルロイド素地
- セルロイド製楯
- 其ノ他ノセルロイド製品
- 再生セルロイド素地
- 再生セルロイド素地製造業
- 人造絹絲製造業
- ステープルファイバー製造業
- 其ノ他ノ化學纖維製造業
- 蛋白質纖維
- 其ノ他ノ化學纖維
- 茶種絞粕
- 大豆粕
- 棉實絞粕
- 其ノ他ノ植物質肥料
- 魚絞粕
- サナギ絞粕
- 骨粉

植物質肥料製造業

動物質肥料製造業

人造レジン素地及製品製造業

- 香水
- 香油
- 齒磨
- 白粉
- 化粧水
- クリーム
- 洗粉
- 其ノ他ノ化粧品
- フェノールレジン素地
- フェノールレジン製品
- 尿素レジン素地
- 尿素レジン製品
- 其ノ他ノ人造レジン
- 蓄音機レコード
- バルカナイズドファイバー素地
- バルカナイズドファイバー製カードカ
- 其ノ他ノバルカナイズドファイバー製品
- リノリウム
- 防水布及油布
- 擬草布
- ゴム引布
- 建物用防水紙及防水布
- 建築用防水紙及防水布製造業

フィルム、乾板類製造業

人造香料製造業  
タンニン製造業

糊料製造業

殺蟲劑及防腐劑製造業

研磨材料及研磨用品製造業

- 寫真用フィルム
- 乾板
- 寫真用印畫紙
- 人造香料
- 合成タンニン
- タンニン酸
- タンニンエキス
- 膠
- ゼラチン
- カゼイン
- デキストリン
- 其ノ他ノ糊料
- 殺蟲劑(粉末)
- 殺蟲劑(液體)
- 防腐劑(粉末)
- 防腐劑(液體)
- カーボランダム
- アラシダム
- 金剛砂
- 其ノ他ノ研磨材料
- 人造砥石
- 紙礮及布礮
- 其ノ他ノ研磨用品











ポプリン(混紡及交織綿織物 廣幅)  
帆布(混紡及交織綿織物 廣幅)  
天鵞絨(混紡及交織綿織物 廣幅)  
蚊帳地(混紡及交織綿織物 廣幅)

其ノ他ノ綿木綿及織色無地(混紡及交織綿織物 廣幅)

其ノ他ノ混紡及交織綿織物 (廣幅)

白木綿(混紡及交織綿織物 小幅)

縞木綿(混紡及交織綿織物 小幅)

紺木綿(混紡及交織綿織物 小幅)

織色木綿(混紡及交織綿織物 小幅)

綿縮(混紡及交織綿織物 小幅)

蚊帳地(混紡及交織綿織物 小幅)

其ノ他ノ混紡及交織綿織物 (小幅)

特殊物

緞通(混紡及交織綿織物)

タオル地(混紡及交織綿織物)

タオル(混紡及交織綿織物)

ガーゼ地(混紡及交織綿織物)

敷布(混紡及交織綿織物)

毛布(混紡及交織綿織物)

ベルト(混紡及交織綿織物)

ホース(混紡及交織綿織物)

テープ(混紡及交織綿織物)  
其ノ他ノ特殊物(混紡及交織綿織物)

廣幅物  
純絹織物製造業

縮緬(純絹織物 廣幅 壁ヲ含ム)

羽二重及生絹縞子(純絹織物 廣幅)

富士絹(純絹織物 廣幅)

絹紬(純絹織物 廣幅)

縞子(純絹織物 廣幅)

洋傘地(純絹織物 廣幅)

天鵞絨(純絹織物 廣幅)

其ノ他ノ生絹及白絹(純絹織物 廣幅)

其ノ他ノ純絹織物 (廣幅)

御召(純絹織物 小幅 壁ヲ含ム)

縮緬(純絹織物 小幅 壁ヲ含ム)

羽二重(純絹織物 小幅)

生織絹及紗(純絹織物 小幅)

銘仙及節織(純絹織物 小幅)

絲織(純絹織物 小幅)

袴地(純絹織物 小幅)

平絹(純絹織物 小幅)

其ノ他ノ生絹及白絹(純絹織物 小幅)

其ノ他ノ純絹織物(小幅)

特殊物

(朝)

男物帶地(純絹織物)  
女物帶地(純絹織物 廣幅)  
女物帶地(純絹織物 片側)  
リボン及テープ(純絹織物)  
其ノ他ノ特殊物(純絹織物)

廣幅物  
人絹トノ交織絹織物製造業

縮緬(人絹トノ交織絹織物 廣幅 壁ヲ含ム)

羽二重(人絹トノ交織絹織物 廣幅)

縞子(人絹トノ交織絹織物 廣幅)

其ノ他ノ紋織物(人絹トノ交織絹織物 廣幅)

天鵞絨(人絹トノ交織絹織物 廣幅)

其ノ他ノ人絹トノ交織絹織物(廣幅)

御召(人絹トノ交織絹織物 小幅 壁ヲ含ム)

縮緬(人絹トノ交織絹織物 小幅 壁ヲ含ム)

羽二重(人絹トノ交織絹織物 小幅)

生織絹及紗(人絹トノ交織絹織物 小幅)

銘仙及節織(人絹トノ交織絹織物 小幅)

絲織(人絹トノ交織絹織物 小幅)

小幅物

(朝)

特殊物

袴地(人絹トノ交織絹織物 小幅)  
平絹(人絹トノ交織絹織物 小幅)  
其ノ他ノ生絹及白絹(人絹トノ交織絹織物 小幅)  
其ノ他ノ人絹トノ交織絹織物(小幅)

廣幅物  
綿絲トノ交織絹織物製造業

男物帶地(人絹トノ交織絹織物)

女物帶地(人絹トノ交織絹織物 廣幅)

女物帶地(人絹トノ交織絹織物 片側)

リボン及テープ(人絹トノ交織絹織物)

其ノ他ノ特殊物(人絹トノ交織絹織物)

縞子(綿絲トノ交織絹織物 廣幅)

天鵞絨(綿絲トノ交織絹織物 廣幅)

其ノ他ノ綿絲トノ交織絹織物(廣幅)

御召及縮緬(綿絲トノ交織絹織物 小幅)

縞子(綿絲トノ交織絹織物 小幅)

其ノ他ノ著尺物(綿絲トノ交織絹織物 小幅)

其ノ他ノ綿絲トノ交織絹織物(小幅)

男物帶地(綿絲トノ交織絹織物)

女物帶地(綿絲トノ交織絹織物 廣幅)

特殊物

小幅物



其ノ他ノ絹織物製造業

廣幅物

女物帶地(綿絲トノ交織絹織物 片側)  
其ノ他ノ特殊物(綿絲トノ交織絹織物)  
其ノ他ノ絹織物

麻織物製造業

廣幅物

黃麻布(廣幅)  
黃麻袋  
亞麻布及苧麻布(廣幅)  
大麻布  
黃麻製帆布  
其ノ他ノ麻製帆布  
蚊帳地(麻織物 廣幅)  
其ノ他ノ麻織物(廣幅)

小幅物

手紡大麻布(小幅)  
手紡苧麻布(小幅)  
縞及緋麻布(小幅)  
蚊帳地(麻織物 小幅)  
其ノ他ノ麻織物(小幅)

特殊物

緞通(麻織物)  
ベルト(麻織物)  
ホース(麻織物)  
其ノ他ノ特殊物(麻織物)

純人絹織物製造業

小幅物

縮緬(純人絹織物 廣幅 壁ヲ含ム)  
羽二重(純人絹織物 廣幅)  
縞子(純人絹織物 廣幅)  
其ノ他ノ紋織物(純人絹織物 廣幅)  
天鵞絨(純人絹織物 廣幅)  
其ノ他ノ純人絹織物(廣幅)

特殊物

縮緬(純人絹織物 小幅 壁ヲ含ム)  
著尺物(純人絹織物 小幅 羽尺及袴地ヲ含ム)  
其ノ他ノ純人絹織物(小幅)  
男物帶地(純人絹織物)  
女物帶地(純人絹織物 廣幅)  
女物帶地(純人絹織物 片側)  
リボン及テープ(純人絹織物)  
其ノ他ノ特殊物(純人絹織物)

交織人絹織物製造業

廣幅物

縮緬(交織人絹織物 廣幅 壁ヲ含ム)  
羽二重(交織人絹織物 廣幅)  
縞子(交織人絹織物 廣幅)  
其ノ他ノ紋織物(交織人絹織物 廣幅)

純毛織物製造業

モスリン(純毛織物)  
著尺セル(純毛織物)  
洋服用サージ(純毛織物)

羅紗(純毛織物)  
フランネル(純毛織物)  
毛布(純毛織物 肩掛及膝掛ヲ含ム)  
地氈(純毛織物)  
緞通(純毛織物)

混紡毛織物及交織毛織物製造業

ブラッシュュ及天鵞絨(純毛織物)  
其ノ他ノ純毛織物  
著尺セル(混絹及交織毛織物)  
洋服用サージ(混紡及交織毛織物)  
羅紗(混紡及交織毛織物)  
フランネル(混紡及交織毛織物)  
其ノ他ノ婦人子供服地(混紡及交織毛織物)  
毛布(混紡及交織毛織物 肩掛及膝掛ヲ含ム)  
地氈(混紡及交織毛織物)  
緞通(混紡及交織毛織物)  
ブラッシュュ及天鵞絨(混紡及交織毛織物)  
其ノ他ノ混紡及交織毛織物

廣幅物

[朝]

小幅物

天鵞絨(交織人絹織物 廣幅)  
其ノ他ノ交織人絹織物(廣幅)

特殊物

縮緬(交織人絹織物 小幅 壁ヲ含ム)  
著尺物(交織人絹織物 小幅 羽尺及袴地ヲ含ム)  
其ノ他ノ交織人絹織物(小幅)  
男物帶地(交織人絹織物)  
女物帶地(交織人絹織物 廣幅)  
女物帶地(交織人絹織物 片側)  
リボン及テープ(交織人絹織物)  
其ノ他ノ特殊物(交織人絹織物)

廣幅物

ス・フ織物製造業

モスリン(ス・フ織物 廣幅)  
著尺セル(ス・フ織物 廣幅)  
洋服用サージ(ス・フ織物 廣幅)  
羅紗(ス・フ織物 廣幅)  
(其ノ他ノ婦人子供服地(ス・フ織物、廣幅)  
細綾木綿(ス・フ織物 廣幅)  
綾木綿(ス・フ織物 廣幅)



特殊物

繻子(ス・フ織物 廣幅)  
 金巾(ス・フ織物 廣幅)  
 粗布(ス・フ織物 廣幅)  
 天竺(ス・フ織物 廣幅)  
 綿縮(ス・フ織物 廣幅)  
 小倉(ス・フ織物 廣幅)  
 綿ネル生地(ス・フ織物 廣幅)  
 ポプリン(ス・フ織物 廣幅)  
 天鵞絨(ス・フ織物 廣幅) コールテンヲ含ム  
 蚊帳地(ス・フ織物 廣幅)  
 其ノ他ノ縞木綿及織色無地(ス・フ織物 廣幅)  
 其ノ他ノス・フ織物(廣幅)  
 白木綿(ス・フ織物 小幅)  
 縞木綿(ス・フ織物 小幅)  
 紺木綿(ス・フ織物 小幅)  
 織色木綿(ス・フ織物 小幅)  
 綿縮(ス・フ織物 小幅)  
 蚊帳地(ス・フ織物 小幅)  
 其ノ他ノス・フ織物(小幅)  
 緞通(ス・フ織物)

小幅物

手袋

其ノ他ノ織物製造業  
 メリヤス素地編立業  
 シヤツ及ツボン下  
 メリヤス製品製造業  
 タオル地(ス・フ織物)  
 タオル(ス・フ織物)  
 敷布(ス・フ織物)  
 毛布(ス・フ織物、肩掛及膝掛ヲ含ム)  
 テープ(ス・フ織物)  
 其ノ他ノ特殊物(ス・フ織物)  
 其ノ他ノ織物  
 綿メリヤス素地  
 ス・フメリヤス素地  
 其ノ他ノメリヤス素地  
 綿メリヤスシヤツ及ツボン下  
 綿メリヤスシヤツ及ツボン下  
 毛メリヤスシヤツ及ツボン下  
 ス・フメリヤスシヤツ及ツボン下  
 其ノ他ノメリヤスシヤツ及ツボン下  
 綿メリヤス靴下  
 絹メリヤス靴下  
 毛メリヤス靴下  
 人絹メリヤス靴下  
 ス・フメリヤス靴下  
 其ノ他ノメリヤス靴下

靴下

〔朝〕

猿 股

綿メリヤス手袋  
 絹メリヤス手袋  
 毛メリヤス手袋  
 ス・フメリヤス手袋  
 其ノ他ノメリヤス手袋

其ノ他

其ノ他ノ綿メリヤス製品  
 其ノ他ノ毛メリヤス製品  
 其ノ他ノス・フメリヤス製品  
 其ノ他ノメリヤス製品  
 其ノ他ノ編物、ドロノウォーク、レース類製造業  
 絹組物製造業  
 製綿業  
 眞綿製造業  
 機械捺染業

其ノ他ノ捺染業

無地染及絞染業  
 絲染色、精練及漂白業  
 精練、漂白及整理業

〔朝〕

機械 染ス・フ布  
 其ノ他ノ機械捺染布  
 手捺染絹布  
 手捺染絹布  
 手捺染ス・フ布  
 其ノ他ノ手捺染布  
 無地染及絞染絹布  
 無地染及絞染絹布  
 無地染及絞染人絹布  
 其ノ他ノ無地染及絞染ス・フ布  
 染色、精練及漂白絹絲  
 染色、精練及漂白絹絲  
 染色、精練及漂白人絹絲  
 染色、精練及漂白ス・フ絲  
 其ノ他ノ染色、精練及漂白絲  
 精練及整理絹布  
 精練及整理絹布  
 精練及整理人絹布  
 精練及整理ス・フ布  
 其ノ他ノ精練及整理布



起毛業  
フェルト製造業  
裁縫業

漂白綿布  
漂白麻布  
漂白人絹布  
其ノ他ノ漂白布  
起毛布  
フェルト

和服

洋服及外套類

シャツ及股引

地下足袋

其ノ他ノ足袋

ハンカチーフ

其ノ他ノ裁縫品

刺繡製品

反毛

再生絹絲

其ノ他ノ紡織品

製材及木製品工業  
主要事業

生産品名

板類  
挽角類  
挽割類  
其ノ他木材

防腐、耐火等ノ木材處理業

ベニア合板製造業

木製建具及家具製造業

木製洋家具

木製和家具

唐木細工

包裝用木箱、樽及桶製造業

木管製造業

コルク製品製造業

挽物、曲物類製造業

其ノ他ノ木製品製造業

處理木材(防腐、耐火、乾燥其ノ他ノ處理ヲ施シタル木材)

ベニア合板

木製建具

木製洋家具

木製和家具

唐木細工

包裝用木箱(組立テザルモノヲ含ム)樽及桶(組立テザルモノヲ含ム)

紡績用木管

其ノ他ノ木管

コルク板

コルク栓及輪

其ノ他ノコルク製品

漆器樣地

其ノ他ノ木製挽物

其ノ他ノ曲物

桐下駄

其ノ他ノ下駄

算盤

マツチ小箱(樣地ヲ含ム)

マツチ軸木

〔朝〕

食料品工業  
主要事業

生産品名

木箸  
經木  
其ノ他ノ木製品

精米

其ノ他ノ精穀

糠

小麥粉

其ノ他ノ穀粉

餛

馬鈴薯澱粉

甘藷澱粉

其ノ他ノ澱粉

粗糖

精製糖

糖蜜

清酒

朝鮮酒

味淋

燒酎

其ノ他 和酒

酒粕

澱粉製造業  
製糖業  
和酒製造業

〔朝〕

麥酒製造業

其ノ他ノ酒類製造業

醬油、味噌及食酢製造業

清涼飲料製造業

菓子、パン、餡類製造業

罐詰製造業

麥酒

葡萄酒

其ノ他ノ酒類

醬油及溜

朝鮮醬油

味噌

朝鮮味噌

食酢

サイダー

ラムネ

シロップ類

其ノ他 清涼飲料

菓子(菓子種ヲ含ム)

パン(菓子パンヲ含ム)

並餡(麥芽餡)

晒餡(酸糖化餡)

其ノ他ノ菓子、パン、餡類

牛肉罐詰

其ノ他ノ鳥獸肉類罐詰

鯖罐詰

鰯罐詰

イワシ大和煮罐詰

トマトサーヂン罐詰







革製ベルト  
帽子用裏革(模造革ヲ含ム)  
革製袋物  
其ノ他ノ皮革製品  
貝殻製鈕釦  
セルロイド製鈕釦  
アイボリーナット製鈕釦  
骨製鈕釦  
角及蹄製鈕釦  
其ノ他ノ鈕釦(金屬製ノモノヲ除ク)

刷毛及刷子製造業

齒磨用刷子  
化粧用刷子  
工業用刷子  
其ノ他ノ刷子  
糊附用刷毛  
其ノ他ノ刷毛

漆器製造業

家具及裝飾用漆器  
其ノ他ノ漆器

フェルト製帽子製造業

其ノ他ノ帽子製造

ウール製帽子  
フアー製帽子  
羅紗、サージ及其ノ他ノ布帛製帽子  
紙製模造バナマ帽子

洋傘製造業  
草履(革製及ゴム製ノモノヲ除ク)、爪草類製造業

洋傘  
草履(革製及ゴム製ノモノヲ除ク)  
スリッパ(革製及ゴム製ノモノヲ除ク)  
鼻緒  
爪草

羽毛及獸毛漂白整理業  
人造眞珠製造業

羽毛及獸毛  
ガラス核人造眞珠

寶石類加工業  
魔法鑲製造業  
其ノ他ノ製造加工業

魔法鑲  
傘柄及傘手  
造花類  
其ノ他ノ製品

朝鮮鑛業資源調査規則

昭和四年十二月一日  
朝鮮總督府令第百二十一號

朝鮮鑛業資源調査規則左ノ通定ム  
朝鮮鑛業資源調査規則

第一條 朝鮮鑛業令第一條ニ規定スル鑛業ヲ爲ス鑛業權者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ鑛山毎ニ毎年調査票第一號乃至第六號各二通ニ該當事項ヲ調査記入シ翌年二月末日迄ニ朝鮮總督ニ之ヲ提出スベシ  
一 朝鮮鑛業令第一條第二項ニ規定スル鑛物ノ製鍊事業ヲ行フ鑛山ニシテ製鍊事業ニ付三十人以上ノ鑛夫ヲ使用スル設備ヲ有シ又ハ常時三十人以上ノ鑛夫ヲ使用スルモノ

其ノ他ノ模造バナマ帽子  
麥稈製帽子  
麻製帽子(セロファンヲ用ヒタルモノ)  
其ノ他ノ麻製帽子  
其ノ他ノ帽子  
ゴム製玩具  
セルロイド製玩具  
木製玩具  
陶磁器玩具  
紙製玩具  
其ノ他ノ玩具(金屬製ノモノヲ除ク)

塗裝業  
骨、角、蹄、甲、牙及貝類製品製造業

塗裝品  
牙齒製品  
籃甲製品  
其ノ他ノ骨、角、蹄、甲、牙及貝類製品

醫療材料品製造業

脫脂綿(衛生綿ヲ含ム)  
繃帶  
ガーゼ  
其ノ他ノ醫療材料品

毛筆製造業

毛筆

萬年筆製造業  
鉛筆及クレヨン製造業

萬年筆  
木鞘入鉛筆  
其ノ他ノ鉛筆  
クレヨン

和傘製造業

和傘

〔朝〕

二 石炭ノ採掘事業ヲ行フ鑛山ニシテ五百人以上ノ鑛夫ヲ使用スル設備ヲ有シ又ハ常時五百人以上ノ鑛夫ヲ使用スルモノ  
三 銅鑛、鉛鑛、亜鉛鑛、鐵鑛又ハ硫化鐵鑛ノ採掘事業ヲ行フ鑛山ニシテ二百人以上ノ鑛夫ヲ使用スル設備ヲ有シ又ハ常時二百人以上ノ鑛夫ヲ使用スルモノ  
四 錫鑛又ハ滿俺鑛ノ採掘事業ヲ行フ鑛山ニシテ五十人以上ノ鑛夫ヲ使用スル設備ヲ有シ又ハ常時五十人以上ノ鑛夫ヲ使用スルモノ

前項第一號ニ規定スル鑛山ノ鑛業權者ハ前項ノ調査票ノ外調査票第七號ニ通ニ該當事項ヲ調査記入シ且別記様式ニ準ジテ作製シタル其ノ作業場ノ平面圖ニ通テ添附スベシ  
前項ノ作業場ノ平面圖ハ本令ノ規定ニ基キ既ニ提出シタルモノニ變更ナキ限り之ガ添附ヲ省略スルコトヲ得

第二條 朝鮮鑛業令第一條ニ規定スル鑛業ヲ爲ス鑛業權者ニシテ前條ニ該當セザルモノハ鑛山毎ニ毎年調査票第四號乃至第六號各一通ニ該當事項ヲ調査記入シ翌年二月末日迄ニ朝鮮總督ニ之ヲ提出スベシ

第三條 朝鮮鑛業令第一條ニ規定スル鑛業ヲ爲ス鑛業權者其ノ鑛業ヲ開業、休止又ハ廢業シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ報告スベシ

第四條 本令ニ依リ提出シタル調査票及報告書ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ人的及物的資源ノ統制運用計畫ノ設定及遂行ニ必要ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條第二項ノ規定ニ依リ調査票ニ添附シタル平面圖ハ人的及物的資源ノ統制運用計畫ノ設定及遂行ニ必要ナル場合ノ外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ  
附則  
本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス























### 朝鮮海事資源調査規則

昭和四年十二月一日  
朝鮮總督府令第二百二十二號

改正 昭和十一年六月第四七號、一二年一〇月第一五五號、一四年九月第一五五號  
朝鮮海事資源調査規則左ノ通定ム

#### 朝鮮海事資源調査規則

第一條 總噸數二十噸以上ノ汽船ノ所有者又ハ船長ハ左ノ各號ノ區別ニ從ヒ調査原票ヲ當該船舶ニ備附ケ其ノ記載事項ヲ當ニ船舶ノ現狀ニ對應シタルモノト爲シ置クベシ

一 總噸數五百噸以上ノ汽船ニ付テハ第一號様式及第二號様式ニ依ル調査原票

二 總噸數二十噸以上五百噸未滿ノ汽船ニ付テハ第三號様式ニ依ル調査原票

第二條 總噸數二十噸以上ノ汽船ノ所有者又ハ船長ハ當該船舶ニ付朝鮮船舶安全令ノ規定ニ依リ定期検査又ハ中間検査ヲ受ケントスルトキハ前條ノ規定ニ依ル調査原票ノ寫ニ通テ報告書トシテ朝鮮總督府逡信局長(以下單ニ逡信局長ト稱ス)ニ提出スベシ

總噸數百噸以上ノ汽船ノ所有者又ハ船長ハ當該船舶ニ付初メテ定期検査ヲ受ケントスルトキハ總噸數五百噸以上ノ汽船ニ付テハ左ノ各號ノ船圖ヲ、總噸數百噸以上五百噸未滿ノ汽船ニ付テハ第一號ノ船圖ヲ前項ノ規定ニ依ル報告書各通ニ添附スベシ

一 船體一般配置圖

(イ) 艙裝

(ロ) 夏期滿載吃水線ノ位置

(ハ) 各甲板及艙内ニ於ケル室、艙、庫等ノ配置

(ニ) 各甲板ニ於ケル諸設備ノ配置、揚貨機ノ力量並ニ動臂ノ力量及最大使用範圍

二 船體容積圖

(イ) 各甲板及艙内ニ於ケル貨物、燃料、食糧、水等ヲ搭載スル室、艙、庫等ノ位置及容積

(ロ) 空艙吃水及滿載吃水間ノ各吃水ニ於ケル載貨重量、排水重量、單位吃水差浮沈重量及單位縱傾斜力率ヲ示ス尺度(空艙狀態ニ於テ積載セルモノノ名稱及重量ヲ附記スベシ)

(ハ) 滿載吃水線標示

三 船體部諸管配置圖

水管、油管、汽管、氣管及附屬唧筒ノ配置

四 機關一般配置圖

機關室内諸機關及附屬諸管ノ配置

五 電線裝置圖

發電機、電動機、配電盤、白熱電燈、電線等ノ配置

六 通信裝置圖

傳令機、回轉通信機、回轉方向指示機、舵角指示機、傳聲管、電話等ノ配置

七 通風裝置圖

電動、機動及汽動ノ通風裝置並ニ自然通風器ノ配置

入渠等ノ事實

四 前三月間ニ於ケル船舶ノ運航狀況

(イ) 起點港、終點港及主要寄港ノ地名並ニ其ノ入出港ノ月日

(ロ) 検査、入渠、繫船等ノ運航障害ノ有無、其ノ期間及其ノ發生場所

第七條 逡信局長ノ特ニ指定スル汽船ノ所有者、賃借人又ハ期間備船者ニシテ現ニ其ノ船舶ヲ使用スル者ハ毎月一回左ノ各號ノ事項ヲ具シタル報告書ニ通テ作製シ其ノ月二十日迄ニ逡信局長ニ之ヲ提出スベシ

一 船名及總噸數

二 所有者、賃借人又ハ期間備船者ノ住所及氏名又ハ名稱

三 翌月一日ニ於ケル見込位置及狀態(航行、碇泊、繫船、入渠等)

四 翌月中ノ見込航路(發航地、仕向地及主要寄港地ノ地名)及運航障害

(検査、入渠、繫船等)ノ見込並ニ其ノ期間及場所

前項ノ場合ニ於テ賃借人又ハ期間備船者ガ日本ニ住所若ハ營業所ヲ有セザルトキ又ハ外國人ナルトキハ前項ノ報告書ハ船舶所有者ニ於テ之ヲ提出スベシ

定期航海ニ使用スル汽船ニ付テハ發著豫定表ヲ以テ第一項ニ定ムル報告書ニ代フルコトヲ得

第八條 總噸數二十噸以上ノ汽船ヲ以テ定期航海ヲ營ム者ハ毎年十月末日

ノ狀況ニ基キ左ノ各號ノ事項ヲ具シタル報告書ニ通テ作製シ其ノ年十一月末日迄ニ逡信局長ニ之ヲ提出スベシ

一 航路

起點港、寄港地及終點港

二 使用船舶ノ名稱及總噸數

三 翌月一日正午ニ於ケル船舶ノ位置及狀態(航行、碇泊、繫船、

三 其ノ月ノ一日正午ニ於ケル船舶ノ位置及狀態(航行、碇泊、繫船、

一 船名及總噸數

二 所有者、賃借人及期間備船者ノ住所及氏名又ハ名稱

三 其ノ月ノ一日正午ニ於ケル船舶ノ位置及狀態(航行、碇泊、繫船、

第六條 總噸數千噸以上ノ汽船ノ所有者又ハ賃借人ハ毎年四回左ノ各號ノ事項ヲ具シタル報告書ニ通テ作製シ夫々一月二十日、四月二十日、七月二十日及十月二十日迄ニ逡信局長ニ之ヲ提出スベシ

前項第二號(ロ)及(ハ)ニ在リテハ二十五分ノ一以上、第四號ニ在リテハ五分ノ一以上、其ノ他ノモノニ在リテハ二百分ノ一以上ノ縮尺ヲ以テ之ヲ作製スベシ

外國ニ於テ製造シタル汽船ニシテ第二項第五號乃至第七號ノ船圖ヲ作製スルコト困難ナルトキハ其ノ事由ヲ具シ之ガ添附ヲ省略スルコトヲ得

第三條 前條ノ規定ニ依リ提出シタル報告書ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ所有者又ハ船長ハ變更アリタル日ヨリ一月以内ニ其ノ事項ヲ記載シタル報告書ニ通テ作製シ逡信局長ニ之ヲ提出スベシ

前條第二項ノ規定ニ依リ提出シタル船圖ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ其ノ船圖ニ付亦同シ

第四條 總噸數二十噸以上ノ汽船ガ沈没シ若ハ行衛不明ト爲リ又ハ之ヲ解撤シ若ハ外國人ニ讓渡シタルトキハ所有者ハ其ノ事實及發生年月日ヲ具シ逡信局長ニ之ヲ報告スベシ

第五條 總噸數二十噸以上ノ汽船ノ所有者又ハ賃借人ハ第四號様式ニ依リ其ノ使用スル船員ノ員數、給與、兵役關係等ニ付毎年十二月末日ノ狀況ニ基キ報告書三通(平水區域ヲ航行區域トスル汽船ニ付テハ一通)ヲ作製シ翌年二月末日迄ニ逡信局長ニ之ヲ提出スベシ

第六條 總噸數千噸以上ノ汽船ノ所有者又ハ賃借人ハ毎年四回左ノ各號ノ事項ヲ具シタル報告書ニ通テ作製シ夫々一月二十日、四月二十日、七月二十日及十月二十日迄ニ逡信局長ニ之ヲ提出スベシ

一 船名及總噸數

二 所有者、賃借人及期間備船者ノ住所及氏名又ハ名稱

三 其ノ月ノ一日正午ニ於ケル船舶ノ位置及狀態(航行、碇泊、繫船、



三 航海回數

前項ノ定期航海ヲ開始シ又ハ廢止シタル者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ逓信局長ニ報告スベシ

前二項ノ規定ハ朝鮮總督ノ命令ニ依ル航海ニハ之ヲ適用セズ

第九條 總噸數千噸以上ノ汽船ヲ以テ水上運送業ヲ營ム者ハ營業期ノ定アルトキハ每營業期ノ營業報告書ヲ作製シ、其ノ定ナキトキハ毎年十二月末日ニ終ル一年間ノ營業報告書ヲ作製シ當該期間ノ終了後二月以内ニ逓信局長ニ之ヲ提出スベシ

前項ノ報告書ニハ第一回提出ノ際ニ限り會社ニ在リテハ定款ヲ、組合ニ在リテハ組合契約書ヲ添附スベシ

第一項ノ運送業者ガ其ノ業務ヲ廢止シタルトキ又ハ定款若ハ組合契約ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ逓信局長ニ報告スベシ

第十條 前條ニ規定スル運送業ヲ開始シタル者ハ會社ニ在リテハ定款ヲ、組合ニ在リテハ組合契約書ヲ添附シ遲滞ナク左ノ各號ノ事項ヲ逓信局長ニ報告スベシ

一 資本金及拂込資本金

二 所有船舶ノ名稱及總噸數

前項ノ規定ニ依ル手續ヲ爲シタル運送業者ニハ前條第二項ノ規定ヲ適用セズ

セズ

第十一條 前二條ノ規定ハ朝鮮總督ノ命令ニ依ル航海ヲ營ム者ニ之ヲ適用セズ

第十二條 第九條ニ規定スル運送業者ニシテ國際運輸ヲ營ム者ニ在リテハ第五號様式ニ依リ毎年十二月末日ニ終ル一年間ニ於ケル貨物及旅客ノ國

際運輸ノ狀況ヲ翌年三月末日迄ニ逓信局長ニ報告スベシ

第十三條 外國人ニ對シ總噸數千噸以上ノ日本船舶ヲ讓渡シ、貸貸シ、使用貸シ、擔保ニ供シ又ハ船舶ノ全部ヲ以テ運送契約ノ目的ト爲シタル者ハ契約成立後一月以内ニ左ノ各號ノ事項ヲ逓信局長ニ報告スベシ

一 船舶ノ種類、名稱及總噸數

二 讓受人、賃借人、使用借人、抵當權者又ハ備船者ノ國籍、住所及氏名又ハ名稱

三 賣買價格、賃借料、擔保債權額又ハ備船料

四 貸貸又ハ使用貸ノ場合ニ在リテハ其ノ期間、擔保ニ供スル場合ニ在リテハ債務ノ辨濟期、讓渡ノ場合又ハ船舶ノ全部ヲ以テ運送契約ノ目的ト爲シタル場合ニ在リニハ其ノ契約

五 船舶引渡ノ時期及場所

船舶ノ讓渡ニ關シ前項ノ報告ヲ爲ス者ハ第四條ニ規定スル讓渡ニ關スル報告ヲ爲スコトヲ要セズ

第十四條 總噸數二十噸以上ノ外國汽船ヲ購入シタル者ハ契約成立後一月以内ニ左ノ各號ノ事項ヲ逓信局長ニ報告スベシ

一 船舶ノ種類、名稱及總噸數

二 賣渡人ノ國籍及氏名又ハ名稱

三 購入ノ目的

四 購入價格

五 引渡ノ時期及場所

前項ノ規定ハ外國造船所ニ注文シタル汽船ニ付之ヲ準用ス

第十四條ノ二 前條ニ依ル場合ヲ除クノ外總噸數千噸以上ノ外國汽船ノ讓

渡ヲ受ケ、之ヲ賃借シ、之ヲ抵當權ノ目的ト爲シ又ハ船舶ノ全部ヲ以テ運送契約ノ目的ト爲シタル者ハ契約成立後一月以内ニ該契約書ヲ寫シ添

ヘ當該船舶ノ就航方面ヲ記載シタル報告書ヲ逓信局長ニ提出スベシ

第十五條 收容人員十人以上ニシテ主トシテ船員ノ爲ニスル宿泊所ヲ經營スル者ハ第四號様式ノ二ニ依リ宿泊所ノ室數、坪數等ニ付毎年十二月末日ノ狀況ニ基キ報告書ヲ作製シ翌年二月末日迄ニ逓信局長ニ之ヲ提出スベシ

前項ノ報告書ニハ法人又ハ團體ニ在リテハ定款又ハ之ニ準ズベキ約款及資産ノ狀況並ニ理事其ノ他ノ代表者ノ氏名、本籍及住所ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ但シ前回ノ報告ニ變更ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

第一項ニ該當スル船員宿泊所ヲ開始シタル者ハ第四號様式ノ二ニ記載シタル事項ヲ具シ又之ヲ廢止シタル者ハ其ノ旨ヲ遲滞ナク逓信局長ニ報告スベシ

第十六條 總噸數百噸以上ノ鋼船ノ製造設備ヲ有スル造船業者及總噸數百噸以上ノ船舶ノ入渠又ハ上梁ノ設備ヲ有スル造船業者ハ第六號様式(イ)乃至(ニ)ニ依リ、其ノ他ノ造船業者ニシテ總噸數二十噸以上ノ船舶ノ製造設備ヲ有スルモノハ第六號様式(ロ)ニ依リ工場毎ニ工場及其ノ設備等ニ付毎年十二月末日ノ狀況ニ基キ報告書二通ヲ作製シ翌年二月末日迄ニ逓信局長ニ之ヲ提出スベシ

第十七條 總噸數二十噸以上ノ船舶ヲ製造スル者及百馬力以上ノ船舶用機關ヲ製造スル者ハ第六號様式(イ)乃至(ニ)ニ依リ工場毎ニ其ノ月ノ狀況ヲ翌月七日迄ニ逓信局長ニ報告スベシ

第十八條 總噸數百噸以上ノ鋼船ノ製造設備ヲ有スル造船業者及總噸數百噸以上ノ船舶ノ入渠又ハ上梁ノ設備ヲ有スル造船業者ハ營業期ノ定アルトキハ每營業期ノ營業報告書ヲ、其ノ定ナキトキハ毎年十二月末日ニ終ル一年間ノ營業報告書ヲ作製シ當該期間ノ終了後二月以内ニ逓信局長ニ之ヲ提出スベシ

前項ニ規定スル報告書ニハ第一回ノ提出ノ際ニ限り會社ニ在リテハ定款ヲ、組合ニ在リテハ組合契約書ヲ添附スベシ

第一項ニ規定スル造船業者ガ其ノ業務ヲ開始シ若ハ廢止シタルトキ又ハ定款若ハ組合契約ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ逓信局長ニ報告スベシ

第十九條 總噸數百噸以上ノ鋼船ノ製造設備ヲ有スル造船業者及總噸數百噸以上ノ船舶ノ入渠又ハ上梁ノ設備ヲ有スル造船業者ハ第七號様式ニ依リ工場毎ニ毎月末日現在ニ於ケル從業員ノ員數並ニ當該一月間ノ職工就業時間及賃銀ヲ翌月七日迄ニ逓信局長ニ報告スベシ

第二十條 本令ニ依リ逓信局長ニ提出スベキ報告書ハ左ノ各號ノ區別ニ從ヒ管海官廳ヲ經由スベシ

一 第二條第一項及第三條ノ規定ニ依ルモノニ付テハ朝鮮船舶安全令ノ規定ニ依リ検査ヲ申請スベキ管海官廳(第三條ノ場合ニ於テ變更事項ニ付検査ヲ受ケザルトキハ最寄管海官廳)

二 第四條及第五條ノ規定ニ依ルモノニ付テハ船舶ノ船籍港ヲ管轄スル管海官廳

三 第六條乃至第十條、第十二條乃至第十四條ノ二及第十八條ノ規定ニ



依ルモノニ付テハ報告ヲ命セラレタル者ノ住所又ハ主タル營業者ノ所在地ヲ管轄スル管海官廳

四 第十五條ノ規定ニ依ルモノニ付テハ宿泊所ノ所在地ヲ管轄スル管海官廳

五 第十六條及第十九條ノ規定ニ依ルモノニ付テハ造船工場所在地ヲ管轄スル管海官廳

六 第十七條ノ規定ニ依ルモノニ付テハ船舶又ハ機關ノ製造地ヲ管轄スル管海官廳

第二十一條 第二條及第三條ノ船圖ニ付テハ本令ニ別段ノ定ナキモノハ昭和四年内閣告示第五號ノ圖例第十號乃至第十六號ニ依ル

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

軍需調査令第十二條及第十三條ノ規定ニ依リ提出シタル船圖ハ之ヲ本令ニ

依リ提出シタルモノト看做ス

前項ノ船圖ニ付本令第二條第二項第一號乃至第四號ニ規定スル事項ニ相當スルモノニ著シキ變更アリタルトキハ該船舶ノ所有者ハ遲滞ナク本令第三條ノ規定ニ依ル手續ヲ爲スベシ

附則 (昭和十二年朝鮮總督府令第五百五十五號)

本令ハ昭和十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ニ依リ提出シタル船圖ニシテ本令第二條第二項各號ニ相當スルモノノ記載事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ所有者又ハ船長ハ本令第三條ノ規定ニ依ル手續ヲ爲スベシ

船舶ノ用途、船體、機關、設備、積載力等ニ付テノ報告及之ガ變更ノ報告ニ付テハ船舶所有者當該船舶ニ付本令施行後最初ノ定期検査又ハ中間検査ヲ受クル迄ハ仍從前ノ規定ニ依ル

第一號様式

朝鮮海軍資源調査 總噸數五百噸以上ノ汽船調査原票 查規則ニ依ル

新造購入變更 (1)

昭和 年 月 日現在

船名	汽船	丸		所有者ノ住所及氏名又ハ名稱	借入人ノ住所及氏名又ハ名稱
	(振假名ヲ附スベシ)				
船籍港	噸	船籍番號	信號符字	排水量 (滿載吃水ニテ)	噸
總噸數	噸	純噸數	噸	航速 (3載貨狀態ニテ)	節
用途	(2)	噸	最快速力	航區	區域
			資格	航級	航區

○裏面記載心得ニ依リ

使用航路	(3)	製造年月日	進水	年	月	日	主汽機	年	月	日	主機	年	月	日
製造所名及所在地	船體	昭和	年	月	日	主汽機	年	月	日	主機	年	月	日	
最近定期又ハ中間検査終了シタル年月日	昭和	年	月	日	證書有効期間	自昭和	年	月	日	最近出帆シタル年月日	昭和	年	月	日

材	料	(4)	長	米	二重底ノ位長	(7)	米	甲板層數	(6)	支水隔壁ノ數	(8)		
			幅	米	船首形	(9)	米	特殊構造	機艙室ノ位置				
度	深	米	船樓種類	(11)	甲板層數	(6)	支水隔壁ノ數	(8)					
			均	米	名	稱	下橋ノ材料	上橋頂迄ノ高	米	水線ノ塗色	外部ノ塗色		
吃	水	米	均	米	均	米	名	稱	下橋ノ材料	上橋頂迄ノ高	米	水線ノ塗色	外部ノ塗色
			均	米	均	米	名	稱	下橋ノ材料	上橋頂迄ノ高	米	水線ノ塗色	外部ノ塗色
乾	放	(13)	船ノ長ノ中央ニ於ケル甲板ノ標示ナル水平線ノ上縁ニ至ル垂直距離	甲板ノ上面ノ延長ト外縁ト外縁トノ	耗	夏期乾燥	水平線ノ上縁ヨリ下方へ	耗					
			交點ヨリ乾舷甲板ヲ標示ナル水平線ノ上縁ニ至ル垂直距離	均ノ立方體	直徑及長	耗	總受熱面積	平方米	總受熱面積	平方米			
主	汽	機	種	類	數	制限汽壓	均ノ立方體	直徑及長	耗	總受熱面積	平方米	總受熱面積	平方米
						均ノ立方體	直徑及長	耗	總受熱面積	平方米	總受熱面積	平方米	
補	汽	機	種	類	數	制限汽壓	均ノ立方體	直徑及長	耗	總受熱面積	平方米	總受熱面積	平方米
						均ノ立方體	直徑及長	耗	總受熱面積	平方米	總受熱面積	平方米	
汽	機	種	類	(14)	數	實(軸)馬力	最大	計數	筒徑及長	耗	回轉數	計數	
						最大	計數	筒徑及長	耗	回轉數	計數		
推	進	器	種	類	(15)	型式	軸馬力	最大	計數	筒徑及長	耗	回轉數	計數
						最大	計數	筒徑及長	耗	回轉數	計數		



發電機	電壓	容量	「キロワット」數	用途	用途	標準狀態ニ於ケルホキ容量合計	主汽罐	補汽罐	重油噴油器	種類數				
電動機	容量	「キロワット」數	用途	用途	標準狀態ニ於ケルホキ容量合計	主汽罐	補汽罐	重油噴油器	種類數					
燃炭罐ノ數	主汽罐	補汽罐	燃油罐ノ數	主汽罐	補汽罐	重油噴油器	種類數							
製氷機	種類	力量合計	「キロカロリ」	操舵機ノ數	手動	汽(電動)								
冷藏用冷却器	種類	力量合計	「キロカロリ」	揚銷機ノ數	手動	汽(電動)								
特殊用唧筒	油船給油唧筒	一時間ノ供給量	噸	救助用唧筒	一時間ノ排水量									
航海速度ニテ航行スル場合ニ於ケル一日ノ消費量	石炭ノ場合	石炭	噸	内部油	立	外部油	立	養蠟水		噸				
過去一年間ニ於ケル燃料消費量	重油ノ場合	重油	噸	内部油	立	外部油	立							
	内國炭	外國炭	噸	内國油	外國油	噸	「ラセル」油	内國油	外國油	噸				
無線電信機	方式	送	信	機	受信	機	無線方位測定器	型式	數	無線電信機執務時間				
	長	波	用	短	波	用	何球式	數	無線電信機守時間	(16)				
	出力	入力	出力	入力	何球式	數	探照燈ノ數	燭光	機動通風器備付ノ範圍					
旅客室及豫備船員室	名稱	一等客室	二等客室	特別三等客室	機艙	艙室	事項	長	米	幅	米	容積	立方米	「ソーク」數
	室數	(17)					名稱	(20)					(18)	
	床數	(18)												
	「ソーク」數	(19)												
	定員	(19)												

浴室ノ數	一等客用	二等客用	特三客用	三等客用	船員用	病室	室	床數
便所ノ數	(21)大	小	大	小	大	小	大	小
端	總數	總容積	普通機艇數	容積(22)	普通艇數	容積(22)	救命機艇數	容積(22)
救命具	筏ノ定員	浮器ノ定員	胴衣ノ數	檢梯	幅	米	一回ノ炊米ニ要スル時間	米
冷藏庫容積	要素	炊米具	種類	數	一回ニ炊キ得ル總量	噸	深	水
石炭庫容量	常用	噸	豫備	噸	燃料油庫容量	常用	噸	水
二重底及水艙	事項	名稱	第一二重底	第二二重底	第三二重底	第四二重底	第	第
	常用搭載物							
	容量	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸
	乗用搭載物	(24)						
乗組員職務別標準員數	船長	運轉士	機關長	機關士	事務長	事務員	無線通信員	船醫
※ 海官廳名検査官吏記名捺印								

第一號様式記載心得

(1) 一般記載心得

- 一 記入スベキ事項ナキ欄ニハ斜線ヲ施スベシ
- 二 不詳ノモノハ不詳ト記入スベシ
- 三 數量ハ「アラビヤ」數字ヲ以テ記入スベシ









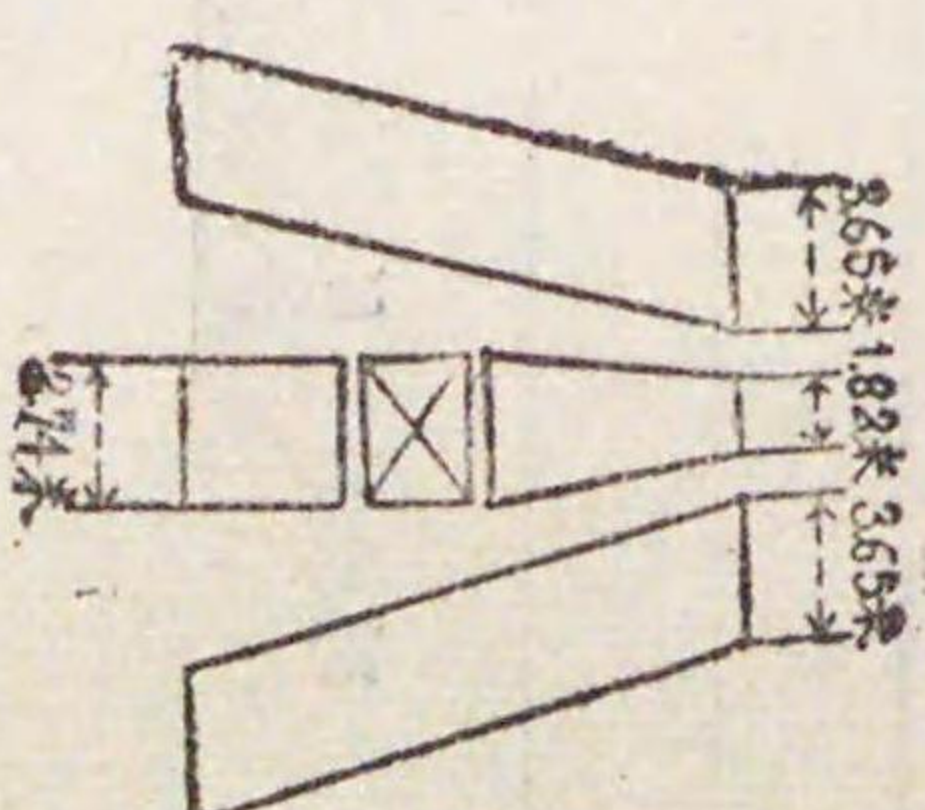


事項	位置	上甲板暴露部	船首樓内	船橋樓内	船尾樓内	第二甲板	第三甲板	第四甲板	得ル場合記入スル事項		
									内	外	
内 計	置設 得 数 (7)	置設 得 数 (8)							第四		
									第五		
										第六	
										第七	
										計	
										假甲板	
										合計	

第二號様式記載心得

- (イ) 一般記載心得
- 一 記入スル事項キ欄ニハ斜線ヲ施スベシ
  - 二 不詳ノモノハ不詳ト記入スベシ
  - 三 數量ハ「アラビヤ」數字ヲ以テ記入スベシ
  - 四 米單位ノモノハ小數以下二位迄、以下四捨五入スベシ
  - 五 常設旅客室ノ部分ノ船艙ニ付テハ兼貨門、直上甲板ノ艙口以外ノ事項ハ記入ヲ要セス  
旅客室ヲ臨時ニ貨物艙ニ變更スル船舶ニ付テハ船艙欄ノ事項ヲ全部記入スベシ
  - 六 本紙ニ記入シ盡スコト能ハザルトキハ附箋シテ記入スベシ
- (ロ) 對照符號ニ依ル記載心得

- (1) 甲板ノ材料 鋼甲板ニ木甲板アルモノハ鋼及木ト記入スベシ
- (2) 面積 艙口、室、揚貨機等ヲ除キタルモノヲ記入スベシ
- (3) 搭載シ得ル船舶ノ數 船舶ノ長10.20米幅2.10米重量2噸トシテ之ヲ搭載シ得ル(艙口ヲ除ク)場合ニ記入スベシ但シ端艇鉤及揚貨機ニハ無關係トス
- (4) 戸口 船樓ノ前後端壁ニ在ルモノヲ記入スベシ
- (5) 容積 \*内容積及外容積ヲ記入スベシ
- (6) 船底内張ノ有無 艙口直下等一部分ノミニ在ル場合ハ其ノ旨ヲ併セ記入スベシ
- (7) 設置シ得ル寢棚數 寢棚數ハ兵員ノミヲ搭載スル場合ヲ假定シテ算定スベシ
- (イ) 寢棚ハ3.34平方メートル一箇トシテ計算スベシ
- (ロ) 寢棚ハ其ノ短邊ヲ1.82米、2.74米又ハ3.65米 トシ右圖ノ例ニ依リ配置スルモノトス
- (イ) 甲板間ノ高1.82米以上ナルトキハ寢棚ハ二段ニ設クルモノトシテ計算スベシ
- (ロ) 寢棚ヲ二列以上ニ設クルトキハ各列間ニ0.73米以上ノ通路ヲ要ス
- (3) 設置シ得ル馬欄數 馬欄數ハ馬匹ノミヲ搭載スル場合ヲ假定シテ算定スベシ  
此ノ場合ニ於テハ寢棚數ヲ算定シタル室ニ付テモ重複シテ算定スベシ
- (イ) 馬欄ハ長2.43米幅0.51米ヲ一箇トシテ計算スベシ





- (一) 第二甲板、第三甲板又ハ船内ニ馬欄ヲ設置スルニハ甲板間ノ高2.13米以上ナルコトヲ要ス
- (二) 馬欄ノ縱軸ニ直角ニ設置シ二列ナルトキハ中央ニ幅1.21米以上ノ通路ヲ剩シテ馬首ヲ相對セシム三列ナルトキハ二列ハ馬首ヲ以テ相對セシム其ノ中央ニ幅1.21米以上ノ通路ヲ中央ノ馬欄ノ後端(馬尾ノ方)ト舷側ノ馬欄トノ間ニ幅0.91米以上ノ通路ヲ剩シ四列ナルトキハ各二列ノ馬欄ヲ馬首ヲ以テ相對セシム其ノ各ノ馬首相對スル馬欄ノ中央ニ幅1.21米以上ノ通路ヲ剩スモノトス此ノ場合ニ於テ馬尾相接スル中央二列ノ馬欄間ニハ通路ヲ要セズ
- (三) 第二甲板以下ニ馬匹ヲ搭載スルニハ船口ノ長、幅共2.43米以上ナルコトヲ要ス

第三號様式

朝鮮海軍資源調査 總噸數二十噸以上五百噸未満ノ汽船調査原票

新添購入變更(1)  
昭和 年 月 日現在

船名	汽船 (振假名ヲ附スベシ)		丸	所有者ノ住所及氏名又ハ名稱 借入人ノ住所及氏名又ハ名稱	資 格 第 級 船 節
船籍港	船籍番號	信號符字	信號	海速力 (4載貨狀態ニテ)	
總噸數	噸	純噸數	噸	最速力	節
航行區域	用途	(旅客船、貨物船、曳船等又漁船ニ在リテハ業務ノ種類)			
使用航路	(航路名稱、發航地、寄港地及到達地又ハ主トシテ航行スル區域)				
製造年月日及地	進水年月日	主汽機	年 月 日	主 機	年 月 日
製造所名及地	船體	主汽機			

最近定期又ハ中 間検査終了日	昭和 年 月 日	證書有效期間	自昭和 年 月 日	最近出帆日	昭和 年 月 日
船體	材 質	構造種類 (2)	甲板層數	支水隔壁ノ數	
尺 度	(3) 長 米 幅 米 深 米	吃 水 米	滿載 空艙	船首 米 船尾 米	平均 米 平均 米
單底ノ別	一部分ニ重底ノ長モノハ其ノ長	(4) 前橋 米 正橋 米	船首 米 船尾 米	船首 米 船尾 米	平均 米 平均 米
主汽機	種類 數	制限汽壓 噸/平方尺	直徑及長	耗 總受熱面積	平方米 總火床面積 平方米
汽 機	種類 數	實(軸馬力)	最大 計畫	耗 總受熱面積	平方米 總火床面積 平方米
發 動 機	種類 數	軸馬力	最大 計畫	耗 總受熱面積	平方米 總火床面積 平方米
推 進 器	材料 種類 數	發電機 電壓	「ゾオルト」容量	「キロワット」數	操舵機 數 手動 汽(電)動
關	航海速度ニテ航行スル場合ニ於テ一日ノ消費量	石炭 噸	重油 噸	輕油 噸	養蠶水 噸
備	過去一年間ニ於テ燃料消費量	石炭 噸	重油 噸	輕油 噸	養蠶水 噸
設 備	無線電機	送 波 用 長 力 出 力 數	機 用 長 力 出 力 數	受 波 用 何球式 數	無線方位測定機
旅 客 定 員	一等 二等 三等	容積 (5)	容積 (5)	容積 (5)	容積 (5)
端	救命艇 數	燃料油庫 容	普通艇 數	養蠶水 貯藏量	總噸數
石炭庫容量	噸	燃料油庫 容	普通艇 數	養蠶水 貯藏量	總噸數































開渠年月日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
<small>年一月ヨリ年十二月ニ至ル一年間總噸數百噸以上ノ入渠汽船隻數及合計總噸數</small>															
備考															

一般備考

第六號樣式(ハ)記載心得

- 一 備考 各船渠ノ改築計畫等ヲ記入スベシ
- 二 一般備考 増築計畫等ヲ記入スベシ
- 三 浮船渠ニ付テハ相當事項欄ヲ變更シテ記入スベシ

朝鮮海事資源調査規則ニ依ル船渠報告書

第六號樣式(ニ)

昭和 年十二月末日現在

工場	場名	名稱	氏名又ハ名稱	住	所	所在地											
						度	分	秒	度	分	秒	度	分	秒	度	分	秒
事項	最	大	長	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米		
				最	大	幅	米	米	米	米	米	米	米	米	米		
				最	大	高	米	米	米	米	米	米	米	米	米		

船	最	大	重	量	船											
					度	分	秒	度	分	秒	度	分	秒	度	分	秒
	最大干潮ニ於ケル	水上部ノ	長	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	
	最大干潮ニ於ケル	水中部ノ	長	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	
	最大満潮ニ於ケル	水面ヨリ	船架外端迄ノ深	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	
	軌條下ノ	基礎工	事	傾	度	分	秒	度	分	秒	度	分	秒	度	分	
	最大満潮ト	最大干潮ト	ノ差	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	
	曳揚機ノ	種類	類													
	起重機ノ	種類、力量	及數													
	永久上	屋ノ	有無													
	竣工	年月日														

備考

年一月ヨリ年十二月ニ至ル一年間總噸數百噸以上ノ汽船ノ隻數及合計總噸數



第六號様式(=)記載心得

- 一 最大重量 不詳ナルモノハ最大總噸數ヲ以テ之ニ代フルモ差支ナシ此ノ場合ニ於テハ總噸數ナル旨ヲ明示スベシ
- 二 備考 増築、改築ノ計畫等ヲ記入スベシ

朝鮮海軍資源調査規則ニ依ル造船工場 設備報告書

第六號様式(ホ)

昭和 年十二月末日現在

工場		名稱	所在地			延坪		
經營者	氏名又ハ名稱	住	所	平方	米	延	坪	平方
敷地總坪數	平方	米	米	米	米	米	米	米
船臺	事 得造 ル船 シ最	最大	米	米	米	米	米	米
		最長	米	米	米	米	米	米
船	事 項	船臺番號又ハ稱						
		船架番號又ハ稱						
構	造	上	米	米	米	米	米	米
		下	米	米	米	米	米	米
長	部	上	米	米	米	米	米	米
		下	米	米	米	米	米	米
幅	部	上	米	米	米	米	米	米
		下	米	米	米	米	米	米

入口幅		部	現在			職工數		
上	下	部	米	米	米	米	米	米
深	千	潮	米	米	米	米	米	米
船架	事 項	船架番號又ハ稱						
		曳揚得ル船	米	米	米	米	米	米
		最大	米	米	米	米	米	米
		最大重量	噸	噸	噸	噸	噸	噸
備考	十	二月						
		末						

第六號様式(ホ)記載心得

本様式ニ掲ゲタル數量單位不便ナルトキハ便宜ノ單位ニ依リ記入スベシ















業 員 數	上 記 以 外 ノ 造 船 關 係 職 工		備 時		備 時	要	
	其 ノ 他 ノ 職 工	計	常 備	臨 時			
從 業 員 數 (職工入夫ヲ除キタルモノ)						人	
記載心得	一 同一營業者ニシテ二以上ノ工場ヲ有スル場合ニ在リテハ各工場毎ニ調査スベシ						
	二 見習ハ職工數ニ加フベシ						
職 工 ノ 種 類	一 人 一 日 通 常 賃 銀 低	一 人 一 日 通 常 賃 銀 高	一 日 就 業 間	總 出 勤 人 員 數	總 支 給 金 類	平 均 一 人 一 日 當 賃 收	摘 要
常 備							
臨 時							
常 備							
臨 時							
常 備							
臨 時							

時 間 及 賃 銀	計		計	計	計	計
	常 備	臨 時				
記載心得	一 同一營業者ニシテ二以上ノ工場ヲ有スル場合ニ在リテハ各工場毎ニ調査スベシ					
	二 一日就業時間ハ時間外、夜勤、休日出勤及休憩等ノ時間ヲ除キタル一日ノ通常時間ヲ謂フ					
	三 見習ハ職工數ニ加フベシ					
	四 總出勤延人員數ト稱スルハ普通一日ノ出勤タルト時間外又ハ夜勤ニ互ルモノタルト時間ハズ一日ノ出勤數ヲ一 人ト計算スベシ					
	五 總支給金額ハ常備賃銀、時間外又ハ夜勤割増金、臨時割増金、賞與、請負賃銀等職工ニ對スル一切ノ支給金額ノ總 計ヲ謂フ					
	六 物價騰貴ノ爲支給シタル補助金、進水式ニ於テ支給シタル臨時賞與等ハ之ヲ總支給金額中ニ算入シ其ノ概要ヲ摘要 欄ニ記入スベシ					
	七 死亡給與、遺族扶助料、退職手當、病傷手當等ハ總支給金額ニ算入セズ					
	八 平均一人一日當賃收ハ總出勤延人員數ヲ以テ總支給金額ヲ除シタルモノヲ謂フ					



●朝鮮電氣供給事業資源調査ニ關スル件

昭和四年十二月一日  
朝鮮總督府令第百二十三號

改正 昭和十六年二月第三〇三號

朝鮮電氣供給事業資源調査ニ關スル件左ノ通定ム

電氣供給事業ヲ行フ者ハ第一號様式及第二號様式ノ定ムル所ニ依リ其ノ從業者及其ノ發電所ニ於ケル燃料ノ使用額ニ付毎年十二月末日ニ於ケル狀況ニ基キ報告書ヲ作製シ翌年二月十五日迄ニ朝鮮總督ニ之ヲ提出スベシ

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式

電氣事業從業者報告書

昭和 年十二月末日現在

發電所、變電所、開閉所又ハ送電線路ノ名稱		所在地									
事業者名											
種類	員數	陸軍兵役關係者							未教育補充兵	役關係者	兵役關係者計
		既教育者	其他								
		飛行兵	鐵道兵	電信兵	戰車兵	自動車手	工長	其他			
職員	事務職員										
	技術職員										
職工											
備考											

[朝]

備考

- 一 發電所、變電所、開閉所及送電線路ノ現業ニ從事スル者ニ限り之ヲ記入スベシ
- 二 事務ト技術トヲ兼務スル職員ニ付テハ其ノ主タル職務ニ依リ何レカ一方ノミニ記入スベシ
- 三 兵役關係者ハ歸休兵及豫備兵役、後備兵役又ハ補充兵役ニ在ル者ニ限り之ヲ記入スベシ
- 四 自動車手トハ各兵科ニ屬スル者ノ中自動車ノ運轉ニ關スル教育ヲ受ケタル者ヲ謂フ
- 五 工長トハ火工長、鞍工長、銃工長、木工長、機工長、電工長、靴工長、磨工長及踏鐵工長ヲ謂フ
- 六 送電線路ニ付テハ所在地ノ欄ニハ其ノ兩端地名ヲ記入スベシ
- 七 從業者中ニ朝鮮人又ハ外國人アルトキハ備考欄ニ種類毎ニ各其ノ員數ヲ記入スベシ

發電所燃料報告書

昭和 年十二月末日現在

發電所名		所在地									
事業者名											
既用往シタル年間燃料ニ使	種別	數量	單位	價額	既用往シタル年間燃料ニ使	種別	數量	單位	價額	備考	

第二號様式



備考

- 一 種別欄ニハ石炭(高島塊炭、夕張切込炭又ハ會寧粉炭等ノ如ク細別スルコト)、骸炭、木炭、重油、石油等ニ區別シテ記入スベシ
- 二 數量欄ニハ何俵等ノ如キ數量一定セザル單位ヲ避ケ斤、貫、噸、石、瓦等ノ如キ計算單位ヲ記入スベシ
- 三 價額欄ニハ圓ヲ單位トセル合算額ヲ記入シ圓ニ滿タザル金額ハ之ヲ切捨ツベシ

### ●朝鮮港灣資源調査規則

昭和四年十二月一日  
朝鮮總督府令第二百二十四號

改正 昭和一〇年一月第一四〇號、一二年一月第三號  
朝鮮港灣資源調査規則左ノ通定ム

朝鮮港灣資源調査規則

- 第一條 別表甲號ニ掲グル港灣ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル設備ヲ經營スル者ハ毎年十二月末日ニ於ケル狀況ニ基キ第一號様式ノ定ムル所ニ依リ報告書ヲ作製シ翌年三月末日迄ニ其ノ地ヲ管轄スル道知事ニ之ヲ提出スベシ
- 一 防波堤、防砂堤及導水堤
  - 二 繫船岸壁、棧橋、浮棧橋及物揚場
  - 三 上屋及倉庫
  - 四 貯炭場及貯水場
  - 五 危險物置場

- 六 野積場其ノ他ノ空地
  - 七 石炭及石油ノ積込設備並ニ給水及給氷ノ設備
  - 八 繫船浮標
  - 九 乾船渠、浮船渠及船架
  - 十 臨港鐵道
  - 十一 運河其ノ他ノ水路
  - 十二 小船船溜
  - 十三 通船
  - 十四 水門及闌門
- 國ノ經營ニ係ル前項ノ設備ニ關シテハ其ノ保管官廳ハ毎年十二月末日ニ於ケル狀況ニ基キ第一號様式ノ定ムル所ニ依リ調査書ヲ作製シ翌年三月末日迄ニ其ノ地ヲ管轄スル道知事ニ之ヲ送付スベシ
- 第二條 道知事ハ前條ノ報告書及調査並ニ實地調査其ノ他ノ方法ニ依リ別表甲號ニ掲グル港灣ニ關シ毎年十二月末日ニ於ケル狀況ニ基キ第一號様式ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲グル事項ニ付調査書四通ヲ作製シ翌年五月末日迄ニ之ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ
- 一 前條各號ニ掲グル事項
  - 二 通信及信號ノ機關
  - 三 水面積
  - 四 底質
  - 五 潮差
  - 六 潮流
  - 七 氣象

- 八 荷役能力
- 九 回漕業者
- 十 船用品販賣業者
- 十一 海事關係官公署
- 十二 港灣全圖
- 十三 港則

第三條 道知事ハ別表甲號及乙號ニ掲グル港灣ニ關シ左ノ各號ニ掲グル事項ニ付毎年第二號様式ノ定ムル所ニ依リ調査書ヲ作製シ別表甲號ニ掲グル港灣ニ在リテハ翌年五月末日迄ニ、別表乙號ニ掲グル港灣ニ在リテハ翌年三月末日迄ニ之ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

- 一 入港船舶
- 二 乗降船客
- 三 移出入貨物

附則 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

甲號	道名	港名
	京畿道	仁川
		蔚山
		釜山
		大邱
		清津
		羅津
		雄基
		元山
		鎮南浦
		馬山、釜山
		海州
		木浦、麗水
		蔚山、釜山
		馬山、釜山
		海州
		鎮南浦
		元山
		城津、清津、羅津、雄基
		法聖浦、山地、城山浦、西歸浦
		甘浦、九龍浦、浦項、江口、道洞
		鎮海、方魚津、統營、三千浦
		兼二浦
		平壤
		新義州、龍岩浦
		汀羅、注文津、長箭、庫底
		西湖津、新浦、新昌、遮湖
		西水羅、漁大津

第一號様式

一 防波堤、防砂堤及導水堤

第五輯 文書 統計 國勢調査 第五章 資源調査

港名



名稱	經營者	延長	水深	構造	造	樣式	主體	用材	摘	要
東防波堤	朝鮮總督府	一、六三一・〇	直立堤	砂礫上ニ函塊据附						
北防波堤	何道地方費	一、一一六・〇	捨石堤	粗石ト方塊						
波除堤	何造船所	二〇〇・〇	直立堤	捨石上ニ函塊据附						
小防波堤	何面	一〇九・〇	混成堤	捨石上ニ方塊据附						
防砂堤	朝鮮總督府	七八・〇	混成堤	捨石上ニ石積						
導水堤	同	一五・〇	捨石堤	粗石						
船溜防波堤	同	二〇〇・〇	直立堤	捨石上ニ函塊据附						

備考

直立堤、捨石堤、混成堤等ノ別及主體ノ用材(函塊、方塊、粗石等)ヲ記載スベシ

二、繫船岸壁、棧橋、浮棧橋及物揚場

(イ) 繫船岸壁

名稱	經營者	延長	水深	構造	造	耐重	附屬起重機其ノ他ノ揚貨設備	種類	能力	動力	箇數	摘	要
一號岸壁	朝鮮總督府 (何稅總督府關)	九七・ <sup>米</sup>	六・〇	方塊積	五・ <sup>噸</sup>	有	移動式	起重機	二・五	電氣	三		
二號岸壁	同	一一〇	七・三	捨石上函塊据附	五・ <sup>噸</sup>	有	移動式	起重機	四〇〇・〇	同	一		
三號岸壁	同	一四三	八・五	無底函	三・ <sup>噸</sup>	有	定置式	起重機	二・五	同	二		

名稱	經營者	延長	水深	構造	耐重	附屬起重機其ノ他揚貨設備	種類	能力	動力	箇數	摘	要	
四號岸壁	同(鐵道局)	一〇八	一〇・三	函塊	二・ <sup>噸</sup>	無	定置式	起重機	一・〇	同	一		
五號岸壁	何道地方費	一五八	八・五	同	二・ <sup>噸</sup>	有	移動式	起重機	三・五	蒸汽	二		
六號岸壁	朝鮮總督府 (何稅總督府關)	一五八	八・五	方塊積	二・ <sup>噸</sup>	無	移動式	起重機	三・〇	電氣	一		
何岸壁	何倉庫	八〇	八・〇	鐵板	二・ <sup>噸</sup>	有	浮動式	起重機	三・〇	電氣	一		

備考

本船ヲ横附スルモノヲ繫船岸壁トシ水深ハ朔望平均干潮面ニ依リ記載スベシ  
構造ハ主要用材(函塊、方塊、石材、鐵板等)ヲ記載スベシ

(ロ) 棧橋及浮棧橋

名稱	經營者	種類	長	幅	水深	構造	耐重	附屬起重機其ノ他揚貨設備	種類	能力	動力	箇數	摘	要
何棧橋	何某	びーや式	三四・〇 <sup>米</sup>	四・〇 <sup>米</sup>	一〇・ <sup>立</sup>	鐵筋混	二・ <sup>噸</sup>	有	定置式	一〇・五	電氣	一		
浮棧橋	朝鮮總督府 (何稅總督府關)	橫棧橋	三・〇	一・〇	四・五	鐵製	一・五	有	移動式	一・〇	蒸汽	一		
何棧橋	何倉庫	橫棧橋	二〇・〇	三・〇	八・五	鐵柱	〇・八	有	浮動式	一・〇	蒸汽	一		
內航棧橋	朝鮮總督府 (何稅總督府關)	びーや式	一〇・〇	二・〇	五・八	木材	〇・五	無	定置式	一・五	電氣	一		

備考

水深ハ朔望平均干潮面ニ依リ記載スベシ

構造ハ主要用材(鐵柱、混泥土柱、木材等)ヲ記載スベシ

長サハ其ノ突出長サヲ取り横棧橋式ノモノニ在リテハ其ノ水接線ノ延長ヲ記入スベシ



(ハ) 物揚場

名稱	經營者	延長	水深	構造		照明装置の有無	附屬起重機其ノ他揚貨設備		摘要		
				樣式	主材		種類	能力			
何 物揚場	(朝鮮總督府)	五四・四 <sup>米</sup>	二・八 <sup>米</sup>	直立	鐵矢板	有	定置式	一・五 <sup>噸</sup>	電氣	一	起重機ニ在リテハ能力ハ抵抗力ヲ以テ表ハシ其ノ他ノ場合ハ十時間ノ能力ヲ記入スベシ
何 物揚場	(朝鮮總督府)	四〇・四	一・五	斜面	方塊	無					
稅關波止場	(朝鮮總督府)	一六・六	二・五	斜面	石材	有	ベルトコンベヤー	二・五〇	蒸氣	一	
何 物揚場	何倉庫株式會社	三〇・五	二・七	階段	石材	有	移動式	二・〇	蒸氣	一	
何 物揚場	何道地方費	六〇・八	二・五	斜面	方塊	有					

備考

解舟、帆船、漁船其ノ他ノ小船ヲ横附スルモノヲ物揚場トス  
水深ハ湖望平均干潮面ニ依リ記載スベシ

構造ハ主要用材(方塊、石材、鐵矢板、木材等)ヲ記載スベシ  
(二) 繫船岸壁、棧橋、浮棧橋及物揚場用地内ノ上屋及倉庫

名稱	經營者	構造	上		屋	倉		庫	摘要
			種別	棟數		種別	棟數		
一號岸壁	(朝鮮總督府)	鐵製	保稅	二	三〇〇 <sup>平方米</sup>	保稅	一	四、八〇〇 <sup>平方米</sup>	總面積ハ延坪數ヲ平方米ニテ表ハセルモノヲ記入スベシ
同	同	鐵筋混凝土	普通	一	一五〇	普通	一	八、二六〇	
四號岸壁	同	鐵製	普通	三	五二〇	普通	一	三、七五〇	

稅關構内棧橋	稅關波止場	何 物揚場	何倉庫株式會社	木造	普通		保稅	
					棟數	面積	棟數	面積
鐵製	鐵筋混凝土	鐵筋混凝土	鐵筋混凝土	二	三二〇	二	二六、三二〇	
保稅	保稅	保稅	保稅	三	五八〇	三	二五、六二五	
保稅	保稅	保稅	保稅	一	三二五	一	八、五二八	
普通	普通	普通	普通	二	二二〇	一	二、五三〇	

備考

用地トハ繫船岸壁、棧橋及浮棧橋物揚場ニ接続スル土地ニシテ之ト一體ヲ爲シテ水陸連絡ノ用ヲ爲スノ設備ヲ施設シタル區域ヲ謂フ  
棟數ハ鐵製、木造、鐵筋混凝土造等構造別ニ依リ區別スベシ  
(ホ) 繫船岸壁及其ノ隣接地域平面略圖

備考

内閣總理大臣ノ指定スル所ニ依リ

延長、幅員

(一) 湖望平均干潮面ニ依ル水深

(二) 上屋、倉庫 用地内ノ上屋、倉庫、見張所、鐵道、軌道、揚貨裝置、繫船設備其ノ他重要ナル設備ヲ記載シ作製スベシ

(三) 圖面ニ限リ四通提出ノコト但シ青寫眞ニテモ可ナリ

(四) 棧橋及其ノ隣接地域平面略圖

備考

内閣總理大臣ノ指定スル所ニ依リ

延長、幅員

(一) 湖望平均干潮面ニ依ル水深

(二) 上屋、倉庫(用地内ノ上屋、倉庫)、見張所、鐵道、軌道、揚貨裝置、繫船設備其ノ他重要ナル設備ヲ記載シ作製スベシ

(三) 圖面ニ限リ四通提出ノコト但シ青寫眞ニテモ可ナリ



備考

内閣總理大臣ノ指定スル所ニ依リ

延長、幅員

朔望平均干潮面ニ依ル水深

(一) 上屋、倉庫(用地内ノ上屋、倉庫)、見張所、鐵道、軌道、揚貨裝置、繫船設備其ノ他重要ナル設備ヲ記載シ作製スベシ  
(二) 圖面ニ限リ四通提出ノコト但シ青寫眞ニテモ可ナリ

(チ) 物揚場及其ノ隣接地域平面略圖

備考

内閣總理大臣ノ指定スル所ニ依リ

延長

朔望平均干潮面ニ依ル水深

(一) 上屋、倉庫(用地内ノ上屋、倉庫)、見張所、鐵道、軌道、揚貨裝置、繫船設備其ノ他重要ナル設備ヲ記載シ作製スベシ  
(二) 圖面ニ限リ四通提出ノコト但シ青寫眞ニテモ可ナリ

(リ) 繫船岸壁斷面略圖

備考

内閣總理大臣ノ指定スル所ニ依リ

構造ノ概略

(一) 朔望平均滿潮面及干潮面ニ依ル水深ヲ記載シ作製スベシ  
(二) 圖面ニ限リ四通提出ノコト但シ青寫眞ニテモ可ナリ

(ヌ) 棧橋斷面略圖

備考

内閣總理大臣ノ指定スル所ニ依リ  
(一) 構造ノ概略  
(二) 朔望平均滿潮面及干潮面ニ依ル水深ヲ記載シ作製スベシ  
(三) 圖面ニ限リ四通提出ノコト但シ青寫眞ニテモ可ナリ

三 上屋及倉庫

(イ) 上屋

種	類	所在地	經營者	構造	主材	棟數	總面積	摘要
保	稅	町	朝鮮總督府(何)	鐵	製	二〇	一八、五四六	總面積トハ延坪數ヲ平方米ニテ表ハセルモノヲ記入スベシ
同	何	町	同	鐵筋混凝土	瓦	一三	一一、二三五	
同	何	通	同	煉	瓦	三	一〇、三二一	
普	通	町	朝鮮總督府(鐵道總局)	木	造	三	八、六二五	
同	何	里	倉庫	鐵	製	二	四、二五八	
同	何	通	何商業會議所	同		五	一八、二二四	
同	何	里	何道地方費	鐵筋混凝土		三	五、六三一	

備考

水陸輸送ノ聯絡ニ利用シ得ベキ地域内ノ上屋ニ付記載スベシ  
棟數ハ鐵製、鐵筋混凝土、煉瓦造、木造等構造別ニ依リ區別スベシ  
本表ハ繫船岸壁、棧橋及浮棧橋、物揚場用地内ノ上屋ヲ包含スルモノトス

(ロ) 倉庫



種類	所在地	經營者	構造	主材	棟數	總面積	摘要
保稅	何町	朝鮮總督府(何)	煉瓦	煉瓦	一	一〇八 <small>平方米</small>	總面積トハ延坪數ヲ平方米ニテ表ハセルモノヲ記入スベシ
普通	何町	朝鮮總督府(專賣局)	煉瓦	煉瓦	三	四九二	
同	何町	同	鐵	鐵	一	五〇〇	
同	何町	同	木	木	五	六、九三〇	

備考

水陸輸送ノ聯絡ニ利用シ得ベキ地域内ノ倉庫ニ付記載スベシ  
棟數ハ鐵製、木造、鐵筋混凝土、煉瓦等構造別ニ依リ區別スベシ  
本表ハ繫船岸壁、棧橋及浮棧橋、物揚場地ノ倉庫ヲ包含スルモノトス

四 貯炭場及貯木場

(イ) 貯炭場

港名

所在ノ場所	經營者	面積	積	最大貯炭量	摘要
何町一三	何商會	一、二〇〇 <small>平方米</small>	二、〇〇〇 <small>噸</small>	二、〇〇〇	
同 四四	何商會	二四〇	二五〇	二五〇	
何町一二	何某	五八二	四八五	四八五	
何町一九三	何石炭同業組合商店	七〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	
何町一九三	何商店	四八〇	四五〇	四五〇	

何町一ノ一	何コイクス商會	一一、二三〇	二〇、〇〇〇		
-------	---------	--------	--------	--	--

(ロ) 貯木場

種別	所在ノ場所	經營者	面積	積	最大貯木量	摘要
水面	何町二五	何某	一〇八 <small>平方米</small>	二〇、九七〇 <small>平方米</small>		
同	何町一八	何倉庫會社	九八、〇〇〇	二五、〇〇〇		
陸上	何町二八	何某	一一、〇〇〇	三五、五五〇		
同	何町河口	同	一一五、〇〇〇	二、四五〇		

五 危險物置場

港名

種別	所在ノ場所	經營者	敷地面積	構造	總面積	摘要
爆發物貯藏庫	何町一	朝鮮總督府(何)	二四七 <small>平方米</small>	煉瓦造	六〇〇 <small>平方米</small>	
揮發油貯藏庫	何町一丁目一八	同	二二、〇〇〇	鐵筋混凝土造	一、〇〇〇	
油槽	同	ライジングサン	八〇〇	鐵製	三五〇	油槽ノ箇數ヲ摘要欄ニ記載スベシ

備考

建物構造ハ鐵製、木造、鐵筋混凝土造、煉瓦造、土造等ノ如ク記載スベシ

六 野積場其ノ他ノ空地

港名



種別	所在ノ場所	經營者	種類	最大能力 (十時間ニ付)	供給船繋留位置	面積	摘要
野積場	何海岸通五	吉田德松		一、二、〇〇〇 <small>平方米</small>			
同	何町三	何		一、六〇〇			
同	何町五	若宮鐵五郎		八、二〇〇			
空地	第一號埋立地	元山府		五三、〇〇〇			

七 石炭及石油ノ積込設備並ニ給水及給水ノ設備

(イ) 石炭及石油ノ積込設備

港名

種別	所在ノ場所	經營者	種類	最大能力 (十時間ニ付)	供給船繋留位置	摘要
石炭積込設備	何海岸通二五	何	某 ベルトコンベヤ	二四〇 <small>馬力</small>		
同	何町三〇	何	商會 高架道式	二八〇		
石油積込設備	何町三三	ライジングサン	唧筒付給油船	五一〇	同町地先船溜内	
同	何町三五	何	某 唧筒式	九〇〇		

備考

種類ハ高架道式、石炭積込設備、給炭船、唧筒式石油積込設備、給油船ノ如ク記載スベシ

(ロ) 給水及給水ノ設備

種別	所在ノ場所	經營者	種類	最大能力	供給船繋留位置	摘要
給水	税關構内浮棧橋	朝鮮總督府 (何 税關)	一水栓	二〇 <small>馬力</small>		

種別	所在ノ場所	經營者	種類	最大能力	供給船繋留位置	摘要
同	一號岸壁	何	府	二同		
同	何海岸通三	何	某	二 唧筒付給水	二〇 某地先護岸	
給水	何町二五	何製水株式會社	一給水船	二〇〇		
同	何町二	冷蔵株式會社	一斜樋式	二五〇		

備考

種類ハ唧筒付給水船、水槽船ノ如ク記載スベシ

八 繋船浮標

港名

種別	數量	經營者	摘要
二萬噸級用	二	朝鮮總督府	
一萬噸級用	六	同	
六千噸級用	七	同	
三千噸級用	八	同	
同	二	何船渠株式會社	修繕船用
同	一	何造船船渠部	同

備考

總噸數二萬噸級用、一萬噸級用、三千噸級用等ニ區別スベシ

九 乾船渠、浮船渠及船架

港名



種別	所在場所	經營者	入渠又ハ上架シ得ル最大商船ノ噸數	面積		長		水深		摘
				面	積	長	幅	水	深	
乾船渠	何町	何船渠	一、二〇〇噸	六、〇〇〇	平方米	二〇〇	三〇	一〇〇	〇	
浮船渠	同	何造船	八、〇〇〇	四、五〇〇	平方米	一八〇	二五	九〇	〇	
船架	同	朝鮮總督府(何)	三、〇〇〇	二、〇〇〇	平方米	二〇〇	一〇	一二〇	〇	
十臨港鐵道										
種別	延	他ノ主要地點ニ至ル線路	臨港驛其ノ他ノ主要地點ヨリ主要埠頭ニ至ル距離	計	長	計	幅	水深	橋梁下ノ間隙	摘
備考										
延長ハ鐵道幹線ヨリ臨港驛其ノ他ノ主要地點ニ至ル線路料程及臨港鐵道ヨリ主要埠頭ニ至ル距離ヲ記載スベシ										

十一 運河其ノ他ノ水路

港名

種別	名稱	位置	延長	幅	水深	橋梁下ノ間隙	摘
河川	河川	自何地	二・九	二・八	〇・六	三・〇	
同	堀川	自何地	〇・九	三・一	〇・六	四・〇	
同	何水路	自何地	一・五	五・五	〇・六	二・八	
運河	何町運河	何地	一・一	三・一	〇・六	四・〇	

種別	所在場所	經營者	水深	面積	摘
同	工場地帯	何町番地先	〇・七	九〇	二・二
同	同	同	五・〇	八〇	二・二
同	同	同	五・〇	八〇	二・二

備考

港灣ニ接続シト一體ヲ爲シテ海陸聯絡ノ用ヲ爲ス部分ニ付記載スベシ  
幅ハ上幅ニ依リ記載スベシ  
水深ハ朔望平均干潮面ニ依リ記載スベシ

港名

種別	所在場所	經營者	水深	面積	摘
小船船溜	何川口	何府	一・八	六七・七四九	平方米
同	何驛前	何府	二・二	二九・一〇〇	
同	何町地先	何府	二・五	一七・八二〇	
同	何防波堤内側	何漁業組合	一・七	一八・二五〇	

備考

水深ハ朔望平均干潮面ニ依リ記載スベシ

港名

種別	所在場所	名稱又ハ經營者	摘
通船	何町	何府通船營業事務所	何著所及何發著所間二十八回



種別	所在ノ場所	名稱	長	幅	水深	摘要
水門	何町	何水門		八米	二・五米	
同	同	何水門		七	二・八	
閘門	同	何閘門	五米	一〇	三・五	

備考

水深幅及長 閘門ニ限ルヲ記載スベシ  
 水深(水門ハ閘門ハ表扉閘ノ位置)ハ朔望平均干潮面ニ依リ記載スベシ

港名

十五 通信及信號ノ機關

種別	所在ノ場所	名稱又ハ經營者	摘要
郵便局	何町	何郵便局	
電信局	同	何中央電信局	
無線電信局	何稅關構内	何稅關港務部	通信範圍八百五十軒以内
電話局	何町	何電話局	
船舶電話	何稅關棧橋	船舶電話四箇所	船舶ノ無線電話ト陸上有線電話ト連絡シ通話ヲ爲スモノ
船舶信號所	何町	何船舶信號所	見張所、信號旗掲揚橋、觀測鏡、標示燈、二萬燭光探照燈及無線電話機ヲ備フル通信艇ノ設備アリ

備考

水陸連絡ニ必要ナル通信機關ヲ記載スベシ

十六 水面積

港名

水深	水別	水面積		計
		防波堤被覆内	防波堤被覆外	
水深七米以上九米未滿	未滿	二九三、二〇〇 <sup>平方米</sup>	三、八九八、五〇〇 <sup>平方米</sup>	四、一八六、七〇〇 <sup>平方米</sup>
水深七米以上九米未滿	未滿	七五四、四〇〇	三、二三七、七〇〇	三、九九二、一〇〇
水深九米以上	以上	三三五、四〇〇	二、七四四、九〇〇	三、〇八〇、三〇〇
合計	計	一、三八三、〇〇〇	九、八七六、一〇〇	一一、二五九、一〇〇

備考

港界線内ノ水面積ヲ防波堤被覆内及防波堤被覆外ニ區別シ更ニ水深七米未滿、七米以上九米未滿及九米以上ニ區別スベシ  
 水深ハ朔望平均干潮面ニ依ル

港名

十七 底質

錨泊地大部分ノ海底ハ砂交リ泥土ニシテ船舶ノ錨泊ニ最モ適ス

港名

十八 潮差

備考

朔望ノ平均ニ於ケル干潮ノ差ヲ記載スベシ

港名

十九 潮流

漲潮時ニ於テハ北ヨリ南ニ流ル、落潮時ニ於テハ之ヲ相反ス

二八五



流速 最大流速毎秒一米七  
平均流速毎秒零八

備考

方向及流速ヲ記載スベシ

二十 氣 象

(イ) 風位回数 (自大正何年至昭和何年五箇年間観測平均)

港 名

種別	北	北北東	北東	東北東	東	東南東	南東	南南東	南	南南西	西南	西南西	西	西北	西北北	西北北西
春	九〇・四	五九・〇	二六・四	四八・九	四一・九	一五・八	一六・七	一五・四	一一・七	一五・五	二二・九	三・九	四三・九	三三・六	三六・二	二八・三
夏	五二・七	三七・八	二二・三	五三・六	四一・二	一六・四	一八・二	一七・四	一一・〇	二一・七	四九・五	五〇・七	三〇・七	三三・六	三二・八	一五・七
秋	一〇〇・七	七八・七	三三・七	四九・五	四三・四	二二・四	一五・四	九・二	九・四	八・六	一三・四	一六・一	三〇・四	三四・八	三八・九	三三・四
冬	八九・三	四八・九	二二・四	三二・二	二九・〇	九・四	六・〇	四・六	三・五	三・三	六・七	一七・〇	六九・六	七九・五	七三・四	四三・二
年	三三三・三	二二四・四	一〇六・八	一四二・二	一五七・五	六四・〇	五六・三	四六・六	三七・六	四九・一	九二・五	一一二・七	一九四・六	一八三・五	一八四・三	一一八・六

即チ恒風ハ全年ヲ通ジテ北春ハ北夏ハ西南西秋ハ北冬ハ北ナリ

備考

本表ハ附近測候所若ハ其ノ他ノ調査ニ依リ作製スベシ

春ハ三、四、五月夏ハ六、七、八月秋ハ九、十、十一月冬ハ十二、一、二月トス

(ロ) 降雨量及降雨日數 (自大正何年至昭和何年五箇年間観測平均)

種別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
降雨量	六六・二	八〇・五	一二四・三	一四四・六	一五五・六	一七一・三	一五一・八	二〇二・二	二七二・五	二〇四・二	九四・〇	六四・八	一七三三・〇

日降雨數	八	九	一四	一四	一四	一六	一三	一一	一六	一四	一〇	七	一四七
------	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	-----

備考

本表ハ附近測候所若ハ其ノ他ノ調査ニ依リ作製スベシ

(ハ) 雪

十二月下旬ヨリ三月上旬ニ至ル期間ニ於テ降雪日數平均五十日ヲ算スレドモ積雪ニ尺ヲ出デズ港灣利用上著シキ支障ナシ

備考

降雪ノ期間及積雪ノ状況ヲ記載スベシ

(ニ) 濃霧

六月ヨリ八月ニ至ル間ニ於テ朝五時ヨリ六時頃迄濃霧ヲ發生スル事アレドモ航行ニ支障ナシ

備考

濃霧ノ期間及状況ヲ記載スベシ

(ホ) 結氷

一月ヨリ三月ニ至ル間ニ於テ時々防波堤内ニ薄キ氷結ヲ見ル事アレドモ航通ニ支障ヲ來スコトナシ

備考

結氷ノ期間及状況ヲ記載スベシ

(ヘ) 流氷

一月ヨリ三月ニ至ル間ニ於テ本港内外ニ襲來ス初期ニ來ルモノハ概シテ扁平ニシテ厚サ四五尺水面上僅カニ四、五寸ニ過ギザルモ三月上旬以降ニ來ルモノハ厚サ十尺ニ及ビ水面上四、五尺ノ高サヲ表ハスヲ見ルコトアリ其ノ大サハ長幅共ニ二百尺ニ達スルモノアリ速度ハ最大一秒時十尺四寸ナルヲ實測セリ

備考

流氷ノ期間及状況ヲ記載スベシ



二十一 荷役能力

(イ) 港内人夫

種別	員數	一人一日ノ平均賃銀	一人一日ノ荷役能力		摘
			種類	噸數	
沖仲仕人夫	四、二〇〇人	三・〇〇	石炭	二・五	
濱仲仕人夫	一、二〇〇	三・五〇	石炭	一・五	
陸仲仕人夫	八〇〇	二・五〇	石炭	一・五	

備考

一人一日ノ荷役能力ハ主要貨物ニ依リ計算スベシ計算ニ用フル貨物ノ品名ヲ附記スベシ

(ロ) 解舟

種別	隻數	總噸數	一隻當リ噸數			摘
			最大	最小	平均	
解船	二、八〇四	二七六、六二〇噸	一四〇・〇噸	二七・〇噸	九八・六噸	一隻ノ積載量ヲ噸數ヲ以テ計算ス 間數船ノ噸數ヲ表ハス場合ハ其ノ計算法ヲ 示スベシ例ヘバ三間船ハ十倍シテ五噸ヲ加 ヘタル三十五噸ヲ以テ表ハスガ如シ
間船	一、二五〇	六二、五〇〇	一五五・〇	二五・〇	九〇・〇	

(ハ) 曳船

種別	名稱	總噸數	機		馬力	摘
			種別	關		
發動機船	梅號	八〇噸	石油發動機	關	一〇〇	
同	櫻號	五〇	ディーゼル機關	關	八〇	
小汽船	桃丸	六五	電氣推進	關	一五〇	
小蒸汽船	松號	一二〇	蒸汽機關	關	一二〇	
同	杉丸	七〇	同	關	九〇	

備考 各別ニ記載スベシ

二十二 回漕業者

所在地	名稱又ハ氏名	摘	港名
何府何町二五	株式會社何回漕店		
何府何里三〇	何運輸會社		
何府何町二	何組		
何府何町五二	何某商店		

二十三 船用品販賣業者

所在地	名稱又ハ氏名	主要販賣品目	港名
何府何通二〇	何商會	船具工業用品	







種 別	船 名	總 噸 數	登 簿 噸 數	備 考	
				帆 船	汽 船

備考

一 本表ニハ外國貿易ニ從事スル貨客船ハ之ヲ省クモ開港ニ於テ入港手續終了後資格ヲ變更シテ入港シタル船舶又ハ避難船舶及外國漁船ニシテ寄港若ハ避難シタル船舶ハ之ヲ調査算入スルコト  
二 本表ハ總噸數五噸以上積石數五十石以上ノモノニ就キ登簿噸數及積石數ニ依リ調査スベシ  
不登簿船舶(石數船ヲ除ク)ニ在リテハ左ノ割合ヲ以テ登簿噸數ニ換算ノコト

(イ) 汽 船 貨客船 總噸數十噸ニ對シ登簿噸數

四 噸

(ロ) 帆 船 貨客船 總噸數十噸ニ對シ登簿噸數  
機關ヲ有スルモノ  
機關ヲ有セザルモノ  
機關ヲ有スルモノ  
機關ヲ有セザルモノ

七五八五 噸噸噸噸

- 三 石數船八十石ヲ以テ登簿噸數一噸ニ換算スベシ
- 四 入港船舶ハ積載貨物ノ有無ニ拘ラズ調査スベシ
- 五 主トシテ魚類ヲ運搬スル船舶及曳船用汽船ハ貨客船トシテ調査スベシ
- 六 入港最大船舶欄ニハ一年間ニ入港シタルモノニシテ總噸數ニ於テ最大ナリシ船舶ニ就キ記載スベシ

港 名

二 乗降船客表 (何年)

航 路 別	乘 込 人 員	上 陸 人 員	計	前 年 分 合 計	備 考

備考

- 一 本表ハ船舶ニ依リ一年間ニ出入シタル乗降客ヲ調査スベシ
- 二 乗降客ハ賃金支拂ノ有無ニ拘ラズ調査スベシ
- 三 同一港内ヲ往來スル乗降客ハ調査スルニ及バズ
- 三 移出入貨物品種別表 (何年)

港 名

品 種	單 位	移 出		移 入	
		單 價	數 量	單 價	數 量
馬 (動物)					
計					







- ハ 第三欄=ハ「自家用」、「營業用」ノ區別ヲ記入ス(該當事項=○ヲ附シ他ヲ抹消ス)
- ニ 第四欄=ハ「乗用」、「貨物」、「特殊用途」ノ用途別ヲ記入ス(該當事項=○ヲ附シ他ヲ抹消ス)
- ホ 第五欄=ハ特殊用途自動車=付「油輸送用」、「患者運搬用」、「撒水用」、「消防用」、「牽引用」等ノ別ヲ記入ス(該當事項=○ヲ附シ他ヲ抹消ス掲記以外ノモノナルトキハ餘白=之ヲ記入ス)
- 二 乗車定員中=ハ操縦者其ノ他ノ乗務員ヲ含メ記入ス
- 三 形状欄=ハ「箱形」、「幌形」、「平形」、「三方開形」等ノ別ヲ記入ス(該當事項=○ヲ附シ他ヲ抹消ス掲記以外ノモノナルトキハ餘白=之ヲ記入ス)
- 四 原動機ノ種類欄=ハ其ノ使用スル原動機=依リ「ガソリン機關」、「ターセル機關」、「電気機關」、「蒸氣機關」等ノ別ヲ記入ス(該當事項=○ヲ附シ他ヲ抹消ス掲記以外ノモノナルトキハ餘白=之ヲ記入ス)
- 五 シリンドラ總容積ハ下記=依リ算定記入ス  

$$H=0.000785ND^2S$$

$$\begin{cases} H=シリンドラ總容積 \\ N=シリンドラ數 \\ D=シリンドラ内徑(耗) \\ S=行程(耗) \end{cases}$$
- 六 特殊燃料装置欄=ハ特殊ノ燃料装置ヲ有スルモノ=付「木炭用」、「メタノール用」、「壓縮ガス用」等ノ別ヲ記入ス(該當事項=○ヲ附シ他ヲ抹消ス掲記以外ノモノナルトキハ餘白=之ヲ記入ス)
- 七 其ノ他欄=ハ例ヘバ「六輪車」、「四輪駆動車」、「自動荷卸装置附」、牽引自動車=付テハ「裝軌式」、「裝輪式」、「半裝軌式」ノ如ク注意スベキ特殊型式又ハ構造装置=付記入ス

ハ 所有者ノ調査シ難キ向=在リテハ使用者ヲ所有者ト看做シ記入スルモ妨グズ  
 第二號様式 削除  
 第三號様式

自動車運轉者調査表 何 道 昭和 年十二月末日現在調査

種 別	三十五歳未満		三十五歳以上		計
	陸 軍	海 軍			
兵役關係者 (國民兵役ニ在ル者ヲ除ク)	男	内地人			
		朝鮮人			
		外國人			
	女	内地人			
		朝鮮人			
		外國人			
合 計					

自動車調査表		昭和 年度	
種 類	普通自動車 特殊自動車(第 種) 小型自動車	車 名	
	自動自轉車 類 細 別	單車、側車附、後 車附、三輪車	年 式
及 用 途	自家用、營業用	式 及 構 造	年 式
	乗用、貨物、特殊用途		形 狀
用 途	特殊 細用別	原動機 ノ種類	箱形、幌形、平形、 三方開形、
	油輸送用、患者運搬用、 撒水用、消防用、 牽引用、	ガソリン機關、電気機關、 ターセル機關、 蒸氣機關、	筒 數
車 輛 番 號	第 號	シ リ ン ダ 總 容 積	筒
乘 車 定 員	人	定 格 出 力	立方種
最大積載量	疋	特殊燃 料装置	キロワット
所有者ノ住所 及氏名又ハ名稱		其ノ他	木炭用、メタノール用、 壓縮ガス用、
車 輛 置 場			用
製 作 ノ 年	大正 昭和 年		
備 考			

(裏)

記載注意

- 一 種類及用途欄=ハ次ノ如ク記入スルコト
- イ 第一欄=ハ「普通自動車」、「特殊自動車」、「小型自動車」、ノ種類ヲ記入シ(該當事項=○ヲ附シ他ヲ抹消ス)特殊自動車=限リ第何種ト記入ス
- ロ 第二欄=ハ自動自轉車ノ類(單車、側車附、後車附、三輪車)=付其ノ種別ヲ記入ス(該當事項=○ヲ附シ他ヲ抹消ス掲記以外ノモノナルトキハ餘白=之ヲ記入ス)



朝鮮私設鐵道資源調査規則

昭和五年三月三十一日  
朝鮮總督府令第二十六號

改正 昭和六年三月第二八號、七年三月第三四號、八年三月第三二號、一一年七月第五〇號、一五年一〇月第二四號、一六年一月第一〇號

朝鮮私設鐵道資源調査規則左ノ通定ム

朝鮮私設鐵道資源調査規則

第一條 資源調査法第一條ノ規定ニ依ル朝鮮私設鐵道ニ關スル資源ノ調査ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 南滿洲鐵道、朝鮮鐵道、朝鮮京南鐵道、朝鮮京東鐵道、新興鐵道、朝鮮平安鐵道、西鮮中央鐵道、京春鐵道、端豐鐵道、平北鐵道、多獅島鐵道及北鮮拓殖鐵道ハ第一號、第二號、第八號及第十號樣式ニ依リ毎年四月末日迄ニ、第三號乃至第七號及第十一號樣式ニ依リ毎年六月末日迄ニ當該事項ヲ調査記入シ各四通ヲ朝鮮總督府鐵道局長（以下單ニ鐵道局長ト稱ス）ニ提出スベシ

前項第一號樣式ニ依ル調査ハ左ノ線路區分ニ就キ之ヲ爲スベシ  
南滿洲鐵道  
北鮮線 上三峰南陽間、南陽羅津間  
黃海線 沙里院上海間、上海長淵間、上海東海州間、東海州海州港間、土城甕津間  
忠北線 烏致院忠州間  
朝鮮京南鐵道  
京畿線 天安長湖院間

忠南線 天安長項間  
朝鮮京東鐵道 水原驪州間、水原仁川港間  
新興鐵道 咸興泗水間、五老赴戰湖畔間、西咸興西湖里間  
朝鮮平安鐵道 鎮南浦龍岡溫泉間  
西鮮中央鐵道 開通區間  
京春鐵道 城東春川間  
端豐鐵道 端川洪君間  
平北鐵道 定州水豐間、富豐青水間  
多獅島鐵道 開通區間  
北鮮拓殖鐵道 古茂山茂山間

第三條 南滿洲鐵道、朝鮮鐵道、朝鮮京南鐵道、朝鮮京東鐵道、新興鐵道、朝鮮平安鐵道、西鮮中央鐵道、京春鐵道、端豐鐵道、平北鐵道、多獅島鐵道及北鮮拓殖鐵道ハ第九號樣式ニ依リ毎年四月末日迄ニ左ノ所屬停車場平面圖各四通ヲ鐵道局長ニ提出スベシ  
南滿洲鐵道 上三峰、潼關、南陽、羅城、訓戎、新阿山、阿吾地、雄基、羅津  
朝鮮鐵道 沙里院、上海、長淵、東海州、海州、甕津、海州港、土城、烏致院、清州、忠州  
朝鮮京南鐵道 天安、長湖院、長項  
朝鮮京東鐵道 水原、驪州、仁川港  
新興鐵道 咸興、西咸興、五老、泗水、赴戰湖畔、西湖里  
朝鮮平安鐵道 鎮南浦、龍岡溫泉  
西鮮中央鐵道 勝湖里、平南江東  
京春鐵道 城東、硯村、春川

第一號樣式

端豐鐵道 端川、洪君  
平北鐵道 定州、水豐、富豐、青水  
多獅島鐵道 新義州、楊市、多獅島港  
北鮮拓殖鐵道 古茂山、茂山  
第四條 第二條ニ掲グル私設鐵道ヲ除クノ外ノ私設鐵道ハ第三號乃至第七號樣式ニ依リ當該事項ヲ調査記入シ毎年六月末日迄ニ各四通ヲ鐵道局長ニ提出スベシ

第五條 第二條及第三條ノ規定ニ依リ提出スベキ第一號、第二號、第八號及第九號樣式ニ關スル事項ハ第二回以後ノ報告ニ限り異動報告ヲ以テ之ニ代ルコトヲ妨グズ  
附則 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鐵道名稱  
主ナル事務所ノ所在地

線路容量調査表

取扱官廳名	線名	區	開	列車最大		一列車最大牽引換算車數		最大列車回數	列車運行實數			備考
				一列車最大連結貨車數	一列車最大牽引換算車數	旅客列車回	混合列車回		貨物列車回	混合計回		
朝鮮總督府鐵道局長	妙			上								
				下								
				上								
				下								

（所有者）  
姓名又ハ名稱  
住 所  
（借受人）  
昭和 年 月末日現在調査



























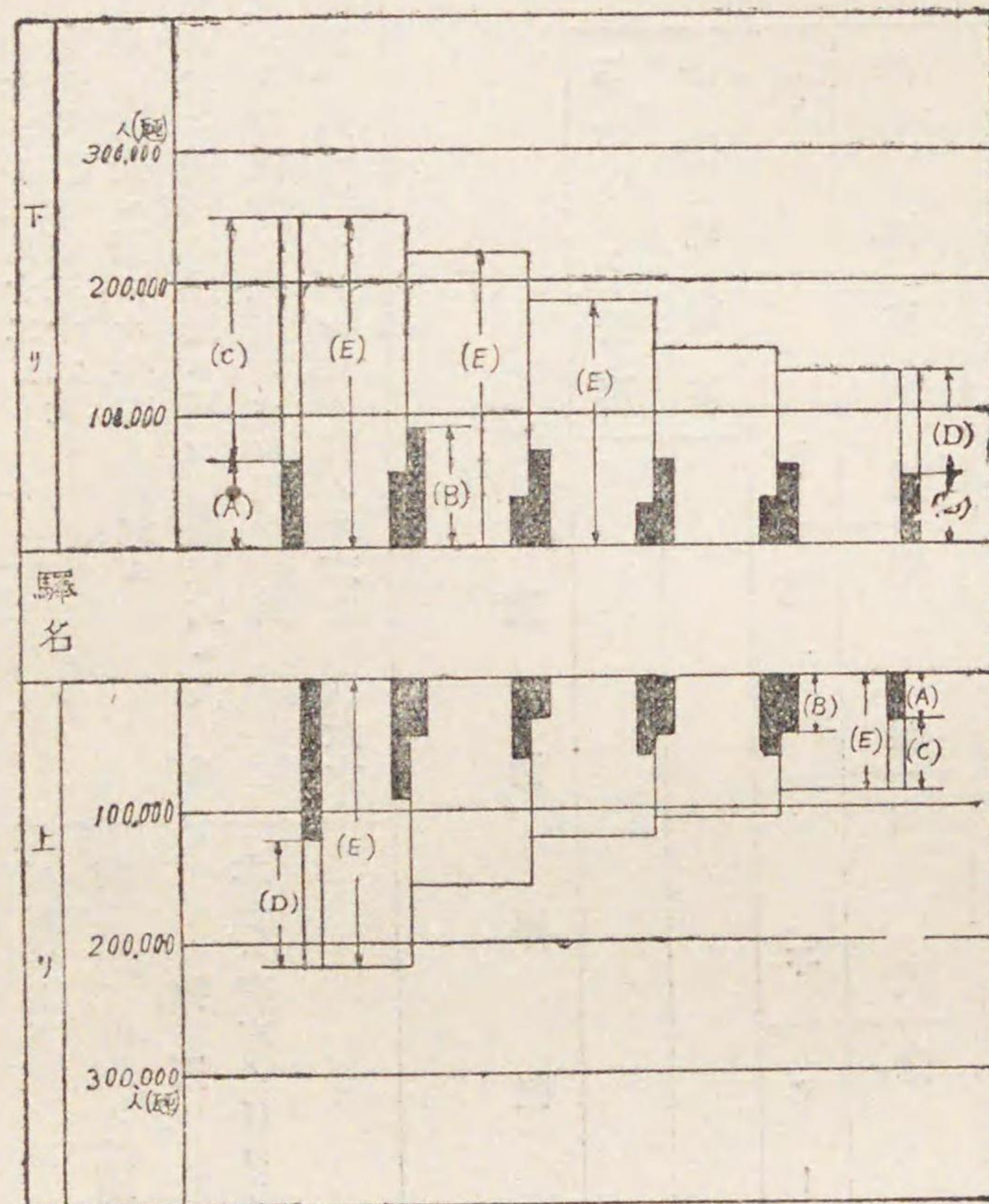




第十一號様式

何線各驛旅客(貨物)發著及通過數(量)圖表

鐵道名  
自昭和 年 月 日至昭和 年 月 日調査



凡 例	
(A)	其ノ驛發數
(B)	其ノ驛着數
(C)	他線支線ヨリ接續驛ヲ經テ當該線ニ入ル數
(D)	當該線ヨリ接續驛ヲ經テ他線又ハ支線ニ出スル數
(E)	其驛ヲ通過スル總數

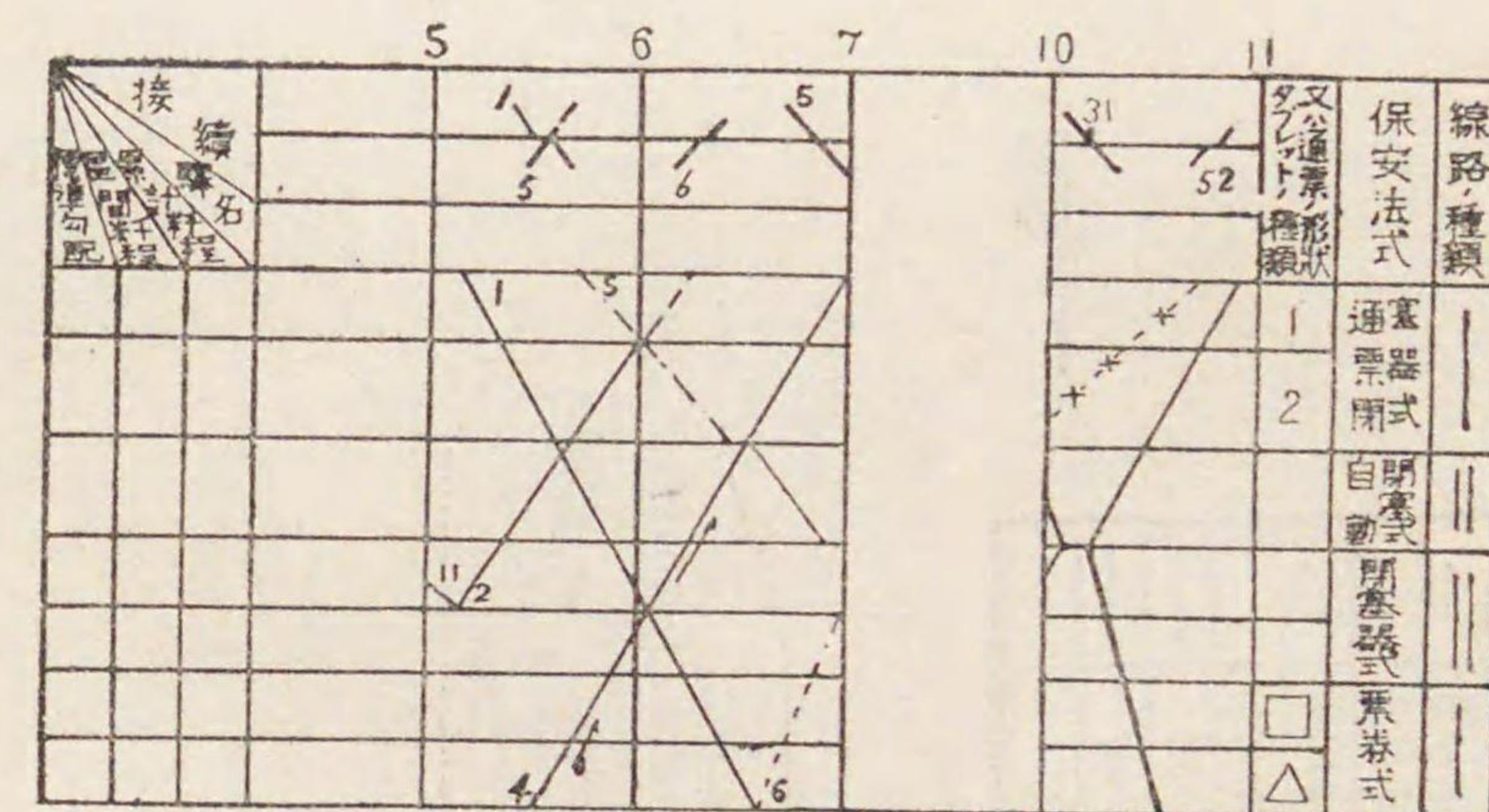
記載注意

- 一 本表ハ三月末日調査トシ既往一年間ノ狀況ニ付記載スベシ
- 二 本表ハ六月末日迄ニ四通ヲ提出スベシ

第十號様式

何線列車運行圖表

鐵道名  
昭和 年 月 日現在



凡 例	
( )	聯絡停車場 ←← 汽 動 車
◎	停 留 場 ←← ガソリン車
×	信 號 所 □□ 空客車迴送列車
⊗	貨物専用驛 →→ 單行機關車
△	機關車所在驛(本線支線) →→ 不定期/單行機關車
—	旅客列車(本線支線) →→ 驛ヲ通過スルトキ
—	電 車(本線支線) →→ 不定期列車
—	混合列車 — 單 線
—	貨物列車(本線支線) — 複 線

記載注意

- 一 本表ハ三月末日現在ノ狀況ニ付記載スベシ
- 二 本表ハ四月末日迄ニ四通ヲ提出スベシ
- 三 前項調査ノ日ヨリ一年內ニ記載事項ノ變更ヲ爲シタルトキハ其ノ都度同  
上手續ヲ爲スベシ







種 類	棒 鋼 (丸、角、)	形 鋼 (山形、 丁形、 溝形等)	軌條及 線日板	線 材	鋼 管	帶 鋼	金 屬			鋼 板	計	ア リ キ	合 計
							厚 板 (六 以 上)	中 一 耗 以 上 六 耗 未 滿	薄 板 (六 以 下)				
生産	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量
輸入	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
移入	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
購入	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
輸出	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
移出	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
販賣額 (輸出及 移出ヲ 除ク)	販賣業 者向 實需向												
月末在庫数量(吨)													

備考

[朝]

### ●資源調査法第一條ノ規定ニ依ル 特種技術者調査ニ關スル件

昭和十三年六月十七日  
陸軍省令第二十二號

資源調査法第一條ノ規定ニ依ル特種技術者調査ニ關スル件左ノ通定ム

**第一條** 本令ニ於テ特種技術者ト稱スルハ陸軍ノ兵役ニ在ル工場又ハ事業場ノ従事者ニシテ別ニ定ムル資格標準ニ該當スルモノヲ謂フ

前項ノ資格標準ハ之ヲ工場又ハ事業場ノ事業主ニ指示スルモノトス

**第二條** 陸軍大臣ノ指定スル工場又ハ事業場ノ事業主ハ別ニ指示スル所ニ依リ當該工場又ハ事業場ノ特種技術者ニ就キ調査シ報告書ヲ作製シテ陸軍大臣ニ提出スベシ

**第三條** 前條ノ規定ニ依リ報告シタル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ別ニ指示スル所ニ依リ當該工場又ハ事業場ノ事業主ハ其ノ都度之ヲ陸軍大臣ニ報告スベシ

附則

統計 國勢調査 第五章 資源調査

### ●朝鮮重要物資現在高調査規則

昭和十六年三月十一日  
朝鮮總督府令第六十二號

資源調査法第一條第二項ノ規定ニ依リ朝鮮重要物資現在高調査規則左ノ通定ム

朝鮮重要物資現在高調査規則

**第一條** 資源調査法第一條ノ規定ニ基ク朝鮮ニ於ケル重要物資ノ現在高ノ調査ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

**第二條** 調査ヲ行フ重要物資(以下調査物資ト稱ス)ノ種類、調査ヲ行フ期日(以下調査期日ト稱ス)及調査ヲ受クベキ者(以下報告義務者ト稱ス)ハ別表ニ依ル

朝鮮總督府ニ必要アリト認ムルトキハ調査物資ヲ指定シ之ニ付前項ノ規定ニ依リ調査期日以外ノ期日ニ調査ヲ行フコトアルベシ

**第三條** 調査ハ營業所、工場、事業場其ノ他經營ノ場所(以下事務所ト稱ス)毎ニ之ヲ行フ但シ事業所ノ一定セザル者又ハ事業所ヲ有セザル者

三一九



























アセト酢酸エチル アセト酢酸エーテル  
 アセトフェノン アツェトフェノン  
 アセトン チメチルケトン、プロパノン、醋精、アツェトン  
 アセトン油 アツェトン油  
 阿仙薬チンキ 阿仙薬丁幾  
 壓縮酸素 壓縮酸素  
 壓縮水素 壓縮水素  
 アニシジン アニシジン  
 アニソール アニソール  
 アニリン アニリン油  
 アネトール アネトール  
 亜砒酸 無水亜砒酸、白砒石、礬石  
 亜砒酸カリ液 亜砒酸カリウム液、ホーレル水、法水  
 亜砒酸石灰 亜砒酸カルシウム  
 亜砒酸ソーダ 亜砒酸曹達、亜砒酸ナトリウム  
 阿片 鴉片  
 亞麻仁油 亞麻子油  
 アミドール 鹽酸アミドフェノール  
 アミノアゾトルオ アミドアゾトルエン  
 アミノアゾベンゾ アミドアゾベンゾール、アミノアゾベンゼン  
 ール  
 アミノアントラキ アミドアンストラキノン、アミドアントラヒノン

ノン  
 アミノサリチル酸 アミドサルチル酸  
 アミノナフトール アミノナフトールスルフォン酸、アミドナフトール硫  
 スルホン酸 基酸  
 アミノナフトール アミドナフトール二硫基酸  
 チスルホン酸  
 アミノフェノール アミドフェノール  
 アミルアルコール アミルアルコール  
 アラビアゴム アラビアゴム、アラビヤガム  
 アラビノーズ アラビノーズ  
 アリザリン アリザリン  
 アリルチオ尿素 チオシナミン  
 亜硫酸ガス 二酸化硫黄、無水亜硫酸  
 亜硫酸カリ 亜硫酸カリウム、亜硫酸加里  
 亜硫酸ソーダ 亜硫酸ナトリウム、亜硫酸曹達  
 亜硫酸マグネシア 亜硫酸マグネシウム  
 亜磷酸ソーダ 亜磷酸ナトリウム、亜磷酸曹達  
 アルコール 酒精、アルコール、エチルアルコール、エタノール、  
 水酸化エタン、メチルカルビノール  
 アルテアシロップ アルテア舍利別  
 アルミナ 酸化アルミニウム  
 アルミニウム 輕銀、アルミナム、アルミニウム  
 アルミニウム粉 粉狀アルミニウム

〔朝〕

アルミン酸ソーダ アルミン酸ナトリウム、アルミン酸曹達  
 アルファナフトール アルハナフトール、アルファナフトール  
 アルファナフチル アルファナフチラミン  
 アミン  
 アルプミン アルピュミン、蛋白  
 安息香 ベンズイン、ベンジヤミンゴム、安息香脂  
 安息香酸 安息香酸、ベンゾエ酸  
 安息香酸アンモン 安息香酸アムモニウム  
 安息香酸ソーダ 安息香酸ナトリウム、安息香酸曹達  
 安息香酸ベンジル 安息香酸ベンジルエステル、ベンジルベンジアト  
 アシナカ 安息香酸ナトリウムカフェイン、安那加  
 アンチヒリン フェニルサメチルヒラツオロン、ヒリン、安知必林  
 アントラキノン アンストラキノン、アントラヒノン  
 アントラセン アンストラセン、アントラツエン  
 アントラセン油 アントラツエン油、アンストラセンオイル、アンストラセ  
 ン油  
 アンストラニル酸 アンストラニル酸  
 アンモニア アムモニヤ、アンモニヤ  
 アンモニア水 安母尼亞水、アムモニヤ水、アンモニヤ水  
 アンモニアガス アムモニヤ瓦斯  
 アンモニア茴香精 アムモニヤ茴香精、アンモニヤアニス精、茴茴精、茴  
 亞精

(備考アンモニヤウイキョウセイト讀ム)  
 アンモン明礬 アムモニウム明礬、アムモニア明礬  
 アンチモン 安知母尼、アンチモニー、錫  
 イオノン イオノーン、ヨノーン  
 イソシアン酸フェニル フェニルイソチヤナート  
 ニル  
 一塩化ヨード モノクロルヨード、一鹽化沃素、一鹽化沃度  
 一酸化炭素 酸化炭素  
 一酸化鉛 リサージ、黄色酸化鉛、密陀僧  
 イヒチオールスル スルフオイヒチオール酸アンモニウム、イヒチオール、  
 ホン酸アンモン イヒチオール硫基酸アンモニウム  
 イボタ蠟 白蠟(林産物)、蠟白蠟、蜡蠟  
 イリス油 オリス油、イリス根油  
 インヂゴカルミン インヂゴカーミン  
 印度大麻エキシ 印度大麻越幾斯  
 茴香油 小茴香油、フェシネル油、フェシニエル油  
 (備考ウイキョウセイト讀ム)  
 ウラウルシ葉 ウヴァウルシ葉  
 ウンデシルアルコ アンデシルアルコホル  
 ール  
 荏油 荏胡麻油、エゴマ油、エノ油、蘇子油  
 (備考エノアラト讀ム)  
 エキス劑 越幾斯劑  
 液體亞硫酸 液狀亞硫酸  
 液體アンモニヤ 無水アムモニヤ、液化アンモニヤ、液狀アムモニヤ、



壓縮アンモニア、無水安門、液安

- 液體塩素
- 液體空氣
- 液體酸素
- 液體炭酸
- エチルカルバゾール
- エチルセルロース
- エチル炭酸キニーネ
- エチルベンジルアミン
- エチルベンジルアニリン
- エナント酸エチル
- 塩化亜鉛
- 塩化アルミニウム
- 塩化アンモン
- 塩化カドミウム
- 塩化カリ
- 塩化カルシウム
- 塩化クロム
- 塩化ストロンチウム
- エチル纖維素
- エチル炭酸キニーネ、オイヒニン、エチル炭酸キニーネ、キニトール炭酸エチルエステル
- エチルベンゼン、エチルベンチールアミン
- ヘプチル酸エチル、エナントエステル、エチルエナント
- クロル亜鉛
- 塩化アルミニウム
- 塩化アムモニウム、塩化アムモニア、クロールアンモン、クロールアムモニウム、礫砂
- 塩化カドミウム
- 塩化加里、クロールカリウム、クロールカリ
- クロールカルチウム、クロールカルシウム
- 塩化クロム
- 塩化ストロンチウム、塩化ストロンチウム

〔朝〕

- クブレイン
- 塩酸エチルモルヒネ
- 塩酸エフエドリン
- 塩酸エメチン
- 塩酸キニーネ
- 塩酸コカイン
- 塩酸ナアメチルモルヒネ
- 塩酸アニシチン
- 塩酸トリチン
- 塩酸トロバコカイン
- 塩酸パラアミノフェノール
- 塩酸ヒドロキシルアミン
- アミン
- 塩酸ピロカルピン
- 塩酸フェニルヒド
- ラジン
- 塩酸ベンシチン
- 塩酸モルヒネ
- チオニン
- エフエドリン、エフエドリン鹽酸鹽
- エメチン鹽酸鹽
- 鹽規
- コカイン、鹽古加
- 鹽酸ヘロイン、鹽ヘロ
- アニシチン鹽酸鹽、ダイアニシチンハイドロクロライド
- トリチン鹽酸鹽
- トロバコカイン鹽酸鹽
- パラアミノフェノール鹽酸鹽
- 鹽酸ヒドロキシルアミン
- ピロカルピン鹽酸鹽
- 鹽酸フェニルヒド
- ベンシチン鹽酸鹽、ベンシチンハイドロクロライド
- モルフィン鹽酸鹽、鹽莫、鹽モヒ、モヒ

- 塩化スルフル
- 塩化スルホン酸
- 塩化第一錫
- 塩化第一鉄
- 塩化第二銅
- 塩化第二鉄
- 塩化第二錫
- 塩化ニッケル
- 塩化白金ナトリウム
- 塩化バラヂウム
- 塩化バリウム
- 塩化マグネシウム
- 塩化マンガン
- 塩化硫黄
- 塩化リチウム
- 塩酸アニリン
- 塩酸アポモルヒネ
- 塩酸エチルヒドロ
- スルフルクロリド、クロルスルフル
- クロールスルフォン酸
- 亜錫化錫、亜クロール錫
- 亜錫化鉄、亜クロール鐵
- 亜錫化銅、亜クロール銅
- 四錫化錫
- 過錫化鐵、クロール鐵
- クロール鉛
- クロールニッケル
- 鹽化白金ソーダ
- 亜錫化バラヂウム、亜クロールバラヂウム
- クロールバリウム
- 鹽化マグネシア、鹽化苦土、クロールマグネシウム
- クロールマンガン、鹽化滿儉
- サルファークロライド、一錫化硫黄
- 鹽化リチウム、リチウムクロライド
- クロール水素、鹽化水素、クロール水素酸
- アニリンソルト、アニリンザルツ、アニリン鹽酸鹽
- アポモルヒネ鹽酸鹽
- オプトヒン、レミジン

- 塩酸ヨヒンピン
- 塩素
- 塩素酸カリ
- 塩素酸コバルト
- 塩素酸ソーダ
- 塩素酸バリウム
- 鉛丹
- 鉛白
- エーテル
- エーテル精
- ガイゲノール
- 黄血塩
- 黄血ソーダ
- 黄降汞
- 黄色ヨード汞
- 黄磷
- オキシ塩化磷
- オキシキノリン
- オキシシアン水銀
- オキシナフトエ酸
- ヨヒンピン鹽酸鹽
- クロール、クロリン
- クロール酸加里、クロール酸カリウム、鹽素酸加里、鹽酸加里、鹽剝
- クロール酸コバルト、鹽酸コバルト
- クロール酸曹達、クロール酸ナトリウム、鹽素酸曹達、鹽酸曹達
- クロール酸バリウム、鹽酸バリウム
- 光明丹、赤鉛、赤色過酸化鉛、メンニゲ、赤レツド
- 次炭酸鉛、鹽基性炭酸鉛、白鉛、唐ノ土
- 依的兒、エチルエーテル、イーサー
- ホフマン液、依的兒精
- エセノール、ユーゼノール
- 黄色血滴鹽、フェロ青化加里、フェロシヤンカリ、黄血カリ
- フェロシヤンナトリウム、フェロ青化曹達
- 黄色酸化汞
- 亜ヨード汞、黄沃汞、ヨード第一水銀、沃化第一水銀
- 磷、白磷
- 酸鹽化磷、酸三鹽化磷
- オキシキノリン
- オキシシアン水銀
- ヒドロキシナフトエ酸



オキシナフトエ酸 アニリド、ヒドロキシナフトエ酸  
 アニリド アニリド  
 オクチルアルコール オクチルアルコール  
 オスミウム酸 オスミウム酸、オスミン酸  
 オブラート 糊皮、オブラート  
 キノゾール  
 オルトオキシキノリンスルホン酸  
 オルトトルイザン オルトトルイザン  
 オルトトルオール オルトトルエンスルファミド  
 スルファミド  
 オレイン酸 油酸、オレイン(工業用液體脂肪酸)  
 オレイン酸ソーダ 油酸曹達  
 オレンシ油、橙油  
 揮發芥子油、アリアル芥子油、カラシ油  
 カイナイト  
 海人草 マクリ、海仁草  
 過塩素酸カリ 過クロル酸カリウム  
 過塩酸曹達、過クロル酸ナトリウム  
 カカオバター  
 過酸化水素、過酸化水素液、オキシフル、ペルキシール、ペルボーン  
 過酸化ナトリウム、過酸化曹達

過酸化鉛 二酸化鉛  
 過酸化バリウム 過酸化重土  
 過酸化マグネシア 過酸化マグネシヤ、過酸化マグネシウム  
 カシア木 クワツシア木、苦木  
 カスカラサグラダ ラムニスプルシアナ皮  
 苛性カリ 苛性加里、水酸化カリウム、水化カリウム、苛性ボツ  
 苛性ソーダ 苛性曹達、水酸化ナトリウム、苛性ナトリウム、苛性  
 ナトロン、水化ナトロン、腐蝕曹達  
 カセイソ  
 活性炭 活性植物炭、活性炭素  
 果糖 レヴェロース、レブローセ、フルクトーゼ  
 カナダバルサム カナダバルサン  
 カフェイン 茶精、ティン  
 カプセル 膠囊  
 過硼酸ソーダ 過硼酸ナトリウム、過酸化硼砂、スルボラックス  
 過マンガン酸カリ 過マンガン酸カリウム、過マンガン酸ボツタシウム、  
 過満俺酸加里、過満剝  
 過マンガン酸石灰、過マンガン酸カルシウム  
 カヤブテ油 カエプト油  
 過ヨード酸カリ 過ヨード酸カリウム、過沃素酸加里  
 カラメル 燒糖  
 カリ石鹼 軟石鹼

過硫酸アンモン 過硫酸アンモニア、過硫酸アムモニウム  
 過硫酸カリ 過硫酸加里、過硫酸カリウム  
 過燐酸石灰 過燐酸  
 カルナウバ蠟 カイノバワックス、カーナウバ蠟、棕櫚蠟  
 カルバゾール カルバゾール、カーバゾール  
 カルミン カーミン、洋紅  
 カルルス塩 人工カルルス鹽、人カル  
 甘汞 亞クロール汞、鹽化第一水銀、第一鹽化汞、カロメル  
 甘硝石精 亞硝酸エチール精、甘精  
 含水石炭酸 液狀石炭酸、流動石炭酸、溶石酸  
 カンタリス 豆斑猫  
 寒天 アガル  
 含糖ハプシン 含ハプ、含糖ハプシネ  
 カンフル 精製樟腦(藥用)  
 カンフルオレフ油 樟腦オレフ油  
 カンフルチンキ 樟腦精  
 ガンマ酸 2-アミノノールナフトール-1-スルフォン酸  
 肝油 鱈肝油(藥用)  
 ガーゼ 精製綿紗、精製ガーゼ、脱脂ガーゼ  
 カーナリット カーナライト、カルナリット  
 カーバイド 炭化石灰、カルシウムカーバイド、炭化カルシウム  
 蟻酸アンモン 蟻酸アムモニウム、蟻酸アンモニア  
 蟻酸エチル 蟻酸エチルエステル

蟻酸ソーダ 蟻酸ナトリウム、蟻酸曹達  
 生澁 柿澁  
 (備考キシプト讀ム)  
 キシリザン ザイリザン  
 キシロール ザイレン、キシレン、ザイロール  
 キセロホルム トリアロム石炭酸砒鉛、キセロフォルム  
 吉草酸 纈草酸、イソワレリアン酸  
 キナ酒 規那酒  
 キナ皮 規那皮  
 キナルザン ヒナルザン  
 キノリン ヒノリン  
 牛脚油 ニーツフト油  
 牛脂 タロー、牛蠟  
 魚膠 鱈膠、アイシングラス  
 (備考ギョウウト讀ム)  
 キリン血 麒麟血、龍血、ドラゴンスブラッド  
 金屬カリウム 金屬カリ  
 金屬ナトリウム 金屬ソーダ  
 キーセラリット キーセライト  
 グアヤク脂 瘰癧木脂  
 グアヤクチンキ 瘰癧木丁淺  
 グアヤコール プレンツカテヒンモノメチルエーテル  
 グアヤコールスル チオコール、スルフォグアヤコールカリウム



ホシ酸カリ  
クエン酸  
クエン酸アンモン  
クエン酸ソーダ  
クエン酸鉄  
クエン酸鉄アンモ  
クエン酸鉄キニー  
クエン酸鉄キニーネ、シトロン酸鉄キニー、枸鐵規  
クエン酸銅  
クエン酸銅、シトロン酸銅  
グッタヘルカ液  
グベバエキス  
苦味チンキ  
クリオリット  
グリコール  
グリサロピン  
グリシン  
グリセリン  
グリリス  
クルクマ試験紙  
クレオソート  
クレオソート油  
クレシナン

枸橼酸、シトロン酸  
枸橼酸アムモニウム、シトロン酸アンモニア  
枸橼酸曹達、シトロン酸ナトリウム  
枸橼酸酸化鐵、シトロン酸鐵  
枸橼酸鐵アムモニウム、シトロン酸鐵アンモン、枸鐵  
安  
枸橼酸鐵キニーネ、シトロン酸鐵キニー、枸鐵規  
枸橼酸銅、シトロン酸銅  
トラウマチン  
葦澄茄越幾斯  
苦味丁幾、苦丁  
クリオライト、クライオライト  
エチレングリコール  
精製ゴア末  
グリコール、アミノ醋酸  
リスリン、甘油、グリセロール、グリセリン  
減摩脂、減摩脂  
姜黃試験紙、薑黃試験紙、ターメリック試験紙  
クレオソート  
ケレオソート油  
メタアミノバラクレソールメチルエーテル、クレシジ

クレソチン酸  
クレソール  
クレソール石鹼液  
クレイア酸  
クロセイン酸  
クロム  
クロム酸アンモン  
クロム酸カリ  
クロム酸銀  
クロム酸ソーダ  
クロム酸鉛  
クロム酸バリウム  
クロム明礬  
クロモトロア酸  
クロルアセチル  
クロルアニリン  
クロルエチル  
クロルヒドリン  
クロルピクリン  
クロルフエノール  
クロルベンザル

シ、クレシチン  
クレソチニク酸、クレソチツク酸  
クレゾール  
クレゾール石鹼液、リゾール  
クレイア酸、ローナフチルアミン、ローアースル  
フオン酸  
アルフアナフトール、スルフォン酸  
クロム  
クロム酸アムモニウム、クロム酸アンモニア  
クロム酸カリウム、クロム酸加里  
クロム酸銀  
クロム酸ナトリウム、クロム酸曹達  
クロム酸鉛  
クロム酸バリウム、クロム酸重土  
クロム明礬  
H.O.ガオキシナフタリン、C.S.ガスルフォン酸  
鹽化アセチル、アセチルクロリド  
クロルアニリン  
クロルエチル、鹽化エチル  
エチレングリコール、鹽化エチル  
クロルピクリン、鹽化ピクリン  
クロルフエノール  
鹽化ベンザル、ベンザルクロリド

クロルベンジル  
クロルベンゾイル  
クロルベンゾール  
クロルメチル  
クロホルム  
群青  
桂アルゴール  
桂アルデヒド  
鶏冠石  
珪酸アルミニウム  
珪酸カリ  
珪酸ソーダ  
珪素  
珪藻土  
桂皮酸  
桂皮酸エチル  
珪弗化水素  
珪弗化ナトリウム  
鯨蠟  
血炭  
セラニオール  
硬化油

鹽化ベンジル、ベンジルクロリド  
鹽化ベンゾイル、ベンゾイルクロリド  
モノクロルベンゾール、クロルベンゼン、鹽化ベンジ  
ール  
鹽化メチル、メチルクロライド  
クロロフォルム  
ウルトラマリン青、ウルトラマリン  
シンナミックアルコール、チムトアルコール  
シンナミックアルデハイド、チムトアルデヒド  
二硫化砒素  
珪酸アルミニウム  
珪酸カリウム、珪酸加里  
珪酸ナトリウム、珪酸曹達、水硝子  
珪素、シリコン  
キーセルゲール、珪藻土  
肉桂酸  
桂皮酸エチルエステル、エチルシンナメート  
珪弗化水素酸  
珪弗化曹達、弗化珪酸曹達  
スパームアセチ  
血製炭  
セラニオール、シエラニオール  
硬化脂

合成冬緑油  
高度晒粉  
五塩化アンチモン  
五塩化砒素  
五塩化磷  
黒鉛  
コチニール  
骨炭  
コニアク  
五倍子チンキ  
コバイバルサム  
琥珀  
琥珀酸  
ゴム  
ゴム絆創膏  
五硫化アンチモン  
コレステリン  
コロイド銀  
コロチオン  
コロチオン綿  
コシスターチ

サルチル酸メチル、メチルサリシレート  
強度晒粉  
五塩化アンチモニー  
鹽化砒素  
フォスフォルペンタクロリド  
石墨、グラファイト  
コセニール、臘脂虫  
動物炭  
コニアク、葡萄酒アランデー  
五倍子丁幾  
骨拜巴拔爾撒謨  
アムパー  
スクシン酸  
護謨、インディアラツパー、弾力ゴム、彈性ゴム、和硫  
ゴム  
護謨絆創膏  
金硫黃  
ヒヨレステリン  
膠狀銀、可溶性銀、コラルゴール、クレデ氏銀、リザ  
ルギン  
コロチウム  
コロチウム綿、低硝化綿  
玉蜀黍澱粉